

衆議院内閣委員会議録 第十一号

平成十九年四月十一日(水曜日)

午前九時三十分開議

出席委員

河本 三郎君

理事

木村 勉君

理事

西村 康稔君

理事

田端 正広君

理事

あかま二郎君

理事

飯島 夕雁君

理事

遠藤 宣彦君

理事

木原 誠二君

理事

寺田 稔君

理事

高鳥 修一君

理事

長島 忠美君

理事

西本 勝子君

理事

原田 令嗣君

理事

小川 淳也君

理事

佐々木隆博君

理事

石井 啓一君

理事

吉井 英勝君

理事

同日

辞任

嘉数 知賢君

理事

木原 誠二君

理事

谷本 龍哉君

理事

中森 ふくよ君

理事

市村浩一郎君

理事

同日

辞任

飯島 夕雁君

理事

西本 勝子君

理事

原田 令嗣君

理事

鶴尾英一郎君

理事

佐々木憲昭君

理事

同日

辞任

丹羽 秀樹君

理事

高鳥 修一君

理事

長島 忠美君

理事

あかま二郎君

理事

同日

辞任

中森 ふくよ君

理事

嘉数 知賢君

理事

金子 恭之君

理事

谷本 龍哉君

理事

鈴木 淳司君

理事

並木 正芳君

理事

関 芳弘君

理事

木原 誠二君

理事

市村浩一郎君

理事

同日

辞任

河村たかし君

理事

同日

きなおもしになつてきました。しかしながら、その長い困難な期間に多くの企業が、大手、中小を問わず、従来の右肩上がりの高度成長期の発想で行われていた経営を抜本的に見直しました。すなわち、人口が減少し、少子高齢化が進み、グローバル化した日本の経済環境にふさわしい企業となるべく、事業の選択と集中を図りました。日本企業の多くは、こうした抜本的な事業のリストラとそれに見合う財務リストラを行い、過剰債務を解消し、筋肉質の企業へと再生しました。

その一方で、金融機関も不良債権を処理していました。特にここ数年は、企業の再生を後押しし、金融機関自体の収益も回復し、リスクテーキング能力も回復してまいりました。最近発表された日本銀行の金融システムレポートでも、銀行の金融仲介機能は、資本制約が緩和したことによるリスクテーキング能力の拡大を背景に引き続き向上している、銀行の貸出先や貸し出し形態の多様化も進み、金利や信用コスト変化への頑健性も引き続き向上していると評価しています。

こうした環境の中で、このたび、長い間必要と言われてきた政策金融の改革が行われることは、日本の金融市場発展のためにも極めて重要なことだと考えております。

従来、高度成長期においては、財政投融資は重要な役割を果たしてきましたが、その見直しはおくれていました。今回ようやく、その入り口であつた郵便貯金が民营化され、財投の出口の大宗であった郵便貯金が行なわれることによって、成熟社会にふさわしい、スリム化した公的金融に変化する契機になるとと思います。また、行政改革という観点からも、小泉政権における特殊法人整理合理化計画において、金融危機において長く先延ばしになつっていた最後の宿題に対する答えであるとも位置づけられると思つております。

私は、今回の改革で、特に二つの点を評価しております。一つ目は、時代の変化に合った形で、政策目的の観点から見直しを実施し、政策金融の必要な分野を限定することとしたこと。二つ目

は、民間にできることは民間にという官民活動分担の観点からも、証券化やデリバティブなど金融技術の発展によって可能となつた、いわば今まで一緒になつていていた金融機能の束を分解する、よくアンパンドリングというふうに言いますが、この発想を入れて、政策金融の手法 자체を見直すという改革が行われようとしていることです。

今回、新しく統合される新政策金融機関について、三つのことについて意見を述べたいと思います。第一は、的確に業務を実施し、効率的に運営されるとということ、第二に、民間金融との補完関係を継続的に工夫していくこと、第三に、情報開示を徹底し、政策評価が着実に行われるということをございます。

まず第一の、的確な業務の実施と効率的な運営についてでございます。

今回、政策的に必要と考えられる分野についてのみ業務が継続実施されるということになります。日本政策金融公庫につきましては、例えば、今後も零細企業や中小企業の特別貸し付けなど、政策目的の観点から必要と分類された分野については適切に機能していくことが求められると思います。そのためには、対象先の審査を厳密かつ的確に行い、適切なモニタリングを実施し続けるということが必要なことは言うまでもないと思つております。

特に、今後は、貸出先が何らかの問題を抱えていたり、また、生産性が低く再生が必要と判断される場合には、そうした問題を先送りする融資対応ではなく、企業を早目に再生、自立させていく方向で支援することが求められると考えております。そのためには、新しい日本政策金融公庫の職員の方々が、企業に対する目つきの力を磨き、それを蓄えて、デットガバナンスをきかせることによつて多くの中小零細企業の活性化を後押ししていただきたいというように思つております。

効率的運営という観点では、今回は、ばらばらに経営されていた四つの機関が統合するわけであります。政策金融機関が一つになるという好機を生か

し、間接部門の徹底的なスリム化、給与体系の見直し、福利厚生施設などの資産の売却、支店の統廃合などを速やかに行うなどの効率化を図ったり、証券化ノウハウを共有するなど統合に伴うシナジー効果を上げていっていただきたいと思っております。この点、能力のある経営陣を選任し、ガバナンスを確保し、こうしたリストラ効果を公表して、国民に開示していくことが欠かせないと思つております。

第二の、民間部門との補完関係のあり方についてでございます。

今回の改革は、政府系金融機関による融資残高全体を半減していくという目標に加え、日本政策金融公庫については、証券化やデリバティブを活用して、公的部門が一部リスクを負担するということによって民間のリスクテークや資金提供を促そうという発想になつてゐるよううかがわれます。証券化や保証業務に関しては、日本政策金融公庫の関与は部分保証とされていますが、官民の役割分担の観点から、その時点その時点で、民間がどうしても担えないリスクは何かということを常に検証し、政府系金融機関はその部分に限定してリスク負担をするということをしていただきたいたいと、いうように思ひます。そうすることによつて、今まで政府系金融機関がすべて負担していたリスクを民間プレーヤーにも開放し、民間のリスクテーク能力の向上を促す方向に働きかけていくことが必要だと思つております。

また、従来、政府系金融機関は、農業など民間ではなかなか融資できない特殊性を持つと言つてきました産業について融資を実施してきました。しかし、すべての産業は、多かれ少なかれさまざまな特殊性を抱えているわけで、今やこうした産業にも、銀行や協同組織金融機関だけでなく、ファンドなどの民間プレーヤーも積極的に投融資をするようになつてきてゐると思ひます。その意味でも、今後、政策金融公庫は、民間金融機関と対峙するというのではなく、民間に対してそうした産業に関する情報の提供やノウハウの移転などを

図つていただき、民間のプレーヤーのリスクテーク能力を高め、市場を育成するという観点を欠かさないようにしていただきたいと思います。

一方で、民間プレーヤーも、政策金融が撤退する分野について、積極的かつダイナミックにリスクテークをしていく姿勢が求められるということは言うまでもないと思つております。

重要なことは、将来にわたつて、その時点その時点での政府系金融機関の役割を固定的に考えるべきではなく、日本政策金融公庫は、民間のノウハウを高めて、民間のプレーヤーのリスクテーク能力を向上させるための触媒となる必要があるということだと思います。

最後に、第三ですが、政策評価や情報開示の観点です。

政策評価に関しては、各政策ごとに、各機関で培われた政策評価の手法をさらに充実させ、有効性などの観点から厳密に評価を行うことが重要だと思います。一方、金融技術は日進月歩でありまし、民間との役割分担という観点からの政策評価も重要です。対象分野や手法など、常に不断の見直しを継続的に実施していく体制をつくることが重要だと思います。

日本政策金融公庫は民間と同様の開示を行いますが、市場の一プレーヤーとしての責務だけではなく、我が国唯一の政府系金融機関としての市場に対する説明責任の観点から考えても、民間並みの会計情報、リスク情報、そしてリスク管理手法についても情報開示を行い、透明度の高い経営を行うことが欠かせないと思つております。

今回、本法案で、政策金融が民業補完と位置づけられましたが、今後、民間投資家や金融市場のプレーヤーの価格発見能力を高め、成長性のある分野、真に政策的に必要な分野に資金が提供され、我が国の経営資源の効率的な資金配分がなされいくことが求められていると思います。今回、改革を契機に、金融市场におけるよりよい官民の関係が構築され、日本経済全体が活性化していくことを望みたいと思つております。

以上で終わらせていただきます。(拍手)

○河本委員長 ありがとうございました。

次に、中里参考人にお願いいたします。

○中里参考人 大和総研経営戦略研究所の中里と

申します。きょうはよろしくお願いします。

私は、企業アナリスト、エコノミストを経て、官民の役割分担再構築という観点でいろいろと調査をしております。きょうはそういう視点から、政策金融機関の独立性とガバナンスというテーマで御報告させていただきます。

最初の方は経済学的な話なので、経済学を学んだ方にとっては復習になるような部分もあるかと思いますが、そうした観点で聞いていただければと思います。

まず、経済学的に見て、経済活動に政府が介入することが正当化されるのは、市場の失敗が存在する場合です。市場の失敗としては、不完全競争、情報の非対称性、外部性、規模の経済性、不公平性が挙げられます。特に政策金融という観点では、情報の非対称性が重要になります。

一方、政府の方ですけれども、そうやって正当化できる介入を実施する政府自身は、やはり万能ではなく、政府の失敗というものが発生し得ます。政府の失敗としては、配分の非効率性、配分の不公平性、経営の非効率性などが挙げられます。

政策金融機関は、戦後の復興や高度成長期には非常に日本経済に貢献したわけですけれども、経済の成熟化、あるいは金融市场安定化に寄与する各種の制度整備、また金融技術の進歩等によって市場の失敗の方が相対的に小さくなる一方で、社会経済環境変化への対応スピード等によって政府の失敗の問題が相対的に大きくなっているという方が、今回の政策金融改革が行われた背景にあると考えております。

市場の失敗を補完するための政策的介入が政策金融機関の機能なわけですが、やはりコストは少ない方がいいわけで、政府の失敗を防止する必要があると思います。

政策金融の目的は、政府が持つ徵税権や税収を用いた出資や補助などを通じて、先ほどの市場の失敗であらわれる情報の非対称性というものを解消するために情報生産活動を促して、そうでなければ融資がされなかつたであろうような健全なプロジェクト等に資金提供が行われるようにするこれが、政策金融機関の役目というか目的だと思います。

そういう役目がある一方で、政府の失敗が存在するわけですから、そのところを何とか最小化しなければいけない。そういうことは、理論的には、情報開示や精査あるいは経営責任の追及などにより可能というふうに考えられます。

しかし、実際には、政策金融が果たしている役割というものを適切に評価するのはなかなか難しい。幾らかかったというコストは数値的に把握できることで、それが政策金融によってどれだけ便益が発生したのか、こういうような部分は、なかなか適切な評価は難しいわけです。

また、先ほど精査とか経営責任追及などの話をしましたけれども、国民による監視というのがなかなか行われにくい。国民一人一人は影響力がそんなに大きくないので、どうしても監視するインセンティブというのが持ちにくいという状況です。

そういうような状況なので、そういう政府の失敗の問題が発生する構造等を改善して、政府活動の質を引き上げることが重要であるというふうに考えます。

そういうふた場合にどういう方策が考えられるかを考えられます。その場合、例えれば、DIT復興金融公庫というのは、監督部門である監事会には、財務大臣などの関係諸大臣のほか、連邦参議院、連邦議会、金融機関、産業界、労働組合など各種のステークホルダーが入っておりまして、そういう政策金融の目的を果たすための工夫がされていると思われます。

最後、まとめになりますが、政策金融が期待される役割を効率的に果たすことができるようになるために、ガバナンス体制の工夫が重要である。そういうふたときに、意思決定や監督の面では、民間の関係機関、金融界もそうでしょうし、産業界

政府との距離は近くなればいい。こういつたジレンマを解消するような工夫というのが必要になります。

政府による経済活動を実施する組織の独立性を高めることというのは、政府の失敗を緩和するための試みの一つであると考えます。ただし、実施組織に対し政府からの完全な独立性を与えてしまえば、これは単なる民間企業と一緒にになってしまふので、政策金融という目的が無意味になる。だから、適切な距離を保つガバナンスが重要と考えます。

そういった構築の概念としては、経済効率性とか専門性の発揮を追求するマネジメント機能と、そのマネジメント機能の部分を監視し政策目的との整合性を監督するガバナンス機能、これらを分離したシステムというのが一案ではないかというふうに考えられます。今回の法案の六条の中でも、「役員等」のところに取締役会、執行役員、監査役と書いてありますので、ある程度そういうことが想定されているのかと考えております。

そういういろいろな仕組みを考える場合に、諸外国の政策金融機関とか、あるいは広義の公的な金融関連組織、日銀なんかとかあるいは年金積立金管理運用独立行政法人等は政策金融とはまた目的が違うわけですから、金融を専門とする政府関連の組織であるというところのガバナンス体制の先行事例を参照すればよいのではないかと考えられます。その場合、例えれば、DIT復興金融公庫というのは、監督部門である監事会には、財務大臣などの関係諸大臣のほか、連邦参議院、連邦議会、金融機関、産業界、労働組合など各種のステークホルダーが入っておりまして、そういう政策金融の目的を果たすための工夫がされていると思われます。

どうもありがとうございます。(拍手)

○河本委員長 ありがとうございました。

次に、佐伯参考人にお願いいたします。

○佐伯参考人 全国中小企業団体中央会の会長の佐伯でございます。

先生方には日ごろ中小企業の振興、発展のために一方ならぬ御尽力をいただきまして、厚く御礼を申し上げます。また、本日、意見述べる機会をいただきましたことに対して、厚く御礼を申し上げる次第でございます。

全国中小企業団体中央会のもとには、全国津々浦々、あらゆる業種がありまして、中小企業者が

もううだだと思いますし、いわゆる融資を受ける方々もそうだと思います。政府がどう役割を果たすか意見も踏まえながら、政府がどう役割を果たすかということの視点が重要となります。

また、執行する場合、実際にどこに融資をするかとどこに出資するかとか、そういうような執行部分については、政府による介入というのが最小限となるようにするとともに、非効率な経営を抑制するために、そういった経営者の経営責任が問えるような仕組みを導入することが、政府の失敗を最小化するのに役立つと思われます。

なお、今回の法案では、予算、決算あるいは定期変更等についての監督が規定されていますけれども、これらに加えて、政策金融機関そのものの中に、そういう監督機能あるいは効率的な執行機能というのを埋め込むような工夫が必要と思われます。こちらは、今回の法案そのものといふよりも、「役員等」のところに取締役会、執行役員、監査役と書いてありますので、ある程度そういうふうに考えられます。このように、その後どういうふうに定款を定めるかとか、具体的なシステム構築の中で必要になつてくる部分だと思います。

また、一機関へ統合することによって、政策資金の配分に関する意思決定が集中的に行われるようになるであろう、またその意思決定プロセスを明確にすることができるようになるだろうというところを実現することが、この統合のメリットを生かす視点ではないかと考えております。

私からは以上です。

どうもありがとうございます。(拍手)

○河本委員長 ありがとうございました。

次に、佐伯参考人にお願いいたします。

○佐伯参考人 全国中小企業団体中央会の会長の佐伯でございます。

先生方には日ごろ中小企業の振興、発展のために一方ならぬ御尽力をいただきまして、厚く御礼を申し上げます。また、本日、意見述べる機会をいただきましたことに対して、厚く御礼を申し上げる次第でございます。

全国中小企業団体中央会のもとには、全国津々浦々、あらゆる業種がありまして、中小企業者が

設立した多くの中小企業の組合がございます。現在、中央会の構成メンバーは約三万二千の中小企業の組合、それからその組合の傘下に三百五万の中小企業が参画しております。我が国中小企業の約七割が結集しているという中小企業の団体であります。

私自身、昨年五月の行革推進法の審議の際にも、行政改革に関する特別委員会で意見を述べさせていただいたところでございますが、今回また、中小企業の立場から、政府系金融機関のユーズーの立場から意見を述べさせていただきたいということをございます。

まず初めに、中小企業金融における政策金融の役割とすることについて申し上げたいというふうに思います。

我が国企業の九九・七%が中小企業であります。しかも、製造業の出荷の五割、卸売業の六割、小売販売額の七割のウエートを占めております。雇用の七割というのも中小企業であります。我が国経済を支える底力であり、雇用の担い手である中小企業の多くは、依然としてまだ厳しい状態であります。大企業との業績格差、それから地域間の格差、まだまだ拡大をしているといふことがあります。このような状況の中で、経営の革新を目指してコスト削減に努め、従業員の雇用を守る日夜懸命な努力をしているというのが中小企業の現実の姿でございます。

我々中小企業というのは、バブル崩壊後、民間金融機関から一夜にして手のひらを返すような仕打ちを受けて、民間金融機関に対する不信感はいまだに払拭し切れないといふところでございます。このようないいきまことに、手を差し伸べてくれたのが、中小公庫、国民公庫あるいは商工中金等の中小企業向けの政府系金融機関でございました。中小企業を育てるという姿勢を持つて、親身になって我々を支えてくれたおかげであります。感謝をしているところでございます。

今回の政策金融改革に当たって、私のところには、全国の中小企業の方々から、統合後も中小公

庫及び国民公庫が担つてきた中小企業のための金融機能を継続してほしい、あるいは、統合後、新公庫において中小企業向けの金融機能の重要性が低下して、我々中小企業が切り捨てられるんじゃがしが行われる時代もあります。あらかじめ機械的な数値目標を設定しますと、経済金融環境の変化とか資金のニーズに応じた機動的な資金調達に支障が生じかねないという懸念をしております。したがって、貸付残高の数値目標については、不安を取り除いていただきたいというふうに思っております。

第二に、財政支援一般について申し上げます。中小企業向け金融の維持のために、財政措置の確保が必要不可欠であると考えております。新公

庫による中小企業向け貸し付けについて、推進法の衆議院及び参議院の附帯決議において、中小企業者の資金の、質、量ともに的確にこたえる旨が記載されております。これまでのとおり、質的にも量的にも十分な対応が可能であるよう、しっかりと財政支援をお願いしたいというふうに思っております。

第三に、一般貸し付けの廃止についてでございます。今回の新公庫法案において、中小公庫の一般貸し付けが廃止され、中小企業に関する重要な施策の目的に従つて貸し付けが行われる長期資金を限定するというふうなことになつております。この点に関しましては、行革推進法の附帯決議を踏まえて、今後の金融情勢に応じた、新たな政策分野に対しても機動的な制度の創設とか拡充とかそういうことを行うことによって、中小企業者に対して必要な資金がしっかりと供給されるようにしていただきたいというふうに思うわけです。

第四に、数値目標でございます。貸付残高の目標については、対GDP比半減を平成二十年度中に実現するということが行革推進法及び制度設計に決定されております。この達成に向けて、商工中金の民営化とか今回の政府系金融機関の統合等、政策金融改革に取り組んでいるところだと思っております。

一方、この貸付残高については、新たな数値目

標の設定についていろいろ議論があるようと思われますけれども、経済は生き物でございまして、パブルのようなどきもあれば、貸し渋り、貸しはじが行われる時代もあります。あらかじめ機械的な数値目標を設定しますと、経済金融環境の変化とか資金のニーズに応じた機動的な資金調達に支障が生じかねないという懸念をしております。したがって、貸付残高の数値目標については、新たな目標をつくるのではなくて、行革推進法及び制度設計で決められた内容を着実に達成するということに注力していただきたいというふうに思っております。

最後に、危機対応について申し上げます。

新公庫による金融危機や災害、テロリズムなど危機時対応において、中小企業にとってはそういった苦しい状況における金融こそがまさに命の網であります。これまでどおりセーフティーネットの機能が維持されることとなるよう、十分な配慮をお願いしたいというふうに思つております。

新公庫自身がこれまでどおりの対応を行うことは当然のことだと思いますけれども、さらに、今回の新公庫法案で新たに設けられる危機対応制度について懸念をしている点がございます。商工中金の完全民営化など、今回の政策金融改革によつて縮小している部分があります。新公庫のみでは対応ができないんじゃないかという金融を危機対応体制の中で確保していただくという必要があると思います。

そのため、まず第一に、危機の範囲について、取引企業の倒産、大雨の災害とか鳥インフルエンザ、貸し渉りなどにおいても、中小企業にとっては危機となりますので、危機の範囲を狭くするごとに考慮しております。

第三に、危機対応制度を活用した指定金融機関による中小企業への資金供給が、商工中金等がこれまで行つてきた危機対応と同等の水準の条件や範囲で十分行われるよう、新公庫によるリスク補完措置のために必要な財政措置をしっかりと用意していただきたいというふうに思つております。以上、申し上げました意見について、ぜひとも御配慮いただきますようお願い申し上げて、私の発言を終わりたいと思います。

御清聴ありがとうございました。(拍手) ○河本委員長 ありがとうございます。

次に、桜田参考人にお願いいたします。

○桜田参考人 おはようございます。阪南大学流通学部の桜田と申します。

本日は、この委員会におきまして意見を述べさせていただく機会をちょうだいし、まことにありがとうございます。早速ですが、私の意見を述べさせていただきます。

また、この法案は、国民生活金融公庫など四つの法案について、主として中小企業向け、中でも小規模商工業者向け融資という観点から意見を述べさせていただきます。

また、この法案は、国民生活金融公庫などの組織解散して政策金融公庫に統合することとされておりますので、国民生活金融公庫が従前果たしてきた役割を顧みながら意見を申し述べたいと思います。

御承知のように、従前の国民生活金融公庫や中小金融公庫法は、それらの第一条において設立目的を明らかにしており、そこでは、必要とする資金について、「一般の金融機関からの融通を受けることを困難とする国民大衆」あるいは「一般の金融機関が供給することを困難とするもの」を対象に事業が営まれてきました。

法案では、政策金融機能の限定が民業補完とともに設立目的にのつてこない困難を抱えた業

者が排除されることがあつてはならないと考えます。

ところで、小規模商工業者は、一面では企業でありつつも、同時に、事業活動そのものがなりわいであつて、生活そのものです。こうした地域に根差した事業を営む人々が地域経済を下支えし、この生活者たる事業者という二面性が、小規模商工業者の特徴を示しております。したがつて、その対策においては、技術的なあるいは経営的な基盤をつくつていくための施策とともに、なりわいとして事業を営む以上、安定とということに十分配慮した施策が必要であろうと考えます。国民生活金融公庫は、幾つかの問題を含みつつも、全体として見れば、こうした小規模商工業者の安定に寄与してきたと思います。

かつては、全国にあまねく広がつた二万六千もの郵便局というネットワークを活用して集められた零細な資金が、財政投融資という仕組みを通じて、国民生活金融公庫法第一条に言う一般の金融機関から資金の融通を受けることを困難とする国民大衆に貸し付けられてきました。国民生活金融公庫の貸付実績を見れば、従業員数二十人未満の貸出先が全体の九五%を占めており、小口融資を通じて小規模な商工業者の経営等に寄与してきたことは事実であります。こうしたいわば民から民への金融ネットワークは国民共通の財産であつたし、小規模商工業者にとっての国民生活金融公庫は最後のとりどもいうべき役割を果たしてきました

今般の政府系金融機関の再編に見られた議論を振り返つてみると、おおむね以下のようないふります。

一つは、国民の貯蓄を原資としている以上、事業収入によって元利返済を行うのが原則であるから、政府系金融機関は黒字経営でなければならぬし、一般会計から收支差補給金を受けなければならぬ、事業を継続できないような金融機関は、もはや金融機関とは言えないという考え方があ

ります。

第一は、政府は政府系金融機関に出資を行つて

いるが、この出資金の見返りに政府が配当、すな

わち国庫納付金を受け取つたケースがまれだつたこと。つまり、出資金とはいうものの返済期限の定めのない無利子融資と同じであるという考

え。

第三は、赤字になれば收支差補給金で穴埋めされると、この経営構造では経営規律を欠くことになります。つまり、出資金とはいうものの返済期限の定めのない無利子融資と同じであるという考

え。

第四は、政府系金融機関が低利で相当規模に直

接貸しを行うことが、場合によつては、民間

金融機関がリスクに見合つた適正な金利を設定で

きず、結果として市場における自由な金利形成を

阻害する要因の一つとなつてゐる可能性があると

いう考え。

これら四つの考えは、いずれもそれぞれに一定の根拠を備えたものであるとはいへ、国民生活金融公庫を例にとれば、一九九〇年度から二〇〇四年度までの十五年間の一般会計から公庫への収支差補給金の合計額は約六千億円であります。一年

間に引き直せば四百億円という数字になります。

地域経済や小口融資への貢献という観点に照らし

て、こうした規模の補給金を今日の日本社会が、

不合理なもの、不効率なもの、歴史的役割を終え

たものとして処理しなければならないのだろうか

という疑問が私にはあります。

リスクに見合つた適正な金利をという考え方についても、そこでのリスクというのは、貸し出し

の個別的で具体的な諸条件、つまり、リスクの算

定には担保評価額や回収可能額の算定が不可欠で

ますが、これらの算定に当たつては、個別的で具体

的な諸条件が絡み合い、さきの銀行決算で業績が

急回復した銀行の実態を見ると、引当金の過剰部

分の戻り益が大きく利益を押し上げたケースが都

銀大手行でも見られました。この事実は、いまだ

熱しなければならない部分を残していることの証

左だと考えます。したがつて、市場規律を過大に評価してはならないと思います。

現場の貸し出し担当者のところで、リスクとい

う定量的な計数に依存した貸し出し判断力が形成

されていくことは、なるほど業務の効率化やコストの削減には役立つかもしれません。ですが、懸念の定めのない無利子融資と同じであるという考

え。

それは、かつての銀行マンが備えていた、みずからが担当した貸し出しを最も確実に返済してもう最大の保証は貸出先にきちんとした収益を上げてもらうことであつて、そのため自分自身が培つてきた知識や経験をフルに活用し、貸出先をサポートしていくという、そうしたきめ細やかな

営業活動を担う銀行マンの能力が損なわれはしないだろうかという懸念であります。

今、日本のあちこちの地域で経済的な衰退が取りざたされています。地域経済を活性化させる上

で、金融機関が果たす役割は極めて重要です。地域経済を活性化するには、地域内での付加価値額

が増大するように産業の連鎖をつくり上げ、そこで生み出された社会的余剰を地域内に還元する仕組みが必要になります。

その際、重要な役割を果たすであろう、生活者

たる事業者との性格を備えた小規模商工業者を、

金融面だけでなく、経営ノウハウの提供など経営

面からもサポートする仕組みが必要だと考えたと

き、この二つの法案が、従前の資金の融通ないし

は供給という目的から資金調達の支援へと目的を

変更したこと、並びに、法案化の過程で前提となつた市場規律や民業補完という考え方方が強調さ

れておりました。

翁参考人の方から、今回の政策金融改革、資金

の流れを官から民へ流し、そしてまた行政改革に

も資する、そういう意味で、とりわけ今、金融

参考人を中心ちよつとお伺いをしたいな、後半

は、中小企業の点について、佐伯参考人そしてま

た桜田参考人にお話を伺いたいな、こんなふうに思つております。

翁参考人の方から、今回の政策金融改革、資金

の流れを官から民へ流し、そしてまた行政改革に

も資する、そういう意味で、とりわけ今、金融

参考人を中心ちよつとお伺いをしたいな、後半

は、中小企業の点について、佐伯参考人そしてま

た桜田参考人にお話を伺いたいな、こんなふうに思つております。

翁参考人の方から、今回の政策金融改革、資金

の流れを官から民へ流し、そしてまた行政改革に

も資する、そういう意味で、とりわけ今、金融

参考人を中心ちよつとお伺いをしたいな、後半

は、中小企業の点について、佐伯参考人そしてま

した。

○河本委員長 これより参考人に対する質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。木原誠二君。

○木原(誠)委員 自由民主党の木原誠二でござい

ます。

本日は、参考人の皆さんに対する質問の機会をいたしました、まことにありがとうございます。

そしてまた、四人の参考人の皆様には、大変お忙しい中、貴重な御意見を賜りました、本当にありがとうございました。

大きく二つに分けて少し御意見を伺いたいな、

このように思つております。前半は、今回の政策金融改革というの、日本の経済にとって、とりわけマクロ経済という観点からどんな影響があるのかということについて、翁参考人あるいは中里参考人を中心ちよつとお伺いをしたいな、後半

は、中小企業の点について、佐伯参考人そしてま

た桜田参考人にお話を伺いたいな、こんなふうに思つております。

翁参考人の方から、今回の政策金融改革、資金

の流れを官から民へ流し、そしてまた行政改革に

も資する、そういう意味で、とりわけ今、金融

参考人を中心ちよつとお伺いをしたいな、後半

は、中小企業の点について、佐伯参考人そしてま

た桜田参考人にお話を伺いたいな、こんなふうに思つております。

以上で各参考人からの意見の開陳は終わりま

とであれば、どんな経路が考えられるかということについて定性的な御説明でも結構です、翁参考人と中里参考人から、簡単に御紹介いただければというふうに思います。

○翁参考人 今お尋ねのマクロ経済への影響ということでござりますが、政策金融の改革は、短期的な話と中長期的な話と両方あると思います。

短期的には、今回見直しをいたしましたのも、例えれば分野の縮小とかそういうことをやりましても、それはいつときに、すぐに影響が出てくるものでもございません。先ほどお話をいたしましたように、民間の金融機関の状況が、十年前の不良債権の状況とはかなり異なって、積極的に中小企業とかそういったところにも融資しようという姿勢も見られておりましたので、短期的にこの政策金融改革が例えばマイナスのインパクトを及ぼすとかそういうことについては、私は、そうではなくて、むしろ、民間がそれにダイナミックに対応することによって、継続的に政策金融の、例えば先ほどお話がございました中小零細企業とか、そういったところについてもきちんと対応がされていくものというように思っております。

中長期的な観点からは、先ほど申し述べましたように、政策金融改革、今回、政府の役割を小さくしていく、民間の資金提供とか民間のリスク分担、負担ということを促すという方向に働いて、より政府と民間が協調的に金融市场において働いていく。そして、民間のリスクテーク能力が高まっていけば、自然と政府の役割というのは小さくなっていく。そういう形を通じて、民間の投資家も育つていくだろうし、また民間の金融機関の能力も高まっていくという形で、民間主体の金融機能の発揮ということを通じて、資金の需要にこたえたり、または企業の再生に対し適切なアドバイスをするということが、より官民の知恵を生かした形で発揮されていくものというように思っております。

それから、以前問題になりました危機対応につきましても、今回新しい枠組みというものができる

ましめたので、ここでうまく対応していって、官民ともうまく協調することによって危機に対しても対応していくというようなことで、マクロ的なシヨックに対してもうまく対応するような仕組みを機能させていくことが課題であるというふうに思っております。

○中里参考人 先ほどの、GDPについて定量的にどの程度プラスかというのは、まだちょっと具体的な姿が見え切ってはいないので計測はしていませんので、御容赦いただければと思います。

また、経路的な話については、今翁さんがもうほんんどしゃべられてしまつたので私からは余りあれなんですけれども、やはり長期的に見たときに、かなりプラスの影響があるのではないかと思つております。

かつて、高度成長が始まる前は、米国やヨーロッパなど先進モデルがあつたので、そちらのいろいろなところを取り入れていくことが非常に成長を高めるのに役立つた。その場合、政策金融などの機能を使って、どこに重点的に投資すればいいかといふのははある程度明らかであつたと思います。ただ、今や日本は世界のトップランナーですから、かつての英国や今の米国と同じように、いろいろなところに試して、トライアル・アンド・エラーが必要になつてくる。そういうトライアル・アンド・エラーというのは、政府の機能よりも民間の方が向いている。そういう意味で、いろいろなところにやっていくためには資金を民に流すというのは、トップランナーに入つた日本には非常に必要なことだと思っていま

す。

敗と政府の失敗という、このバランス関係をどう

私自身は、これも全く定量的ではありませんけれども、今回の改革は、結局のところ、まさに中里先生が書いておられましたけれども、市場の失

敗に対する印象を持ちながら伺いました。

いうふうに見ていくのかということに最終的には尽きるんだろうな、こんなふうに思います。

まさに、市場の失敗というのは、るる御説明いたいたようなく間に存在するわけでございますし、とりわけ、恐らく中小企業というところには、この市場の失敗というものが現場の感覚として

けないのは、では、一方で政府の失敗をどうやって抑えていくのか。

まさに中里参考人の方から御指摘いただいたように、あるいは翁参考人からも、明示的にはそういう御指摘ではなかつたかと思いますけれども、御指摘いただいたように、例えば、証券化の手法あるいは間接金融的な手法を活用するというのも政府の失敗をミニマイズする一つの方法だと思いまし、あるいは、今回株式会社化したということを通じて、経営のガバナンスを高めるということもまた一つの手法なのかな、こんなように思ひます。

ちょっととここで、技術的なことで大変恐縮ですが、けれども、中里参考人にお伺いをしたいのは、内部に、いわば外部有識者というんでしようか、それが入るような形が必要なのではないか、これは法案の問題ではなくて定款等々の問題だ、こういふ御指摘でございました。

今回の法案を読みますと、組織自体が会社法にのつとつてまいりますし、経営者についても会社法に準じて役員等が選任をされる。他方で、その役員については主務大臣の認可等が及ぶ。あるいは、予算、決算等についても国会の議決が及んでいく。

そういう意味でいうと、私自身は、ガバナンスということと、それから政策的な一体感というものが、今一点御指摘されたわけですけれども、十分ある程度進んでいるのかな。それに加えて、外部有識者による評価委員会というものも設置をされ、こういうことになつて、いるわけですけれども、内部にもし外部有識者によるものを持たせるということになると、かなりの不効率性という度、確認的で恐縮ですけれども、その意義と、具体的にどんなものを想定されるのか、御意見をいただければと思います。

○中里参考人 今の点ですけれども、普通の株式

会社、いわゆる民間の株式会社でも、最近、委員会設置会社とか、あるいは、監査役会社のままでもそういう外部有識者を取締役に入れるという動きがかなりあります。これはどういうことかといいますと、株主の側から見れば、株主価値の最大化というのを株式会社に求めるわけですが、その代理人として外部の目を直接取り込む。

そういう話を今回の政策金融等、あるいは政策金融に限らず公益事業を実施する主体について見ますと、本当の意味では、いわゆる一般企業にぞえれば、株主に当たるのは国民であり、取締役というが監視する組織としては、政策金融であれば国会議員の皆さんとか、そういうことになるかとは思うんですけども、議会に至っては、政府そのものにしても、いろいろな利害関係に向かい合っておりまして、なおかつ、政策金融ばかり議論しているわけではない。いろいろなことをやらなきやならない中で、やはり専門性を持つて、その政策金融機関がしっかりと政策を果たしているのか、国会とかあるいは政府とかが与えた使命というのをしっかりと目的を効率的に果たしていくのか、そういうふうに監視するような目、しかも外部からそういう政策金融に利害関係がある人たちの意見が素早く取り込みで監視できるということがある方が、より効率的になるのではないか。

つまり、確かに、ダブルチェック、トリブル

チェックになる可能性もあるんですけども、そ

の接し方の頻度というのが、いわゆる議会あるい

は行政と直接組織の中に入っているものでは違

う。日々チェックすることによって効率性が上が

るという効果が見込まれるのではないかと考えて

おります。

○木原(誠)委員 中里参考人、ありがとうございます。

コストを考えてもなお、政府の失敗を防ぐためには二重、三重にもチェックがあった方がいい、

こういう御意見だろうというふうに思いまして、

以上です。

○木原(誠)委員 中里参考人、ありがとうございます。

ただ、ここで重要なことは、区分経理したこと

が、そのまま既得権益というか、常にその前年を

会社、いわゆる民間の株式会社でも、最近、委員会設置会社とか、あるいは、監査役会社のまでもそういう外部有識者を取締役に入れるという動きがかなりあります。これはどういうことかといいますと、株主の側から見れば、株主価値の最大化というのを株式会社に求めるわけですが、その代理人として外部の目を直接取り込む。

そこは拝聴しておきたい、このように思います。

同じく、経営のガバナンスという観点で申し上

げますと、今回の法案、主要業務ごとに勘定分離

をしております。この勘定分離についてはいろいろ立場がございまして、統合するからには一つ

にした方がいいという立場もございますし、分け

ることによってかえって不効率が高まるんじやな

いかという意見もあります。

私自身は、まさにおっしゃったように、政府の失敗を是正する中にあってガバナンスの強化とい

うのは非常に重要だというふうに考えると、これ

だけ大きな機関ですし、それから業務も全く違

う、質も、ある程度、金融という面では似ていま

すけれども、対象も違ってくるという中につい

て、勘定分離というのはいわばガバナンス強化の

ための一つの大きなツールだろう、こういうふう

に思っているんですけども、この点について、

本当に簡単に、翁参考人とそして中里参考人から

御意見をいただければというふうに思います。

○翁参考人 勘定分離につきましては、やはり政

策評価の観点からも政策ごとにきちんとその効果

を把握していく、また、例えば中小企業について

も保証業務と融資業務ではやはり質の違う業務で

ございまして、そういう業務ごとにきちんと区分

経理をし、かつ政策評価をしていくという点から

も必要だらうというふうに思っています。

○翁参考人 勘定分離につきましては、やはり政

策評価の観点からも政策ごとにきちんとその効果

を把握していく、また、例えば中小企業について

も保証業務と融資業務ではやはり質の違う業務で

ございまして、そういう業務ごとにきちんと区分

経理をし、かつ政策評価をしていくという点から

も必要だらうというふうに思っています。

○翁参考人 証券化に関しましては、政府系金融

機関の方が積極的に進めようとしたとしても、

民間の金融機関の方の、例えば自己資本比率規制

に対する対応とかオーバーランス化するかどうかと

か、そういったところが、金融機関の経営の状況

とか戦略的な面からかなり濃淡の差があるという

面があると思っております。

○翁参考人 そういう面から、金融機関の状況

や、それから中小企業の実際の証券化のニーズ、

そういうもののをうまく、どういうふうにしてい

けば最善の解が得られるのかということを工夫し

ながら、この証券化も進めていくということが必

要になってくるというふうに思っております。

○木原(誠)委員 溢みません、何かしつこくて恐

縮されども、民間の金融機関にはかなりニーズ

があるというふうに理解はしてよろしいでしょ

うか、現状において。

○翁参考人 一番ニーズがあるのは、やはり中小

企業とかそういうところが、証券化をして新た

な資金調達のニーズを得たいというニーズがある

踏襲するような姿勢ではなく、その時々で重点化

を図れるような仕組みをちゃんと構築していれ

ば、区分経理というのはいろいろな意味で、情報

開示とかそういう面でも非常に有効ではないかと

いうふうに考えております。

以上です。

○木原(誠)委員 全体像の議論からいつて、最後のあれにしたいと思います。

翁参考人に、最後、お伺いをしたいんですけれ

ども、証券化あるいは保証ということについて隨

分積極的な御指摘だったというふうに記憶をいた

します。日本は随分長い間、この証券化が必要だ

という議論をずっとしてきて、なかなか進んでこ

なかつた、こういうことだらうというふうに思いま

すけれども、今後、この証券化を進めるに當

たって、法案には書かれた、しかし、現場の中で

何が一番キーポイントになつてくるとお考えか。

簡潔に、一、二点御指摘いただければというふう

に思います。

○翁参考人 証券化に関しましては、政府系金融

機関の方が積極的に進めようとしたとしても、

民間の金融機関の方の、例えば自己資本比率規制

に対する対応とかオーバーランス化するかどうかと

か、そういったところが、金融機関の経営の状況

とか戦略的な面からかなり濃淡の差があるという

面があると思っております。

○翁参考人 そういう面から、金融機関の状況

や、それから中小企業の実際の証券化のニーズ、

そういうもののをうまく、どういうふうにしてい

けば最善の解が得られるのかということを工夫し

ながら、この証券化も進めていくということが必

要になってくるというふうに思っております。

○木原(誠)委員 溢みません、何かしつこくて恐

縮されども、民間の金融機関にはかなりニーズ

があるというふうに理解はしてよろしいでしょ

うか、現状において。

○翁参考人 一番ニーズがあるのは、やはり中小

企業とかそういうところが、証券化をして新た

な資金調達のニーズを得たいというニーズがある

と思つております。

また、民間の金融機関については、例えば経営

の健全性の観点から大きな問題がないというこ

とについて、または新しいノウハウをどんどん

やっていきたいというような銀行については、か

なり積極的に証券化に取り組んでいる先もござい

ます。

ただ、例えば地方金融機関とかそういうたこ

ろの中では、それほど積極的に取り組んでいない

ところも見られるということは事実だと思つてお

ります。

○木原(誠)委員 ありがとうございます。

冒頭申し上げましたように、少し中小企業金融

についてお伺いをいたしたい、このように思いま

す。

○木原(誠)委員 ありがとうございます。

やはり、市場の失敗が最も顕著にあらわれる分

野の一つが中小企業金融だらうというふうに思

います。とりわけ、情報の非対称性あるいは不確

実性というものが顕著にあらわれますし、とりわけ

小口だということについて、コスト面でも大きな

市場の失敗があるんだろう、このように認識をし

ております。そういう中にあって、民間金融機

関、やはり、一番苦しいときに、あるいは、よく

言われることですけれども、雨が降つているとき

に傘を閉じてしまう、こういうことがずっとと言わ

れてまいりました。

さきの参考人のトップでお話をいただいた翁

参考人からは、今、金融環境は大分好転をしてき

た、民間金融機関の貸し出し姿勢も大分積極化

してきている、こういうような御指摘だつたう

うと思います。マクロ的にはまさにおっしゃるとおり

だらうというふうに思いますが、現場の感

覚として、佐伯参考人に、民間金融機関の今の貸

し出しの状況、どんな感覚かということを表明い

ただければというふうに思います。

○佐伯参考人 今、民間の金融機関がどんな貸

し出し態度かという御質問だつたと思うんですけれ

ども、過去を振り返りますと、非常につらい時

期、先ほど言ったように、貸し渋り、貸しはがし

というふうな非常に大変なときには、政府系金融機関に我々は助けてもらつたという実績なり、あるいは感謝の念があります。では、現在どうなのか。現在、中小企業は物すごく景気がいいというわけではないんすけれども、今の状態で、昔みたいな貸しはがしとか貸し渋りがあるということではないと思います。前よりは若干よくなつてはいるんじゃないかな。ただ、それでも中小企業に対してはかなり厳しい面がまだあるんじゃないかなというふうに思つております。

以上でござります。

○木原(誠)委員 大分よくなつてきた、しかしまだ十分ではない、しかも、かつてのいわばトラウマも多少残つている、こうしたことかなというふうに拝聴いたしますけれども、そういう現状を見る中で、政策金融機関に望むものというものは、中小企業金融という観点から見ると何が一番か。というのは、いろいろ政策金融が果たす役割でも、例えば、新規の融資を出す、あるいは設備投資資金を出す、これも一つの役割だらうというふうに思いますが、資金繰りをやはり面倒見てもらうというのも、これも一つのありようだと思います。私は、民間金融機関といふのが上下動をしがちだという中にあって、一定のバッファーといふか、常に安定的に資金を供給してくれる役割を担うというのも、これも重要な役割だらうというふうに思ひますけれども、とりわけ、民業補完というのを徹底する中でも必ず維持しなければいけない機能というのは何だというふうにお考えか、佐伯参考人、そしてまた桜田参考人から御意見をいただければと思います。

○佐伯参考人 政府系金融機関、新公庫の役割は非常に重要なことであるということは、皆さんもおわかりだらうと思います。その中で、今先生がおっしゃつたいろいろな意見、みんな重要なだとうございます。

その中で、一つは、危機管理の場合、何か起きた場合に対する対応ということが、やはり政府系

金融機関として、今まで商工中金を含めてやつて来たわけですねけれども、そういう危機のときに借りになるというのにはやはり政府系金融機関じゃないかなということだと思います。

もう一つは、我々中小企業として貸し出しを受ける側としては貸し出し態度なり条件なりが

しょつちゅう変わるというのは困るんですね、そ

の時は、勝手にと言つては問題があるん

ですけれども。ある程度安定的な見方をして

だきたいな、そんなふうに思つております。

以上でござります。

○桜田参考人 佐伯さんの発言につけ加えてとい

うことになりますが、地元の中小企業の経営者や

業者さんとのヒアリングを通じて考えてみます

と、政府系金融機関に一番求めているものという

のは、意外だと思われるかもしれません、公平

な立場、あるいは、要するに公という立場で自分

の事業についてコメントを出してくれる、意見を

言つてくれる、アドバイスをしてくれる。例え

る、民間の金融機関だと、その背後には必ずその銀行

さんのもうけ、あるいはもうけの対象としていろ

いろな話を伺う、いろいろな話をする、こういう

関係がございますけれども、旧来の、公の立場、

国金の担当者との面談では、そういう利害関係か

ら少し離れたところでいろいろな経営の問題点を

指摘される。そういうものが、面倒見がいい、あ

るいは旧来の政府系金融機関の信頼へとつながつ

てきたのではないか、このように考えておりま

す。

○木原(誠)委員 ありがとうございました。

佐伯参考人がおっしゃつたように、まさに危機

対応というのは大変重要なことでございまして、冒頭の意見陳述の中にも、商工中金が抜ける中で

本当に十分なかねといふ御指摘がございまし

た。この点は、しっかりとこれからも取り組んで

まいりたいなと正直思うところでござります。

最後にいたしたいと思いますけれども、その関

係で、残高目標ということ、いわゆる貸付残高の

目標。今回の法案では、二十年度末までに半減を

させるとということまでの決まりでありますけれども、この先に何か決めるべきという意見とそれは決めるべきでないという意見、両方あるんだろうというように思います。翁参考人の方からも、継続的にこれはじっくり見ていく必要がある、こういうことでございましたけれども、最後に四人の先生方から、一言で結構です、残高目標

というものが、新たに二十年度以降の目標を設けるべきか設けるべきでないかということを一言ずつ御意見をいただければというように思います。

○木原(誠)委員 以上です。

○翁参考人 私は、残高目標を新たに設定すると

いうのは一つの考え方だと思っておりますが、や

はりこの点、新しい残高目標を考えるに当たつて

は、例えば数値目標がひとり歩きしないかとか、

経済実態に合わない、例えば先ほどの、金融危機

のときに、民間がリスク制約があるときにそ

いつたものが難しくなつてしまふのではないかと

か、いろいろ考えなければならない論点があるの

で、そこは今後きちんと検討をしていく必要があ

るのではないかというふうに思つております。

○中里参考人 今回、残高目標を設定したことと

いうのは、今後の方向性という意味では意味があ

るとは思ふんですけれども、今回の改革を通じて

あるべき姿といふものがしっかりと定められるようになつてしまえば、自然に適正な水準というものに落ちつかのではないか。そのときの経済状況等にもありますし、やはりそのときになつてみないと、決めるべきか決めないべきかというの今は今の時点

で言う話ではないのかなと思っていています。

○佐伯参考人 先ほど申し上げましたように、経

済というのは生き物でございますので、バブルの

ようなときもありますし、あるいは貸しはがしと

か貸し渋りのときもある、いろいろな山谷がある

わけでございまして、そういう中で不斷に見直し

を行うということは必要ですけれども、新たに数

値目標をつくって硬直化することは防いだ

方がいいんじゃないかなというふうに思うので、新

たに目標を決めるという必要はないんじゃないかな

のではないかという懸念もあるわけです。

させるとということまでの決まりでありますけれども、この先に何か決めるべきという意見とそれは決めるべきでないという意見、両方あるんだろうというように思います。翁参考人の方からも、継続的にこれはじっくり見ていく必要がある、こういうことでございましたけれども、最後に四人の先生方から、一言で結構です、残高目標

というものが、新たに二十年度以降の目標を設けるべきか設けるべきでないかということを一言ずつ御意見をいただければというように思います。

○木原(誠)委員 以上です。

○翁参考人 私は、残高目標を新たに設定すると

いうのは一つの考え方だと思っておりますが、や

はりこの点、新しい残高目標を考えるに当たつて

は、例えば数値目標がひとり歩きしないかとか、

経済実態に合わない、例えば先ほどの、金融危機

のときに、民間がリスク制約があるときにそ

いつたものが難しくなつてしまふのではないかと

か、いろいろ考えなければならない論点があるの

で、そこは今後きちんと検討をしていく必要があ

るのではないかというふうに思つております。

○中里参考人 以上です。

○泉委員 民主党的泉健太です。引き続き参考人

の先生の皆様に御質問させていただきたいと思

います。

大変貴重な御意見をありがとうございます。

我々民主党も、基本的には、政策金融の改革とい

うことについては、その改革を進めていくべきと

いう考え方ではありますですが、やはりそこには、

セーフティーネットの充実を図つていかなくては

ならないということを現在考えているところでござります。

そしてまた、ここから質問に入らせていただき

ます。我々民主党も、基本的には、政策金融の改

革ということについては、我が党案というのをつ

くつてきたわけですが、その中で、一つ今政府と

の違いは、きょうは言及がございませんでしたけ

ども、国際協力銀行、この国際金融をこれまで

の国内の金融機関と統合するという中における懸

念なんですね。

先ほど翁参考人の方からは、政策金融が撤退す

ますが、第一に、我が党も昨年来、政策金融の改

革ということについては、我が党案というのをつ

くつてきたわけですが、その中で、一つ今政府と

の違いは、きょうは言及がございませんでしたけ

ども、国際協力銀行、この国際金融をこれまで

の国内の金融機関と統合するという中における懸

念なんですね。

先ほど翁参考人の方からは、政策金融が撤退す

ますが、第一に、我が党も昨年来、政策金融の改

革ということについては、我が党案というのをつ

くつてきたわけですが、その中で、一つ今政府と

の違いは、きょうは言及がございませんでしたけ

ども、国際協力銀行、この国際金融をこれまで

の国内の金融機関と統合するという中における懸

念なんですね。

先ほど翁参考人の方からは、政策金融が撤退す

ますが、第一に、我が党も昨年来、政策金融の改

革ということについては、我が党案というのをつ

くつてきたわけですが、その中で、一つ今政府と

の違いは、きょうは言及がございませんでしたけ

ども、国際協力銀行、この国際金融をこれまで

の国内の金融機関と統合するという中における懸

まず、翁参考人の方に、新しくできるこの政策

金融公庫の方のサービス基準が予想以上に厳しくなつてしまふのではないかという懸念についてはいかがお考えか、お聞かせいただけますか。

○翁参考人 国際金融と統合することに伴いまして、恐らくやはり国際的に要請される部分はあると思うんですけども、ある程度、国際金融については国際協力銀行という独立性を一方で少し保ちつつ業務を行っていくといふことでござりますので、やはり今までの国内向けの金融については、必要な資金需要についてはきちんとこたえていくという工夫をすることによって、統合金融機関の中でうまくマネジメントしていくといふことが必要になつていくというように思つております。

○泉委員 同じ質問ですが、中里参考人にも、この国際会計基準、今、翁参考人の方からは、それでもやはり国内と国際、独自性を持つてお話しがありました。海外の投資家からは、一つになつた日本政策金融公庫というものを見られたときに、そのそれぞれの独立、独自性というのはどこまで保てるのか。あるいは、国内の中では、やはり特別な役割があるということで、これまでのような貸し付けに近い形のサービスが提供できるのかと、そこがやはり懸念だと思うんですが、そのことについての御意見はいかがでしようか。

○中里参考人 この点については、資金調達面でも国際金融部分に関しては、違うと言つたら変ですけれども、それ用の債券を発行して資金調達するような方向で今制度設計されていると思うんですけれども、そういうところをしつかりやつて、しつかり情報公開していくば、そういう海外投資家の懸念等にはこたえられるのではないかと思われます。

なおかつ、民間金融機関ではなくてあくまで政府の金融機関というポジションですから、政府の信用力が落ちちゃえば別ですけれども、そうでない限りは大丈夫なのではないかというふうに考え

ております。

○泉委員 ありがとうございます。

○翁参考人 続いて、先ほど中里参考人の方からも、ドイツ復興銀行の例、大変いい例を挙げていただいたと思うんですが、翁参考人の方からは、能力ある経営陣、これが選ばれることが非常に重要なだというようなお話をございました。

このドイツののような形、さまざまステークホルダーが集合して経営体をつくるという形、今回この政府法案の中でどこまで実現をするだろうかということは私たちも注目をしてるわけですが、ドイツ復興銀行のよう、本当にさまざまな分野の方々を、今回の政策金融公庫、この中でも実現をしていくべきだと考えるか、それとも、日本場合は、やはり官出身の方、あるいはその中に民間の方、学識者ぐらいがまざるようなものを想定すべきと考えるべきか。その点について、お二方から御意見をいただきたいと思います。

○翁参考人 どの程度の幅を認めるかということについてはいろいろ意見があると思うんですけども、やはり民間の方、学識経験者、利用者、そういったさまざまの観点から経営に対して意見を述べられるというような方々を取締役会とかガバナンスのボードに入れていくことが考えられるのではないかというふうに思つております。

官出身の方といふこともございましたけれども、今の天下りのいろいろな状況にかんがみますても、そこについては、やはり経営陣、中の方々のインセンティブとか経営の自主性の観点からもそれから、もともと制度設計の段階で、特定の公務の経験を有する者を固定的に選任されないようになります。そういう制度設計における約束事がござりますので、そういう点を配慮して決めていく必要がありますのではないかと思つております。

○中里参考人 先ほど申し上げた点と重なる部分もあるんですが、今後、我が国経済というものは先行モードがない時代に入った。そういう状況にあっては、やはり多様な意見が反映されることというのがあつたのが、よりよい政策金融機能を發揮するため

に重要ではないかと思つております。

したがいまして、どの程度の範囲というのは、やはり実際にどういう業務をしていくのかにもよる部分があるんですけれども、ある程度の多様性を持つようなボードにした方がよいのではないかと考えております。

○泉委員 続いて、全国中小企業団体中央会佐伯会長にもお越しをいただきましたけれども、私は改めて認識をしたのは、昨年の五月に参議院の行政改革に関する特別委員会で参考人で御陳述をいたしました。そのときにいたお話を中で

は、三万二千の中小企業組合の傘下に三百十一万の中小企業が参画しております。本日お伺いすると、それが三百五万という形で、この一年間足らずの中に、既に六万社が減少しているというこの厳しい実態。そしてまた、我が国の企業の九九・七%が中小企業であり、ところから始まる文脈でも、小売販売業では、その当時は八割のウエートという表現をなされていましたが、今は七割のウエートというお話をございました。

もちろん、依然として中小企業がこの日本の経済活動の中枢を占めているということの事実は変わらない、経済活動というか、より広く言えば国民生活を支えているというその状況は変わらないわけですが、この一年間でも大変厳しい状況があつたのではないかというふうに思います。

そのとき、改めて、先週この委員会での質疑の中でも大臣にも質問させていただいたんですけれども、そこについては、やはり経営陣、中の方々のインセンティブとか経営の自主性の観点からもそれから、もともと制度設計の段階で、特定の公務の経験を有する者を固定的に選任されないようになります。そういう制度設計における約束事が、翁参考人の方からは最後の宿題への答えというような御表現がございましたが、財政投融資、これを郵政民営化によつてまず入り口の改革を行つた。私たちは、それについても基本的に、改革そのものはするべきだ、財政投融資の無駄を省くべきだという観点ではありました。ただしそれは、多くの国民が望んでいた財政投融資の改革というのは、ビッグプロジェクトに対する過大な投資、その無駄の解消であつたり、天下り、こういった行政、政府の無駄の解消に、本来国民の願いというのはあつたのではないかという気がして

おります。

本來的に、もう一つの財政投融資の大切な機能である、民から集めた官のお金をもう一度民に戻すような、ある意味、官から民へ、官から民へという流れで今表現されていますが、実は、そもそも民の大切なお金をもう一回民に細かく戻していくという、いわゆるこういった貸し付け機能といふものでも改革しなければならない状況に本当にあつたのかというところを、もう一回再確認する必要があります。翁先生からお願いをいたします。

その点について、まず、これは四先生の方々にお伺いをしたいと思います。翁先生からお願いをいたします。

○翁参考人 財政投融資、まさに先生おっしゃつたように、例えば道路や橋、こういったものに高度成長期非常に使われておりまして、これについて改革が必要だという国民の声是非常に強いです。

私は、政策金融について、例えば零細とか、本当に民間が貸し出せないような、特に国民金融公庫のようなところですが、こういったところについては引き続き重要な政策金融としての役割があるというふうに思つておりますけれども、中小企業につきましても、すべて中小企業は政府がやらなければならぬという時代はもう終わつてきていて、やはり中小企業も、例えばいろいろな金融技術も発展していきますし、中小、中堅企業ではあって、やはり民間からいろいろな支援を得て大きくなつてきている企業もたくさんございます。

そういう意味で、貸し付けの部分についても、いろいろな分野で官民の役割の分担を見直さなければならぬ分野というのはあつたというふうに思つておりますので、やはり貸し付けと十把一からげにはできない。貸し付けの中にもいろいろな分野があつて、やはり官民の役割分担を見直さなければならぬ分野というのはかなりあるというふうに思つております。

○中里参考人 財政改革等が無駄の解消を期待し

て行われた、それの効果というのははある程度上がっているという部分は、そのとおりだと思います。一方 政府というのは、ケインズが言うごとく、民間で計算できないリスクを担えるのはやはり政府という公的 existence しかない。そういう意味では、やはり政策金融という機能は引き続き、どういうやり方をするにせよ、必要であることは間違いないと思っています。

その場合、今先生おっしゃられたように、単純に官から民ではなく、民、官、民とか、それぞれうまく流れいくことが重要である。ただ、そういったときに、やはり中小といつてもいろいろな場合があるわけで、それは絶えず見直しをしなきゃいけない。

最初の私の報告もありましたように、本当は必要な中小の有望な事業でも、民ではリターンという意味で、いまいち情報生産活動が過小になってしまふ、そういう危険性があるので、そういうところにやはり政策金融の役割はあると思っております。

ただ、今までのやり方というのが適切だったかどうかというのは、いろいろと見直す必要があると思いますして、今回新たに改革が行われるわけですから、抜本的に、より無駄が少なく、なおかつ効果的なやり方を追求していくべきではないかなと考えております。

〔委員長退席、西村（康）委員長代理着席〕

○佐伯参考人 先ほど来いろいろな発言、御意見がありますけれども、民にできることは民にやる、これは当然だと思うんですけれども、民間ができるのは官がやらなきやならない。その役割の一つが政府系金融機関、中小企業に対する先ほどの危機管理も含めた融資であろうというふうに思っております。

行政改革推進法の衆参両院からの附帯決議で、「資金需要に質量ともに的確に応える」というふうなことがされておりますので、財政措置を含めてしっかりととした御支援をお願いしたいというの私の意見でございます。

以上でございます。

○桜田参考人 官を仲立ちにした民から民への金融システムというものは、泉議員のお考えに基本的に同じ感想です。

私は、地域の金融機関、特に地方銀行だと信用金庫というのは、地域経済の中でのやはりシンクタンクの役割を積極的に果たすべきだと考えています。また、そこに地方自治体がかかわって、そういう地域ぐるみでの新しい金融システム、あるいは民から民への金融システム、こういうものをつくり上げていくことが今後の課題ではないか、我々にとつての課題ではないかと考えております。

以上です。

○泉委員 桜田参考人の御陳述の中でおっしゃられた、これまで中小企業の収益を上げる方策を考えたのは銀行マンなんだ、いかにそれをつぶさに、ともにサポートをしていきながらというようなお話は、私も大変、ああ、現場の実態に基づいた御発言だなという気がしたのですが、中企業の再生というところに対しても、アプローチの仕方がいろいろあると思うんです。

大変強い、金融的な厳格な市場のルールなりを中小企業に知らしめることによって、自助努力といふか自立再生をしていただくという方法もありますし、温かく見守つていく方法もありますと考へております。

〔委員長退席、西村（康）委員長代理着席〕

○佐伯参考人 先ほど来いろいろな発言、御意見がありますけれども、民にできることは民にやる、これは当然だと思うんですけれども、民間ができるのは官がやらなきやならない。その役割の一つが政府系金融機関、中小企業に対する先ほどの危機管理も含めた融資であろうというふうに思っております。

行政改革推進法の衆参両院からの附帯決議で、「資金需要に質量ともに的確に応える」というふうなことがされておりますので、財政措置を含めてしっかりととした御支援をお願いしたいというの私の意見でございます。

とについての御意見はいかがでしょうか。

○翁参考人 中小企業というのは、全国各地、地方でいろいろな問題を抱えていると思います。そういういたところに対しても、やはり個々の第一の役割をすべきなのは、やはりメーンバンクで、クタンクの役割をしているコミュニティーバンクであります。

やはり、先ほどの御発言もありましたけれども、その地域の金融機関の最先端の方が、目つきを生かして企業に対してどういうサポートをしていくのか。多分それは、事業のサポートだけでなくて、財務リストラクチャリングのサポート、それから、もしかしたらいろいろなネットワークというのも必要になってくると思います。その意味で、地域金融機関が、金融技術、目つきの力、そして地域、それから地域を超えたネットワークの力をつけて企業をサポートしていくというのが今後も非常に重要な役割ではないかというふうに私も思っております。

○泉委員 そして、次の課題に移らせていただくんですが、経営者の経営責任ということが、特に今日は、それぞれの勘定ごとに明確にしていく、そういう法案になつておりますけれども、一方で、それぞれの既存のこれまでの金融機関が抱えてきた構造といふものもあると思うわけですが。例えば、中小企業金融公庫が構造的に抱えてきた信用保険等業務と、その中の損失構造をずっと抱えてきているわけですね。

こういったものを、今後それぞれの勘定ごとに責任をつっていくという場合に、やはりどうしても中小企業金融公庫の中のこの勘定の構造といふものは変えがたい性質を持っているんではないのかなと思うんですね。その場合における経営責任になるかと思います。

ただ、その具体的な数値に関しては、今までの過去の経験とか、そういうところから適正基準をいろいろ試算していく必要があるんですけども、赤字だからだめというのではないと思います。基本的に政策目的をきちんと果たしている、これが一番重要なことではないかなと考へております。

○佐伯参考人 政府系の金融機関ということで、新しい公庫でございますので、政府の施策によつていろいろなことをやるという意味で、それに伴つての赤字だからとかで責任をすぐとるという

の株式会社でいけば、やはり姿としては適切な姿ではないという話になつてしまふわけですが、それぞれの特性においてこれまで続いてきた構造で経営責任、これをどうとらえていくのかということもありますので、それぞれの勘定の中についてお話をいただければと思います。

○翁参考人 経営責任については、やはり個々の勘定ごとに、今先生がおっしゃったようにかなり個別の事情がありまして、なかなか難しいところだと思いますが、ある程度経営者にきちんと規律を持つて経営に当たつていただくためには、運営上の工夫として、例えば、一定の、今までの特性を踏まえた上で数値の目標などを定めて、明確に外にわかるような目標を掲げた上で、それに対してどう責任をとるかというような工夫をするとか、今後いろいろ工夫をしていく、経営者に対しても一定の規律が外から働くような仕組みというのを考えていってはどうかというように思つております。

○中里参考人 私は、やはり政策金融としてやる以上は、政策目的を果たすために必要な資金投入というのはあつていいと思います。したがつて、収益構造的に赤字だからだめということではなく、そういうことではなく、その赤字が過大でない。そういうことではなく、その赤字が過大でないかとか、あるいはちゃんと政策目的を果たせていないんではないか、そういうところが評価基準になるかと思います。

ただ、その具体的な数値に関しては、今までの過去の経験とか、そういうところから適正基準をいろいろ試算していく必要があるんですけども、赤字だからだめというのではないと思います。基本的に政策目的をきちんと果たしている、これが一番重要なことではないかなと考へております。

参考人の皆様が望まれる経営責任のあり方、例えば農林漁業金融公庫においても、政府補給金収入というのが非常に多い。これは、本来的な民間

ふうに思います。それはあくまでも政策にのつとつてやつたということだと思います。

それはそれながら、やはり情報公開という意味では、中はある程度クリアにして、こんな政策で、こういうことをやつて、このくらいの赤字が出たとか、あるいは資金が足りないとか、それで財政支援を必要とするとか、そういうような情報の公開というのは積極的にやつていただければと

いうふうに思います。

以上です。

○桜田参考人 二つあると思います。

一つは、区分経理に基づいて、セグメント別の、いわば経営責任を明確にするような情報開示を促すこと。そして、それらを総合した点での経営責任というものを明確化すること。

それから、一つつけ加えておきたいのは、やはり経営意思決定過程といいますか、経営判断の根拠を示してこそその責任ではないかというふうに私、考えますので、その経営判断の根拠を示すディスクロージャーを求めていく、これが必要ではないかと思います。

○泉委員 今回のこの政策金融改革、冒頭にも申

しましたけれども、我々は、基本的には賛成とい

うか、その趣旨には賛成をするわけですが、しか

し、まだまだ政府案の中には足りないとこども、

あるいは、最近の傾向としてどうしても法律の中

では後ほど政令で定めるというようなことがかな

ります。

先ほどの話に戻りますが、やはり財政投融資、根本的に、細かく国民の期待にこたえてきたこの政策金融の役割というのは我々は評価をしつかりとすべきではないか。そこを同じように十把一からげ、一把一からげすべて、不斷の見直しは必要なんですが、そこをあたかもビッグプロジェクトの無駄と同等に扱つてしまふということにはや

はり危険性があるということで、ぜひ参考人の先生の皆様にもこれからこの法案に注視をしていました。だきたいというふうに思つております。

どうもありがとうございました。

○西村(康)委員長代理 次に、石井啓一君。

○石井(啓)委員 おはようございます。公明党的な石井啓一です。きょうは参考人の先生方、大変あ

ります。四人の参考人それぞれにお伺いしたいと思ひます。

これまでの質疑の中でも出てまいりましたが、私は、政策金融改革の目的は、民業補完に徹し

て、肥大化した政策金融を縮減するということが一つ目的としてあると思います。もう一つは、民間金融機関が及び腰な中小零細企業や個人事業主

あるいは農林水産業者、こういったところの資金需要に的確に対応する、このことがあると思います。これを両立させると、これが非常に大きな目的だと思っております。

中里先生の表現をおかりすれば、政府の失敗を防止することと市場の失敗を防止することをバランスよくやるということかと思いますが、それぞれの参考人の御意見を伺いたいと思います。

○翁参考人 私も、先生おっしゃったとおり、政

府の失敗、つまりこれは、肥大化とかそういうた

めに問題を縮減する。また、場合によつては非常に先

送り的に作用している部分もあります。そういう

たところについてきちんと対応していく。同時に、やはり市場の失敗というのは確かにございま

す。民間だけに任せておいては資金需要を満たせ

ないという分野については、しっかりと政策金融で対応していく。それを両立するということが重

要だというふうに思つております。

○中里参考人 市場の失敗の問題は、どんなに完璧な経済であつても必ず生じるものである。そういう意味では、引き続き政策金融等の役割はある

ことかわりについては、よくわからぬところが私はあります。

民間の金融機関が及び腰だというのは、恐らく

は、やはり既存のコスト計算、貸し出しコストの

計算をしたときには、そのコストにどうも合つてこ

ないという形が根拠になつてゐるのではないかと

思ひます。

そういう意味で、政府系金融機関が新しいコ

スト計算あるいは新しいコスト概念というものを

両方を最小化、最適化するような仕組みが必要なわけで、そういう意味では、やはり不斷の見直しというものが必要だと思います。

今回改革が行われることになつたのは、かつては有効であったものが、時代の変化というか経済の進歩によつて余り必要がなくなつてきたものもそのままずる来てしまつたような部分がある

と思います。そういう意味で、今回の見直しといふのは非常にいいタイミングであると思います。

まあちょっと運がつたかもしれないんですけど

れども、やつたことはいいことだと思いますの

で、この後も、不斷の見直しをしつつ、必要なと

ころに必要な政策を行つていくという姿勢が重要

なのではないかと思います。

○佐伯参考人 確かに、市場の失敗とか政府の失敗とかという話がありますけれども、いずれにせよ、市場でも政府でも、直接的というか、人間がやることなので、神様じゃないですから失敗は必ずあると思います。

そういう中で、我々は臨機応変に、その失敗を

反省の上に立ちながらすぐ軌道修正していくとい

うふうなことが必要でありまして、特に中小企業

にとっての金融というものは命綱でございますの

で、我々が円滑にそういうことができるよう

にこれからも努力をしていただきたいなというふう

に思つてゐるところでございます。

以上です。

〔西村(康)委員長代理退席、委員長着席〕

○桜田参考人 肥大化の原因にはさまざまあつて、肥大化したということと今回のこの法案のかかわりについては、よくわからぬところが私はあります。

民間の金融機関が及び腰だというのは、恐らく

は、やはり既存のコスト計算、貸し出しコストの

計算をしたときには、そのコストにどうも合つてこ

ないという形が根拠になつてゐるのではないかと

思ひます。

民間の金融機関が及び腰だというのは、恐らく

は、やはり既存のコスト計算、貸し出しコストの

計算をしたときには、そのコストにどうも合つてこ

ないという形が根拠になつてゐるのではないかと

思ひます。

そういう意味で、政府系金融機関が新しいコ

スト計算あるいは新しいコスト概念というものを

編み出していく。それを通じて、視野を広げたと

いりますか、単に貸し付けの行為そのものだけで

はないで、貸し付けにまつわるさまざまな経済的なプラスというものを織り込んだような、そういう新しい考え方も必要なのではないかとうふうに考えております。

○石井(啓)委員 ありがとうございます。

統きました、同じく四人の参考人にそれぞれお伺いしたいと思います。

新しい公庫の融資残高の目標でございますけれ

ども、そもそも、政策金融の融資残高について

は、現行の八つの政府系金融機関の合計の融資残

高をGDP比で半減させるという目標が設定され

ていました。ただ、これは、政策投資銀行、商工

中央金庫の民営化、それから公営企業公庫の廃止

ということで事実上達成をされます。

そこで、新たな目標として、新しい公庫の融資

残高の削減目標を設定するかどうかということが

あります。そこで、新たに目標として、新しい公庫の融資

残高の削減目標を設定するかどうかということが

あります。

臣にこれを質問しましたところ、これにつきまし

ては、政府の行政減量・効率化有識者会議、ここ

にワーキングチームを設置して、そこで検討す

る、そういう答弁でございます。

ここで、新的な目標として、新しい公庫の融資

残高の削減目標を設定するかどうかということが

あります。

臣にこれを質問しましたところ、これにつきまし

ては、政府の行政減量・効率化有識者会議、ここ

にワーキングチームを設置して、そこで検討す

る、そういう答弁でございます。

ここから私の提案なんですが、仮に新し

い公庫の融資残高の目標を設定する場合は、余り

乱暴な目標の設定ではなくて、とかく何か、何年

後に半分だとそういう枠の設定のあり方があり

ますけれども、そういう乱暴なやり方ではなく

て、丁寧な検討をやるべきだとうふうに思つて

おります。

すなわち、中小零細企業等への資金需要に的確

に対応しているかどうかという点だとか、また、

民間金融機関の貸し付け動向がどうなつているの

か、あるいは、新しい公庫で今度部分保証ですと

か証券化などの新たな民業補完の手法を導入しま

すけれども、これによつて民間の貸し付けがどれ

ぐらい促されるのかとか、そういった動向を踏まえて丁寧に検討すべきだとうふうに私は考えておりますが、それぞの参考人の御意見を伺いた

いとります。

○翁参考人 私も、丁寧な検討が必要だということと、本当にそのとおりだと思います。

数値目標というのは一つの考え方だと思うんで

すが、やはり重要なことは、政府系金融の役割を

すごく固定的に考えるのではなくて、徐々に民間に手渡していく、そういうための触媒になるとい

うミッションを持っているということを職員がしっかりと共有することではないかと思っています。そういう姿勢をとつていけば、自然に、政策目的の妥当性をチェックしたり、または手法の妥当性を不斷に内側からまざきめ細かく見ていくと、いう姿勢になつてきますし、それを外側からモニタリングする、これが基本的に非常に重要な二通りです。

その上で、融資残高目標というのも一つの考え方ではあると思いますが、そこには、おっしゃられましたように丁寧な検討が必要ですし、例えば

ループホール的な動きが出てこないかとか、経済の実態は今どうなつていてるかとか、それから、本

来、資金量ということで考えるのか、それともリスクの総体、リスク負担の総体はやはり重要でございまますが、そういった点をどう考えるのかと

か、そういつたきめ細かい検討が必要になつてくるというふうに思つております。

○中里参考人 丁寧な検討が必要だというのは私も賛成です。

今回の改革が始まるときに、そういう半減という最初の目標を立てた、これというのは、乱暴ではありますけれども、国民の世論を動かして改革を進めるという戦術的にはある意味有効であったのかなと思います。ただ、とりあえずというか、改革が法案的にはできてくるわけですから、では今後は本当にどうよりよくしていくかといったときには、丁寧に目標を掲げて經營をよりよくやっていただくということは重要です。

その場合に前提になるのは、それぞれ、どうい

うことをちゃんとやって、どういう機能があるか

という情報公開、これをやつて、なつかつ、迅速

に情報公開して、一般的の国民はあれですか

ども、専門家などが判断していろいろ意見を言えるような体制を築くことが重要ではないかと考えています。

以上です。

○佐伯参考人 先ほども申しましたように、経済というのは生き物でございますので、数値目標を決めて、そのときのときの変化に対応して変えて

いたらしいじゃないかという議論もあるかと思

うんですけども、そういうような対応をしてい

る間に、変化の方がもつと速いんじゃないかと私は思うんです、経済というの。

ですから、数値目標をつくって、いろいろなも

のを会議で検討しながらなんて、そんなのんびり

としたことは、中小企業にとっては命にかかるこ

とだらうというふうに思つております。

二ースに応じられるように、目標を今固定的に決

めるという必要はないんじゃないかなという

私の考え方です。

○桜田参考人 やはり避けなければならぬの

は、数字のひとり歩きといいますか、数字が先に

ありき、そういう状況は避けなければならないと

思ひます。

したがいまして、議員おっしゃったように、丁

寧さ、きめ細かさ、これは必要だと私も考えま

す。また、事後の検証が可能になるような、そ

ういう情報公開も必要ではないかと思います。

以上です。

○石井(啓)委員 次に、佐伯参考人に、今度は利

用者の立場からお伺いしたいと思います。

新しい公庫の機関設計、組織設計、いわゆるガ

バナンスの設計ということで、先ほど中里参考人

から若干陳述で御紹介いただきましたけれども、

どういう機関にするかということについては私も

実は先日質問いたしましたのですが、これは会社

法の規定に従つて、主務大臣の認可を受けた上

で、公庫の設立委員会が作成する定款で定めるとい

うことで、ちょっと今の段階ではどうなるかまだ

わからぬ状況なんですね。

そういった段階ではござりますけれども、新し

い公庫としてどういうガバナンスの機関設計が望

ましいというふうにお考えなのか、アドバイスが

あればぜひお伺いをいたしたいと存じます。

○翁参考人 執行する経営者に対して、やはりさまざま角度からきちんと、特に利用者の立場ま

たは民間との関係または政策目的をきちんと遂行

できているか、そういつたさまざまな観点からそ

の執行をきちんとガバナンスできる、そういうた

めの選択を選び、かつ、そういうボードで活発

な議論が交わされてそれが情報開示される、そ

ういった体制をつくっていくことが重要だと

あればぜひ承りたいと存じます。

○佐伯参考人 今先生がおっしゃつたように、

我々利用者に不便が生じないようにという御趣旨、本当に私もそのように思つております。

中小公庫と国民生活金融公庫は、同じ金融です

けれども、内容は本当に違うことだらうと思いま

す、やつてることが。これが一緒になるという

ことに対して、いろいろな問題がまた生じるかも

されませんが、今までやつていたそれぞれのいい

利点、中小零細まで含めて、あるいは中小公庫はコンサルティング事業も含めて、いろいろな意味で我々中小企業を大から中堅から零細までみんな底上げをしてくれたという意味で、その機能は残していただきたいというふうに思つておりますの

で、今後とも、先生方の御支援をよろしくお願ひ申し上げたいと思ひます。

○石井(啓)委員 続いて、翁参考人、中里参考人にお伺いしたいと思います。

○石井(啓)委員 続いて、翁参考人、中里参考人にお伺いしたいと思います。

新しい公庫の機関設計、組織設計、いわゆるガ

バナンスの設計ということで、先ほど中里参考人

から若干陳述で御紹介いただきましたけれども、

どういう機関にするかということについては私も

実は先日質問いたしましたのですが、これは会社

法の規定に従つて、主務大臣の認可を受けた上

で、公庫の設立委員会が作成する定款で定めるとい

うことで、ちょっと今の段階ではどうなるかまだ

わからぬ状況なんですね。

そういった段階ではござりますけれども、新し

い公庫としてどういうガバナンスの機関設計が望

ましいというふうにお考えなのか、アドバイスが

あればぜひお伺いをいたしたいと存じます。

○翁参考人 執行する経営者に対して、やはりさ

まざまな角度からきちんと、特に利用者の立場ま

たは民間との関係または政策目的をきちんと遂行

できているか、そういつたさまざまな観点からそ

の執行をきちんとガバナンスできる、そういうた

めの選択を選び、かつ、そういうボードで活発

な議論が交わされてそれが情報開示される、そ

ういった体制をつくっていくことが重要だと

あればぜひ承りたいと存じます。

思います。また、情報開示されたことが市場に對してもきちんと公開されて、それを国民がきちんと見ることができます。それが、執行機能は効率的でおかつ有効な経営執行に集中できる体制、そして、その執行

が重要ではないかと思っております。

○中里参考人 委員会設置会社でも監査役設置会

社であつても、どちらにしても監査機能と執行機能を明確に分け、それはどちらの場合でもでき

るわけですが、執行機能は効率的でおかつ有効な経営執行に集中できる体制、そして、その執行している状況がちゃんと政策目的にかなっているかどうかをしっかりと監査し、外れている場合にはちゃんと是正するような仕組みを構築することが重要だと思います。

その場合に、今、翁参考人も言いましたけれども、結局、そういう監督機関がどういう議論をしていくかというのをちゃんと情報公開して、誤った方向に行つていいいかを行政なりは議会なり国民なりがチェックできるような体制というのが必要なのじやないかと考えます。

○石井(啓)委員 それでは、時間的に最後の質問になろうかと思ひますけれども、私は、民間も含めまして我が国の金融機関というのは、これまで

とにかく不動産担保に過度に依存をして、いわゆる目つき能力というのを磨いてこなかつたという重大な欠陥があつたと思うんですね。むしろ、国民

より、中小零細の方を相手にしていますから、経営者の資質だとか事業性だとかをきちんと審査する能力を身につけていらっしゃると思うんですね。

○翁参考人 執行する経営者に対するアドバイスがあればぜひお伺いをいたしたいと存じます。

○翁参考人 執行する経営者に対して、やはりさ

まざまな角度からきちんと、特に利用者の立場ま

たは民間との関係または政策目的をきちんと遂行

できているか、そういつたさまざまな観点からそ

の執行をきちんとガバナンスできる、そういうた

めの選択を選び、かつ、そういうボードで活発

な議論が交わされてそれが情報開示される、そ

ういった体制をつくっていくことが重要だと

あればぜひ承りたいと存じます。

○翁参考人 まさにおっしゃるとおりだと思います。

金融機関全体として、目つき能力を磨いて、過度に担保や保証人に依存しない、そういう融資を広げていくべきだというふうに考えておりますけれども、新しい公庫は、ぜひ民間の先導役になつてそういうふうに私は思つておりますが、最後、四人の参考人の御意見を伺いたいと存じます。

○翁参考人 まさにおっしゃるとおりだと思います。

今回の不良債権問題なんかでも、いろいろ再生に手間取る一つの大きな要因がそういった融資慣行にあつたと思います。

事業を見ていくといふことが極めて重要で、その目つき能力を高めていくといふことが非常に重要な点だと思います。

○中里参考人 私も同じ意見でありまして、基本的に目つき能力を高めていく必要がある。

バブルの後処理のときは大分苦労はしてしまったけれども、その間に、さすがに民間の方も反省したというか、常に事業を見ていく姿勢というのが大分養われてきたんじゃないかな。アメリカとかに比べるとまだ物足りない部分もあるんですけれども、ベンチャー系のファンドとか、そういうような目つき、事業に注目して融資なり出資する姿勢というのは出てきていると思います。

その点では、今回の新政策金融公庫もそうですが、日本政策投資銀行なんかもそういうような姿勢というのはかなり先端的なものを持つていて、いわゆる官民協力してそういう能力を育てていくことが、今後、少子高齢化が進む我が国以上です。

○佐伯参考人 今先生がおっしゃったような目

きの能力、これは非常に難しいですけれども、非常に大切なことだというふうに思います。特に金融機関にとっては非常に大切なことだろう。

では、どうすればいいのか。これはまた非常に難しい問題なんですねけれども、一つ私の考え方としては、中小企業の現場をよく見てほしいうふうに思っています。特に金

融機関にとっては非常に大切なことだらう。

で机の上だけで判断していくのはやはり目つきにならないだらうということがあります。実際に現場へ出て、実際に製造の責任者なりあるいは経営者の考え方を聞く、あるいはいろいろな中小企業の現場を見れば世の中の動向もわかつてくるかもしれません。

今回の不良債権問題なんかでも、いろいろ再生に手間取る一つの大きな要因がそういった融資慣行にあつたと思います。

事業を見ていくといふことが極めて重要で、その目つき能力を高めていくといふことが非常に重要な点だと思います。

○中里参考人 私も同じ意見でありまして、基本的には銀行のコストマネジメントの中になんとか申し上げたりリスクに見合った金利のリスク、あるいは、銀行のコストマネジメントの中になんとか機会利益であるとかあるいは期待利益というものが入ってくる余地が少ないということ、このことがやはり妨げになる、障害になる、こういうふうに思います。

○石井(啓)委員 まだ若干時間がありますので、では、最後に翁参考人、中里参考人に伺います。

新しい金融手法の保証、証券化に取り組むということなんですが、これは適切に新公庫側でリスクをとつてやれば民間の融資を促すことができるということで、非常に有効な手法だと思うんですけれども、ただ、余りリスクをとり過ぎますと、逆に今度、民間のモラルハザードをもたらすといふような微妙なところがございまして、非常に私はバランスが、よく注意してやらなきゃいけないなと思っていますが、この点について、お二方の御意見を最後に伺いたいと思います。

○吉井委員 次に、吉井英勝君。

きょうは四人の参考人の皆さんには大変お忙しいところをお願いいたしまして、貴重な御意見をありがとうございます。

私は、最初、桜田参考人に伺つておきたいんであります。ありがとうございます。

○翁参考人 まさにおっしゃるとおりでして、特に保証、証券化の信用補完ということに関しましては、部分保証というのを徹底するということが極めて重要だと思っております。やはり一〇〇%

○佐伯参考人 まさにおっしゃるとおりでして、特に保証、証券化の信用補完ということに関しましては、部分保証というのを徹底するということが極めて重要だと思っております。やはり一〇〇%

に近いようになりますと、民間がきちんと審査をしない、モラルハザードをもたらす、そういう弊害をもたらす可能性が非常に高いです、また、オフバランス化すればするほどリスク管理も非常に難しくなっていく面もあるということは確かだと思います。

ですから、私は基本的に、証券化による信用補完、または保証業務の部分保証を進めていくことについては賛成なんですねけれども、あくまでもそ

ういった部分的なものにとどめる、その時点その時点で本当に必要なところに、検証しながら政府が関与していくといふような姿勢をつくつていくことが重要だと思つております。

○中里参考人 証券化や保証というのは、その時点では政府から直接お金が出ていかない、政策金融機関から出ていかないということです、いろいろリスクを膨らませて、最終的に負担が大きくなってしまうというリスクがあります。そういう意味では、今と同じ意見なんですけれども、民間にもちゃんとリスクを分ち合わせるというような姿勢が必要かと思います。それで、常にそういう保証した案件というのがちゃんと想定どおりにいつているかというチェックを働かせることが重要か

と思っています。

○吉井委員 次に、佐伯参考人と桜田参考人のお二人に伺つておきたいんですが、現在の国民生活金融公庫法を初め、中小企業それから農林漁業など、現行三公庫法の目的には、一般の金融機関からその融通を受けることを困難とする国民、中小零細企業、農林漁業者が必要とするものを供給するという趣旨を規定しております。ところが、今までの目的が変わつてくるわけですね。一九五一年の日本開発銀行法のとき、あのときも目的に民業補完ということが掲げられているわけですが、それでも、新公庫法の目的は、一般金融機関が行う金融を補完することを旨としつつと。まず民業補完というところで、同じ政策金融といつても目的ががらりと変わつてきているわけですね。

それで、この目的の改定というのは単に字面の議論がうんと進んだんですねけれども、規制緩和を万能とする考え方などと並んでの中で出てきたように私は感じているんですけど、政策金融機関は政

府の施策に基づく金融機関ですし、一方、金融市場のもとにある銀行とは本来別次元に置かれてきたものであり、別次元の話だというふうに思つております。

今なぜ政策金融改革なのかといふことについて、桜田参考人はどのようにお考えになつております。

○桜田参考人 従前、財政改革と申しますと、要するに予算、決算ベースでの改革だと思っていたんですけれども、二〇〇一年から始まつた財政改革の新しい特徴は、国の歳出歳入という構造全体を大きく削減させる、そういう目的があつたよう

れるかを伺いたいと思います。

○桜田参考人 従前、財政改革と申しますと、要

思する、そういうことが非常に大事じゃないかと思うんです。

それが、新公庫の民業補完の枠内での対応ということになると、これはかなり難しい話になってくるんじゃないか、十分機能を発揮できるんだろうかということが懸念されるんですが、この点について、佐伯参考人と桜田参考人それぞれお考えを伺いたいと思います。

○佐伯参考人 中小企業、特に零細企業が国民生活金融公庫からいろいろな融資を受けて助かっているという例は多々あります。現実にもそうだろうというふうに思います。そういう意味で、政府系金融機関の役割という重要性は決して磨れてはいない、むしろ、新しく新公庫になつてもこの役割は生かしておいてほしいというふうに思つております。

それからまた、行革推進法の附帯決議でも、資金需要に質、量とも的確にこたえるというふうな附帯決議が衆参両院で行革法の中で言われておりますので、財政措置を含めて、そういうふうな支援をぜひしっかりといただきたいというのが私の考え方でございます。

○桜田参考人 私の意見表明の一つの柱がまさにその点でありますと、融通あるいは供給という旧法の目的からいいますと、これは明らかに、国民生活金融公庫なりあるいは中小金融公庫なりがそうした対象に対してみずから貸し出しを行うというふうに解釈することができます。しかし、支援するということになりますと、必ずしもそれは直接的な貸し出しを意味するものではなくて、まして民業補完という形になりますと、あくまで主は導きょうの質問を伺つておりますと、必ずしも、その点での認識の一一致があるのかなという疑問も改めて私は感じた次第です。

○吉井委員 次に、また佐伯参考人と桜田参考人

に引き続いて伺つておきたいんですけども、新公庫法案は、一般金融機関が行う金融を補完する

ということ、この立場から、資金貸付けの業務その他公庫の業務のあり方について検討を加え、必要があると認めるときは、業務の廃止その他所要の措置を講ずるものとすることを規定しているわけですね。また、新公庫の業務を、民間企業の

に引き続いて伺つておきたいんですけども、新公庫法案は、一般金融機関が行う金融を補完する以上です。

○桜田参考人 近々廃止するという話ではないとは思いますけれども、そういう縮小、廃止への動きといいますか、ベクトルといいますか、こういうふうなものはやはり絶えず働く、そのように考えております。

○吉井委員 次に、中里参考人に伺いたいと思うんです。

○佐伯参考人 確かに、我々中小企業は、実際の経営をやっていますといろいろな問題が生じておりますが、そこを政府系の金融機関が的確にいろいろな融資なり指導していただくということは大いに助かるわけです。

先ほどの発言にもちょっと戻るかもしれませんけれども、中小企業にとって短期的な、今すぐの問題、それは融資を受けることだと思うんです。

それからもう一つ、中長期的に見れば、経営コンサルティングみたいな、将来この企業はどうしたらちゃんと発展していくのか、そういうような指導をやっていく、あるいはコンサルタントをやっていくというふうな、二つのことが、ただ、同時にじやなくて時間的にちょっと違うんだろうと思いまます。

○中里参考人 中小公庫は、今まで結構、その企業の何年か先、こうすべきだというふうな、ちゃんとした指導なりコンサルタントをやってくれたんです。国金は、もう今困っているのは、とりあえず、とにかくすぐに何か貸しましようというふうな、これ

を二〇〇五年九月八日に出しているんですけども、この中でも私は述べさせていただいているんです、やはり十把一からげに見るんじやなくて中身を見て、どこが伸びているかということをちゃんと見た上で、ちゃんとした正確な議論をします。

○吉井委員 次に、中里参考人に伺いたいと思います。御指摘のとおり、政策金融と十把一からげに言つても、先ほどおっしゃいました旧開銀の対象にもしておりますが、いわゆる新公庫の業務の合理化といふことが、国民への小口融資とかつながっていくのではないか、こういうことが懸念されます。

○吉井委員 この点についてのお考えも引き続いて伺いたいと思います。

○佐伯参考人 確かに、我々中小企業は、実際の経営をやっていますといろいろな問題が生じておりますが、そこを政府系の金融機関が的確にいろいろな融資なり指導していただくことは大いに助かるわけです。

先ほどの発言にもちょっと戻るかもしれませんけれども、中小企業にとって短期的な、今すぐの問題、それは融資を受けることだと思うんです。

それからもう一つ、中長期的に見れば、経営コンサルティングみたいな、将来この企業はどうしたらちゃんと発展していくのか、そういうような指導をやっていく、あるいはコンサルタントをやっていくというふうな、二つのことが、ただ、同時にじやなくて時間的にちょっと違うんだろうと思いまます。

○中里参考人 中小公庫は、今まで結構、その企業の何年か先、こうすべきだというふうな、ちゃんとした指導なりコンサルタントをやってくれたんです。国金は、もう今困っているのは、とりあえず、とにかくすぐに何か貸しましようというふうな、これはどちらが正しいとかなんかじゃないと思うんですね、両方必要だ。それで成り立つてきただけで、今後もその二つの面を、強化するといいますけれども、「政策金融機関の規模」というレポート

を二〇〇五年九月八日に出しているんですけども、この中でも私は述べさせていただいているんです、やはり十把一からげに見るんじやなくて中身を見て、どこが伸びているかということをちゃんと見た上で、ちゃんとした正確な議論をします。

○吉井委員 翁参考人にも同様のことを伺つてお

この政策金融改革というのは、官に偏った資金を民へと流れを変えることとするものだと思いまし、いわゆる資金の出口の改革である。資金の入り口の改革は、郵政民営化で国会で審議されました。私もその特別委員会の委員だったんですねが、よく承知しておるのです。その審議の中で、改革そのものがアメリカからの強い要請に基づくものである、そういう議論があつたんですよ。この入り口の郵政改革のときには、今回のこの出口である政策金融改革についても、背景にアメリカからの要請というものがあるのではないかと思うんですが、そのあたり、いかがですか。

○鈴木政府参考人 私ども、平成十四年以來、平成十七年の経済財政諮問会議におきましても、この政策金融改革を議論してまいりましたが、私たちの基準は、民間でできることは民間に、残す政策金融も、これはしつかり残すけれども効率を高める、その観点でこの政策金融改革を検討していました。

○横光委員 御答弁ではそのように答弁するの

は、これはもう当然でしょう。

しかし、年次改革要望書の基本的スタンス、こ

こには、官業が米国資本の進出業務に多大な障害となつてゐる、このように年次改革要望書は主張しておるんですね、根底に。これがいろいろなとこで日本に対する一つの圧力になつてゐるだろ私は今ちよつと疑念を持ったところをお尋ねしたわけでございます。

次に、国際協力銀行、この件についてちよつとお尋ねしたいんですが、新公庫に国際金融が統合されることになつております。この理由をお聞かせください。

○大藤政府参考人 今般の政策金融改革におきま

しては、現行政策金融機関の担つている機能を抜本的に見直し、完全民営化 廃止される機関の機

能を政策金融の外に切り出すとともに、政策金融

として引き続き残すものとされた必要最小限の業

務を、一つの新たな政策金融機関に担わせることとしたものでございます。これにつきましては、經濟財政諮問会議等におきましても、政策金融として残す機能を担う組織のあり方につきましては、改めて議論が行われたということでございまして、一つの政策金融機関に統合するということが最も効率的であるというふうに議論がなされたものと承知しております。

その上で、新たな政策金融機関の組織につきましては、国内部門、国際部門の性格の相違にも着目して、行政改革推進法第五条第四号におきまして、国内金融と国際金融の部門に大別をして、国内金融部門は、業務の態様に応じた区分を明確にして残す機能を編成し、国際金融部門は、JBICの外國における信用の維持と、業務の主体的遂行が可能な体制を整備するという規定を置いたものでございます。

○横光委員 機能を残す機能を残すと、残す機能

をさらに統合することですけれども、国民

あるいは農林漁業さらには中小企業、この三つの

統合は私も理解できますよ、これは理解できるん

です。しかし、これらの国内業務と、国内とは全

く関係なく国際金融業務を担当する国際協力銀行

の一部を、わざわざ分けて、そしてこちらの方に

統合する、この意味が全くわからないんです。

○横光委員 御答弁ではそのように答弁するの

は、これはもう当然でしょう。

しかし、年次改革要望書の基本的スタンス、こ

こには、官業が米国資本の進出業務に多大な障害となつてゐる、このように年次改革要望書は主張しておるんですね、根底に。これがいろいろなとこで日本に対する一つの圧力になつてゐるだろ私は今ちよつと疑念を持ったところをお尋ねしたわけでございます。

次に、国際協力銀行、この件についてちよつとお尋ねしたいんですが、新公庫に国際金融が統合されることになつております。この理由をお聞かせください。

○大藤政府参考人 今般の政策金融改革におきま

しては、現行政策金融機関の議論におきましては、政策金融として残す機能をいかに効率的にす

るかということで、それにつきましては、一つの

政策金融機関にした上で、管理部門の共通化であ

りますとか、そういったようなことを講じること

によって、できる限りの効率化を図つていくとい

う考え方によるものだと思います。

一方、国内部門と国際部門の性格の違い等につ

きましては、国際金融部門につきまして、部門を設ける、あるいは独立の勘定を設けるといったようなことによって対応するということになつたものと承知しております。

○横光委員 新たに部門を設けるとか勘定は別に

するとかいうんなら、統合する必要はないじゃないですか。今まで十分やつていてるじゃないですか。水と油なんですよ、私が言いたいのは。

○鈴木政府参考人 まさに、私はこの質問をしておるんです。水と

油なんですよ。

今、あなたはこじつけのよういろいろ理由は

おつしゃいましたが、国際金融というのは、しか

も、この経営方針は收支相償の原則に基づいて

やつているわけでしょう。收支相償ということは

損を出さないということなんですよ。現に、立派

に黒字で経営していますよね。しかし、いま一方

の三機関はどうなんですか。收支差補給金を受ける

ながら経営してきている。私が先ほど言つたよう

な政府系金融機関の任務を果たすためには、これ

はやむを得ないと私は思つてゐるんですが、收支

差補給金を受けながら経営してきている。

目的も機能も内容も、まず第一に経営の仕方も

全く違うというところが一つになつてゐる。本當

にこれでちゃんと新公庫は業務を果たすことがで

きるんでしょうか。

○大藤政府参考人 新公庫につきましては、国際

部門を含めまして各政策分野ごとに勘定を設けま

して、その中で、例えば国際部門につきましては、政策金融機関にした上で、管理部門の共通化であ

りますとか、そういったようなことを講じること

によって、できる限りの効率化を図つていくとい

う考え方によるものだと思います。

一方、国内部門と国際部門の性格の違い等につ

いては、現行政策金融機関の議論におきましては、政策金融として残す機能をいかに効率的にす

るかということで、それにつきましては、一つの

政策金融機関にした上で、管理部門の共通化であ

りますとか、そういったようなことを講じること

によって、できる限りの効率化を図つていくとい

う考え方によるものだと思います。

に設けられました勘定におきまして、一定の準備金を超える利益につきましては国庫納付をするということになつております。

○横光委員 これまた全く統合した意味がありますね。別々でも十分やれる。何か形だけあわせたという気がしてならない。もうとにかく統合です。今までの答弁を聞いていても。

ですから、例えば新人事採用はどうするんですか。それも全部部門別。あるいは給与体系、こういうものはこれからどういう方向に持つていかれるんですか。新入社員の採用とかあるいは給与体系、これは統合になりますと、幾ら何でもばらばらといふわけにいかないでしよう。別々に事業はできるにしても、職員の給与まで同じ組織の中がばらばらというわけにはいかぬでしよう。このあたりをちょっとと説明してください。

○大蔵政府参考人 まず、新公庫におきます給与体系でございます。

新公庫においてどのような給与体系とするかにつきましては、一義的には新公庫が決めていくことになるわけでござりますけれども、その際には、一体化された組織であるということを踏まえまして、業務の内容、専門性あるいは各機関における現行の給与体系等を総合的に勘案して、対外的にきちんと説明できるものとすることが必要と考えております。

政府といましても、こういった給与体系をどうするかということについてはしっかりとフォローしてまいりたいと考えております。それから、新公庫の職員の採用ということでござります。

これも一義的に新公庫が決めていくことになりますけれども、その際には、業務の内容、専門性等を総合的に勘案するということで採用がなされいくものと思っております。

○横光委員 新公庫で決めるということですけれども、例えば、給与体系のラスパイレス指數の資料をいたしましたけれども、これはかなり差があるであります。

ありますよ。国金、中小企業、農林と国際協力銀

行の給与体系はかなり差がある。ちょっとの差ならどうにかなるでしょう。一三〇%あるいは一四

七%，かなり差があるのを、これを統一すること

は統一するんですね、そこをまずお聞かせください。

○大蔵政府参考人 ここは、一つの政策金融機関

ということことでござりますので、そういった方向で見直していくということでございます。

○横光委員 統一する、それはそうでしょう。しかし、行革ですから上方に上げるということは難しいでしようから、下の方に下げるという方向

性ですか、それもお示しください。

○鈴木政府参考人 給与水準、これは一義的にま

ず新公庫の経営陣が決めることになると思いますので、今私どもの方から上か下かということは申し上げられませんけれども、当然、経営の効率化、それから、過去のいろいろな統合の例もござります。その統合の例も十分勘案していただきたいと考えております。

○横光委員 今いろいろ個別のことを聞きました

が、まだ支店の件、国際協力銀行には支店はないでよし、そういうことのいろいろな問題等がございます。

私は、この形での統合というものは非常に理解

できない、かえつて混乱をもたらす可能性があるんじやないかという心配をしておるんですが、今

回国の国際金融の統合は、私から言うと、ちょっと

きつい言い方をすれば、政治的な理由でくつつけたというような印象をしておるんですよ。つまり、統合する、あるいは民営化する、いろいろな形で改革をアピールする一つの手段として、こういう形がとられたのではないか。もとと言えば、これは見かけ倒しの改革ではないかという気がございません。

この問題は、不良債権の件とかいろいろな問題を含めてまだまだ課題がございますけれども、これまで同僚議員が詳しく質問すると思います

で、私は、この問題はここで一応終わります。次に、主務大臣の役割についてお尋ねしたいんです。

ここも、先ほど言いましたように、大変混乱をもたらす要素があるのではないか、そういう気がしてあります。これは初めてのケースですね、今までこんなことはなかったですよね。そうしますと、ただの寄せ集めになつてしまつては問題があると思うんですね。

新公庫は現行四機関のさまざまな業務を行つむので、しかもその上に四大臣がいるということは、この四大臣がしつかり調整していくしかなければ、私は、現場に混乱が生じるのではないか。混乱が生じないためにどのように連携をしたり、あるいは意思統一を図つていくのか、そのあたりをお示しいただきたいと思います。

○渡辺国務大臣 四つが統合されてシナジー効果が発揮できるようにならなければならぬと思います。零細事業者から国際金融まで多様な業務を行つてゐるわけでございますので、それぞれの政策分野に責任を持つ主務大臣がきちんと業務実施を監督していくことであろうかと思います。

ただし、縦割りの弊害が出てくるというのはシナジー効果が発揮されないことになりますので、新公庫の運営に当たつては、新公庫自身が取締役会による意思決定を行う、業務執行の監視などのガバナンス確保のために会社法上の仕組みを活用していく、また各勘定が縦割りの運営でない一体的の運営になるように努める、こういった努力が必要であろうかと思います。

○横光委員 主務大臣においても、一体的な組織運営を妨げることのないように指導監督を行つていくことが大事だと思います。私、行革担当大臣の立場から、このような弊害が出ないようになつかりと監視をいたしてまいります。

○横光委員 今、縦割りの行政が残らないようにしなければならないという御答弁でございます。

それは非常に大事なことだと思います。今までの答弁で、たとえ統合したとはいっても施策ごとに勘定は区分するということを言われました。どちらにかかるでしょう。一三〇%あるいは一四七%，かなり差があるのを、これを統一すること

は统一するんですね、そこをまずお聞かせください。

○大蔵政府参考人 ここは、一つの政策金融機関

ということでござりますので、そういった方向で見直していくということでございます。

○横光委員 統一する、それはそうでしょう。しかし、行革ですから上方に上げるということは

難しいでしようから、下の方に下げるという方向

性ですか、それもお示しください。

○鈴木政府参考人 給与水準、これは一義的にま

ず新公庫の経営陣が決めることになると思いますので、今私どもの方から上か下かということは申し上げられませんけれども、当然、経営の効率化、それから、過去のいろいろな統合の例もござります。その統合の例も十分勘案していただきたいと考えております。

○横光委員 今いろいろ個別のことを聞きました

が、まだ支店の件、国際協力銀行には支店はないでよし、そういうことのいろいろな問題等がございます。

私は、この形での統合というものは非常に理解

できない、かえつて混乱をもたらす可能性があるんじやないかという心配をしておるんですが、今

回国の国際金融の統合は、私から言うと、ちょっと

きつい言い方をすれば、政治的な理由でくつつけたという御危惧も一応あるわけでございます。一方で、この委員会の審議でも、例えば中小企業ですとか国民生活金融公庫がやつていて融資がこれを機会に減つてしまつのではないかといったことに対して、勘定は勘定できちつと残るということじゃないですか。もう一回お聞かせください。これは残りますよ。

○林副大臣 委員御指摘のように、勘定は残す、しかし統合のメリットは出して縦割りにしないと大臣からも今答弁させていただいたところでございますが、一方で、この委員会の審議でも、例えば中堅企業ですとか国民生活金融公庫がやつていて融資がこれを機会に減つてしまつるのはないかといった御危惧も一応あります。そういったことに対しても、勘定は勘定できちつと残るということに対しても、勘定は勘定できちつと残るということじゃないですか。もう一回お聞かせください。これは残りますよ。

○横光委員 確かに、縦割りの弊害は言われてきましたし、この統合によつてそれをなくすということは非常に大事なことだと私は申し上げました。しかし、私は、勘定区分ごとにやるんならば、どうしてもその旧組織の機能がそのまま残つて縦割りが残るんじゃないかな。本当にこれを一掃するんですね。

○林副大臣 まさに委員御指摘の、大事な点でございます。

まさに大臣から答弁がありましたように、そのために行革の担当の大臣というのがおりまして、実は先ほど主務大臣という御指摘がございましたけれども、今までそれぞれの公庫が複数の主務大臣においても、一体的な組織運営を妨げることのないように指導監督を行つていくこと

大臣でやつておったケースがござります、委員御案内のとおりです。その場合のいろいろな縦割りの弊害というのが指摘される向きもあるわけでございますが、今回こういうふうに四大臣といふことで少しふえましたので、まさに行革担当大臣の立場でそういったことがないようにならうとやつてまいりたい。委員の御指摘のとおりでございま

○横光委員 心配事が現実にならないように御努力をお願いしたいと思います。

もう一つ、今度辺大臣が大変御苦労されておりますが、天下りの問題ですね。現行の政策金融機関、こここの役員の半分ぐらいは、総裁、理事、理事長、天下りですね、このいただいた資料では、そういう形で、現在、現行の機関は運営をされております。

一方、私が今大変苦労してこの国会に提出させているただこうとしている国家公務員法改正案の中では、各省のあっせんというものを全面的に禁止するということでございますから、今委員が御心配されましたような各省ひもつきの天下りポストになるということは、今後は、我々が今考えております国家公務員法改正が実現をいたしますと、そういうことはなくなるということをございます。

くりや経営の運営に、今度は主務大臣が四大臣おるわけですから、いろいろな形でやはりちょっと混乱が、天下りの形では混乱が生じるんじゃないかという気がしております。こうなりますと、この目的であります効率化とかあるいはガバナンスの確保とか、こういったものは非常に難しくなりますので、ちょっと質問させていただきました。

次に、今回のこの改革あるいは新公庫法ができることに、利用者の方がやはり相当不安を持つております。先ほど言いましたが、きょうの午前中の参考人の中で、とりわけ、日本の経済のほとんどを引っ張っている中小企業の団体の会長さんが非常に心配をされておりました。

そこでちょっとお尋ねをするんですが、この公庫は会社法に基づく透明性の高い経営を目指すということになつておりますが、そつなりますと、貸付審査、これがこれまでより厳格になるということなんでしょうか。お答えください。

○大藤政府参考人 ただいまお話しのように、新公庫の法人形態につきましては、強固なガバナンスを發揮しつつ効率的な事業運営の実現と政策上必要な業務の的確な実施を図るため、特殊会社としているところでございます。他方、新公庫は、引き続き政策金融として必要な機能をしっかりと担うこととしておりまして、業務を的確に実施していくために必要な財政支援については、国会の議決をいただいて、きちんと今後とも予算措置がなされることとなります。

審査に当たりましては、基本的に、これまで政策金融機関としてそれぞれの政策分野において培つてきたノウハウや専門的知見、いわゆる目つき能力を生かしまして適切な審査を行い、融資判断をすることとなります。したがって、特殊会社になるからといって審査の姿勢が変化するという御心配には及ばないと考えております。

○横光委員 わかりました。特殊会社になつたとしても審査のやり方はこれまでと同様だ、貸し付けのスタンスが変更するということはない、こういうことですね。

次に、現在、多数の方が現行の四機関から資金を借りております。統合する四機関の貸付残高は約二十七兆円となつておりますが、これらの借り手の方々は今度の新公庫への統合に伴つて、今、貸し付けの審査は変わらないということですが、では、貸しはがしとか返済条件を変更するとか借り上げ償還を要求するとか、そういうことはあります。得ないと、いうことですね。

○大臣政府参考人 現行政策金融機関の利用者の保護につきましては、行革推進法の第十三条に、その利益が不當に侵害されないようにすることとして、新公庫への統合を契機とする不適切な貸しはがしはもちろんのこと、利用者が不利益な扱いを受けることのないよう、現行四機関が現に行つてある貸し付け等の契約条件の維持はしっかりと行われるものと考えております。

これに加えまして、新公庫法案においても、新公庫設立に伴いまして、現行政策金融機関の行う資金の貸し付け等の利用者が新公庫設立前に受けた申し込みについて、従前の条件により貸し付け等を実施することができるということや、現行政策金融機関が発行した債券の所有者の利益が本当に侵害されないよう、現行政策金融機関が発行した債券につきましては従前の政府保証や一般担保条件が維持されることを明確化することなどの所要の規定を置いているところでございます。

○横光委員 わかりました。では、新公庫が特殊会社としてスタートしたとしても、これから新たな利用者に対しても貸付審査が厳しくなるとかスタンスが変わるとか、こういうことはないといふお話をございます。

ちょっととしつこいようですが、もう一つお聞きます。

現在、各機関が貸し付けている貸付金、いわゆる債権については、これからは企業会計原則に基づいて自身の精査が行われると思うんですね。そうなると、今まで以上にかなり厳しく精査されるのではないかという気が私はしておりますが、

それでも、今私が心配しているような貸しはがれとか貸し付けの審査の変更とか、これから新たな企業会計原則に基づいて精査したとしてもそういうことはないんだということでおろしいですね。

次に、各機関のリスク管理債権比率、いわば不良債権ですね、これは民間金融機関と比べて非常にお高くなっています。国金が十七年度九・一%、農林漁業金融公庫が六・一二%、中小企業公庫が一三・六五%と、いわば地方銀行の倍ぐらいありますね。非常に債権比率が高い。民間の探算ベースに乗らない分野に貸し付けていることから、リスク管理債権があること 자체はやむを得ないとい、こういうふうに私は思っておりますが、しかし、これは度を過ぎちやいかぬわけですね。

特殊会社となる新公庫の場合は、健全な経営を維持していくことも重要でございます。不良債権をより少なくしていく方向をとられるのか。だから、そういった方向でリスク管理債権比率を下げていくよう処理を進めていくのか。それとも、政策金融という性格上、リスク管理債権はある程度はやむを得ないとして現行のままの対応をすることになるのか。経営方針をちょっとお示しいただきたいんです。

はりこれから経営努力で縮小することも考えてい
ただかなければならぬということです、政策金
融を行ひながら、大前提にしながら。

次に、これまで三機関は、今私がお話ししたよ
に、どうしてもリスクを伴う分野までも政策的に
融資をしてきたとすることもあるし、結局赤字經
営になつてきている。そのため、政策金融機関
の収支差については、いわゆる収支差補給という
形で政府が財政支援をしておりますね。この
財政支援のあり方というのは、今の林副大臣の答
弁によりますと、現行四機関の収支差、統合した
後、同じような収支差補給金という形で財政支援
は行うということですね。

○林副大臣 先ほど申し上げましたように、全部
通してやつてみて、最後赤字が出たからその分を
埋めるというような形の収支差補給金というの
は、もうやめよう。そのかわり、先ほど申し上げ
ましたのは、それの政策金融に必要なものは
それぞれに補給をしていくつて、例えば民間よりも
利子を安くしなければいけない分は何らかの手当
てをしなければいけませんから、政策金融として
必要なものはあらかじめ用意をして、そういう補
給はやろう。しかし、最後にどんぶり勘定で補給
しますと、経営をせつからく今度、委員が御指摘の
ように、株式会社にしてガバナンスもきかずとい
うことになるわけですけれども、結局赤字が出れ
ば全部埋めてもらえるんだということになります
とそれはやはりよくないので、必要なところをき
ちつと、理由が立つところを補給はしていく。し
かし、経営責任で、まじめに経営をやらないで赤
字が出たものまで最後のどんぶり勘定としてやる
という形はやめよう、こういう考え方でございま
す。

○横光委員 必要なところを補給するということ
で、今回は収支差補給金という形ではない形で經
営をやつてもらう、それは結構なことですけれど
も、そのことによつていわゆる融資の額、あるいは
先ほど言つたいろいろな、審査は厳しくならない
いけれども範囲が狭くなるとか、そういうことは
はりこれから経営努力で縮小することも考えてい
ただかなければならぬということです、政策金
融を行ひながら、大前提にしながら。

起こり得ませんか。それは大丈夫なんですか。今
のような形だと、どうしても融資の規模を圧縮せ
ざるを得ませんよ。これをちょっと心配しておる
んですが、どうなりますか。

○林副大臣 大変大事なところでございまして、
まさに今までそういう經營責任に帰するような、
ありていに言うとサポートしているようなことがな
かったとすると、今のようなやり方でそれぞれの
政策に必要な補給金を積み上げていくと最後の帳
じりが合つ、こういうことであろう、こういうふ
うに思います。先ほど申し上げましたように政策
金融は残すという考え方でございますので、き
ちつとした手当てをそれぞれの政策金融にしてい
くという考え方でございます。

○横光委員 そうなりますと、やはりこれから經營
というものは、これまでと違つて非常に重要な
なつてきますし、そこで、これまでの審議でも取
り上げられております経営責任ですね。

これは今度株式会社になるわけですから、特殊
会社としていくわけですから、これまでと違つた
形での、これまで、今言わたるようにいわゆる
収支差補給金で補つてもらうので、どうしても依
存体質です。どうせ出してくれるわという形で、
そういう運営であるがために經營責任というこ
とは問題にならなかつた。しかし、これからはや
はりそうじやなくなると思うんですね。

昨年成立した行政改革推進法の政策金融改革の
節で、第四条第三号において「現行政策金融機関
の負債の総額が資産の総額を超える場合における
その超過額又は新政策金融機関に生じた損失で
あって、これらの經營責任に帰すべきものを補て
んするための補助金の交付その他の国の負担とな
る財政上の措置は、行わない」、こういうふうに
法案には見当たらないんですが、新公庫について
もこの規定は適用されると認識してよろしいんで
すか。

○林副大臣 まさに先ほど私から答弁させていた
だきましたように、新しい考え方ということでご
まで考えていてませんか。

ざいますので、今御指摘のありました第四条第三
号の規定は、当然、新公庫に適用されるというこ
とでございます。

○横光委員 ここで今法律に書かれている「經營
責任に帰すべきもの」ということなんですが、こ
れはよくわからないんですね。經營者が裁量の判
断を誤つたり、あるいは業務が限定されているの
にこれを飛び越えて經營者が勝手な判断で貸し付
けるとか、いろいろなことが起きた場合のことと
か、私は勝手に想像しているんですが、經營責任
に帰すべきもの、これはもう負担せぬぞ、こうい
うふうになつていてるんですけど、これはどういう事
例、具体的にもうちょっと、どういったときには
こういうことはもう補てんしませんよということ
になるんでしょう。

○林副大臣 委員が今まさに勝手にとおっしゃら
れましたけれども、そういうところでございま
して、政策金融の適切な実施をやつていれば生じな
かつたようなことが生じた場合、こういう考え方
でございまして、まさに委員が御指摘になつたよ
うに、業務運営上の理由などを想定しております。
具体的には、まさに委員が御指摘になつたんで
すが、例えば、余りないことであろうと思います
けれども、經營者によつて法令や融資等の基準に
違反して運用した、こういう場合は、これはもう
經營責任に帰すべき損失ということでございま
す。また、先ほど申し上げましたように、事前に
必要な補給金は見積もるわけでございますが、裁
量にゆだねた事項について重大な判断の誤りが
あつた、こういつた場合はやはり經營責任に帰す
べき明白な事例に当たる、こういうふうに考へて
おるところでございます。

○横光委員 もう時間がなくなつてきたのでお聞
きしませんが、例えば、經營責任がこういうふ
うに法律に書かれている、そして、仮にそういう事
例に当たるようなことが起きた場合は、どのよ
うな經營責任をとるということなんですか。そこ
まで考へていませんか。

○林副大臣 これは会社の形態、先ほどガバナン
ス、ガバナンスと言つておりますので、商法上
の株式会社、ただ、全額出資の特殊会社というこ
とでございますので、株主である政府の判断にお
いて經營責任を問うていただきたい、こういうふうに
考えておるところでございます。

○横光委員 その会社なんですが、「主務大臣は、
設立委員を命じ、公庫の設立に関する発起人の職
務を行わせる」とされております。「設立委員は、
一年ちょっとしかありませんけれども、設立委員
の役割というのは非常に大きいと私は思います
よ。これから定款も作成しなきやいけませんし、
時間がないんです、設立委員の任命はいつ行う
予定なのか。そのあたり、もう大体決まつていて
でしょうね。

○大蔵政府参考人 設立委員につきましては、主
務大臣であります財務大臣、農林水産大臣、經濟
産業大臣が共同で任命することになつております。
では、設立委員の任命につきましては、平成二十年
十月一日の円滑な発足に支障がないタイミングで
行われるよう、主務大臣におきまして責任を持つ
て取り進めていくことになると思つております。
行政改革推進本部としても、重要な手続が適切に
なされるよう監視していく所存でございます。

では、具体的に、設立委員の任命についていつ
ごろになるのかということでござりますけれど
も、設立委員の任命につきましては、新公庫の組
織、業務等の詳細の検討、いわゆる基礎的な検討
がある程度進んだ段階で行つてするのが過去の特
殊会社等の通例でございます。ということでおさ
いますので、その検討を踏まえた適切な時期に
行つていくということになつております。
ですから、過去の、例えば道路公團であります
とか東京地下鉄でありますとかいつものにつき
ましても、いずれにしても、法律を認めていただ
いた後に準備を進めていくことになりますので、

いわゆる公庫法公布後、ある程度の期間を置いた後に任命されることになると思つております。

○横光委員 終わります。

○河本委員長 次に、佐々木隆博君。

○佐々木(隆)委員 民主党の佐々木でございます。

ちょっと後ろが寂しくなっておりますけれども、大切な論議でありますので、やらせていただきます。

三月二十九日の本会議で大臣とは議論をさせていただきましたわけですが、きょう、借り手側といいますか利用者側といいますか、そういった立場について少し掘り下げて論議をさせていただきたいというふうに思います。午前中の参考人の皆さんの御意見も、大変参考になる意見をたくさんいただきましたので、そんなことも含めて論議をさせていただきたいというふうに思います。

最初に、平成十七年十一月二十九日、経済財政諮問会議の政策金融改革の基本方針というのが出されましたけれども、それについて三点ほど確認

をさせていただきたいというふうに思います。

そこで、まず政策金融は三つの機能に限定するとして、いわゆる政策金融から撤退するもの、残

すもの、将来的には撤退するものというふうに分類をしたわけですが、先ほど来の説明を聞いていてもそうなんですが、どういう考え方に基づいてどういうふうに整理したのかということについて、経過を含めてお伺いをいたします。

○藤岡政府参考人 経済財政諮問会議の審議でございましたが、まさに先ほど御説明申し上げました

議論でございまして、議事の展開を見てみま

すと、貸出残高対GDP比半減につきましては、

国際比較をいたしまして、各国でいろいろな政策

金融機関、機能がありませけれども、日本の場

合、直接貸し付けが各国と比べて非常に突出して

いたという事情がございました。比較的高い国と比べても大体二倍ぐらいであるということをご

ざいました。そこで、当面それを一つの目標にし

ようということで、半減という基本的な考え方があ

りました。そこから、当面それを一つの目標にし

ようということが必要であるという認識のもとにおきまして、政策金融として残すべき機能の精

本とし、政策金融の手法を用いて真に行うべきもの厳選することが必要であるといふふうに思つておきまして、政策金融として残すべき機能の精査が行われたものと承知いたしてござります。

具体的には、その基本方針におきまして、政策金融は、中小零細企業・個人の資金調達支援、そ

れから国策上重要な海外資源確保、国際競争力確保に不可欠な金融、第三に円借款の機能に限定い

たしまして、それ以外は撤退するということがあるといふふうに思つております。

○佐々木(隆)委員 今ありました民業補完という本原則とされたところでござります。その原則に基づきまして、現行政策金融の各機能が、政策金融から撤退するもの、政策金融として必要であり残るもの、また、当面必要だが将来的には撤退するものというふうに分類されたものと承知いたしてござります。

○佐々木(隆)委員 今ありました民業補完というものが今回出てきた大きなテーマの一つだと思うんですが、それについては後ほどちょっと論議をさせていただきます。

二つ目、確認をさせてください。

その同じ基本方針において、小さくて効率的な

政府の実現に向けて政策金融を半減するとして、いわゆる貸付残高目標と言われているものです

が、貸付残高をGDPの半減、新たな財政負担を行わないというふうに整理をしているんですけど、ここについて、なぜそういうラインというものをつくったのかということなどの経過を含めてお伺いをいたします。

○佐々木(隆)委員 実はこの二つ、三つの機能に限定をする、効率的な運営をする、目標を定める

というのは、この後ずっといろいろやつてきま

きの、この後展開をしていくときの非常に重たい

かせになつていくのではないかという思いがあつて、今お伺いをいたしました。

もう一点、確認します。

八つの政策金融機関を統合したり民営化したり

するわけですが、完全民営化するものや廃止する

もの、あるいはまた今度の新公庫のように、国が

すべて出資する政策金融機関として統合するも

の、いろいろあるわけですが、それぞれの改革の

基本的な考え方などについてお伺いをいたしま

す。

○藤岡政府参考人 経済財政諮問会議の審議でございましたが、まさに先ほど御説明申し上げました

民業補完に徹することを基本として、政策金融の

手法を用いて真に行うべきものを厳選するという

ことが必要であるとの認識のもとで、政策金融と

して残すべき機能の精査から始めまして、その結

果に基づきまして、政策金融として残すべき機能を担

う新組織のあり方について検討が行われてござい

ます。その中で、まさに新組織と申しますものは

効率的な組織であるべきことという考え方のもと

に、政策金融として残すべき機能を担う組織について

することが最も効率的であるとの判断が示された

ものと承知いたしてござります。

また、基本方針におきましては、政策金融とし

て残すべき機能を担う機関の組織形態は「特殊会社又

は独立行政法人に準じた法人とする」とされてござります。

○佐々木(隆)委員 今、基本的なことで経過を含

お一層国民負担の最小化を目指す必要があるといふふうことで、新たな財政負担はないという方針がいいのではないかという議論がございまして、まさに基本方針として新たな財政負担を行わないといふふうに承知いたしてござります。

○佐々木(隆)委員 実はこの二つ、三つの機能に限定をする、効率的な運営をする、目標を定める

というのは、この後ずっといろいろやつてきて

きの、この後展開をしていくときの非常に重たい

かせになつていくのではないかという思いがあつて、今お伺いをいたしました。

もう一点、確認します。

八つの政策金融機関を統合したり民営化したり

するわけですが、完全民営化するものや廃止する

もの、あるいはまた今度の新公庫のように、国が

すべて出資する政策金融機関として統合するも

の、いろいろあるわけですが、それぞれの改革の

基本的な考え方などについてお伺いをいたしま

す。

○藤岡政府参考人 経済財政諮問会議の審議でございましたが、まさに先ほど御説明申し上げました

民業補完に徹することを基本として、政策金融の

手法を用いて真に行うべきものを厳選するという

ことが必要であるとの認識のもとで、政策金融と

して残すべき機能の精査から始めまして、その結

果に基づきまして、政策金融として残すべき機能を担

う新組織のあり方について検討が行われてござい

ます。その中で、まさに新組織と申しますものは

効率的な組織であるべきことという考え方のもと

に、政策金融として残すべき機能を担う組織について

することが最も効率的であるとの判断が示された

ものと承知いたしてござります。

また、基本方針におきましては、政策金融とし

て残すべき機能を担う機関の組織形態は「特殊会社又

は独立行政法人に準じた法人とする」とされてござります。

○佐々木(隆)委員 今、基本的なことで経過を含

めてお伺いをしてきたわけですが、以上のような経過をたどってきたということなんですが、これは平成十七年の話であります。現在行革を担当されている大臣としては、この今までの経過をどのように考えておられるか。当時そういう考え方で決めて今日に至っている、しかし、渡辺流、渡辺

節はちょっと違つぞという思いもあるのではない

かということも含めて、お伺いをいたします。

○渡辺国務大臣 平成十七年当時、私は大臣ではございませんが、やはり政府には継続性がございました。私の行革大臣としてのミッションは、小泉内閣を引き継いだ安倍内閣においてもしっかりと

引き継がれているわけでございます。

基本的には、やはり余りにも官の方にシフトし過ぎた金融というものをもつと民間にゆだねてい

こうという流れがあるわけでございます。これは小泉内閣が初めてではございませんで、既に橋本内閣のときから財政投融資改革というは行われてきているわけであります。

先ほどの藤岡統括官のお話にもありましたよう

に、日本は他の先進資本主義国と比べて非常に官の金融が巨大であるという特徴がございました。

したがつて、こういう官業ビジネスを残しておき

ますと、将来へのツケ回しがふえてしまおそれ

ころがあるのではないかというふうに思つております。

先ほど、国際協力銀行、これだけが違和感があるという話が横光委員からあつたんですが、先ほどの説明を聞いていても、なぜこれだけが、あと三つと比べるとどうも違和感がある。もう一度お聞きしても同じ答えになつてくるんだと思うんですが、国民の皆さん方にわかりやすくといふうに思ひますので、例えば、三つの国内の公庫と国際協力銀行が一つになつたときに、貸し付けの金利は一体どうなるんでしょうか。

○大藤政府参考人 現行の貸し付けの金利につきましては、おののの政策分野における政策目的を達成する観点から、それぞれ、どの程度の金利で貸し付けを行うことが適当かということを政策的に判断して適切な水準に定められているものと理解しております。今後、新公庫に統合されることが一體どうなるんでしょうか。

○佐々木(隆)委員 これも先ほど来論議になつてゐるものと考へております。

○佐々木(隆)委員 これも先ほど来論議になつてゐるんですが、おののでそれぞれ、今度はまたこのところがどうも国民の皆さん方ににつきりとわかる形になつていいわけですね。おのの、それぞれ、しかし一つにする。一つにするのなら全部一つになるのかと思つたら、分野ごとに、勘定ごとに、こういうふうになつていく。

例えば、午前中の参考人の話にもあつたんですが、今までの国金並びに中小企業公庫などを含めて、一つであつたときの、もちろん親身になつて低利で長期のものを貸してくれるということもあるんですが、そのほかに、コンサル業務、将来にわたつてのコンサルをしていただいたということ也非常に我々としては信頼をし、頼りにしていたところなんだという話が午前中もあつたわけです。

今度、経理、勘定は別にするけれども一つの建物の中に入つたときに、そういうことは一体どう

なる。一体的にやると説明されているわけですか
ら、一体的と別々に經理したり勘定したりすると
いうことの、そのところはやはりわかりやすく
思ひますので、例え、三つの国内の公庫と国際
協力銀行が一つになつたときに、貸し付けの金利
は一体どうなるんでしょうか。

○大藤政府参考人 現行の貸し付けの金利につきましては、おののの政策分野における政策目的を達成する観点から、それぞれ、どの程度の金利で貸し付けを行うことが適當かということを政策的に判断して適切な水準に定められているものと理解しております。今後、新公庫に統合されることが一體どうなるんでしょうか。

○佐々木(隆)委員 これも先ほど来論議になつてゐるものと考へております。

○佐々木(隆)委員 これも先ほど来論議になつてゐるんですが、おののでそれぞれ、今度はまたこのところがどうも国民の皆さん方ににつきりとわかる形になつていいわけですね。おのの、それぞれ、しかし一つにする。一つにするのなら全部一つになるのかと思つたら、分野ごとに、勘定ごとに、こういうふうになつていく。

例えば、午前中の参考人の話にもあつたんです
が、今までの国金並びに中小企業公庫などを含め
て、一つであつたときの、もちろん親身になつて
低利で長期のものを貸してくれるということもあ
るんですが、そのほかに、コンサル業務、将来に
わたつてのコンサルをしていただいたといふこと
也非常に我々としては信頼をし、頼りにしていた
ところなんだという話が午前中もあつたわけです。
今度、経理、勘定は別にするけれども一つの建
物の中に入つたときに、そういうことは一体どう

なる。どちらもう一つは、まさに改革の観点で、政
策金融というものを残していくという意味では、
やはり一つにする。まさに、総裁になるんでしょう
うか社長になるんでしょうか、今からの話でござ
いますけれども、そういうことを初めとして、管
理部門といったもので一緒にできるものはやはり
どうも、僕もすつと論議を聞いていても、私が頭
が悪いのかどうかよくわからないんですけど、この
点についてお願ひをいたします。

○林副大臣 大変大事なポイントでございまし
て、国内の三行の方は、先ほど大臣がおっしゃつ
たように、シナジー効果というのは割とイメージ
がしやすいところがございます。私の地元でもお
話をしておりますと、農林は別だからという方は
随分最初おられましたけれども、やはり法人経営
をしていこうという非常に前向きな方にとって
は、中小公庫にある法人経営のノウハウというの
を今度は農林公庫と一緒にになってやつていこう
と、こういうようなシナジー効果というのは現に
我々も期待しておりますところでございます。

では、この国内三行と国際の部門のシナジー効
果や統合の効果とは一体どういうところにあるの
か。先ほどちょっと横光先生のときに手を挙げられなくて失礼したわけでございますが、党で
議論をしていたときに出たのは、いろいろな金融
機関を統合していくときに、そのリスクを、お互
いに違つたりリスクを持つた金融を一つの金融機関
にしていくということで、トータルとしてのリス
クに対する抵抗力というものが増す、こういう議
論がございました。

例えば、国内で景気が悪くなるという事態があ
りますと、国内の貸し付けが大体全部同じような
状況で悪化をする、こういうことが考へられるわ
けでございますが、一方、国際的にやつております
と、そこには、公庫が動いていき始めたとき
も、国内三公庫はまあいいとして、私はそこはそ
れで理解できるんですけれども、リスクの違いを

すと、こちらは別の理由でいろいろな作用が起
りますので、こういうものを一つに持つてあります
と、非常にそういう大きな金融機関としてのリスク
に対する強化があるとか、こういういろいろな
議論が、実は中でもございました。

それからもう一つは、まさに改革の観点で、政
策金融というものを残していくという意味では、
やはり一つにする。まさに、総裁になるんでしょう
うか社長になるんでしょうか、今からの話でござ
いますけれども、そういうことを初めとして、管
理部門といつたもので一緒にできるものはやはり
きちっと一緒にしていこう、こういうような御議
論もあつたわけでございまして、両々相まって、
残すものはきちっと一つにしていこうという方針
が最終的に経済財政諮問会議で決まるに至つた経
過としては、そういう議論があつた、こういうこ
とでござります。

そういうふうな形で一つに決まりましたけれど
も、その逆に出てきたのは、先ほど申し上げまし
たように、一緒になるとそれぞれの弱い部分のと
ころが、だんだん押し込んで少なくなるんではな
いか、こういう御懸念が随分、環衛の方とか農林
の方からございまして、そこはきちんと勘定を区
分して、この勘定ではこれぐらい、生活衛生に
ついてはきちんと計画までつくるといふことにいたしましたけれども、そういうことをやつ
て、今まで政策金融として果たしてきた役割その
ものはきちんと守つてていきますとということを改め
てはつきりさせていただいた。

時系列的にいうところいう議論がございまし
て、一つにまとめて言つてしまふと少しわかりにく
くくなるのですが、多少お時間をいただ
きまして今のように時系列的に御説明させていた
だくと、そういう議論の経過をたどつてきた、こ
ういうことでござります。

○佐々木(隆)委員 実はそこのところだと思う
です。この先この公庫が動いていき始めたとき
も、国内三公庫はまあいいとして、私はそこはそ
れで理解できるんですけれども、リスクの違いを

カバーできるという話を今、経過の中での話とし
てされたんですが、ということになると、公庫と
言われていた今までの政策金融としての意義から
かなり銀行に近いものに、今のリスクをカバーで
きるというお話を伺うと、近いものになつていく
のではないか。そうすると、先ほど言われたよう
に、今までそれを利用していった人たちにすごい不
安が広がっていくという、そのところの、やは
りちょっと無理をなさつたのかなと。どう考へて
も国際協力銀行というものだけが妙に違和感がや
はりある。

どちらも、一定の補給というものは、政
策ですから國は考へているわけですから、であ
れば、無理してこれをくつける必要は、私はな
かつたのではないか。そこに一定の、どんぶり勘
定になつてはいけないという物の考え方に入れる
としても、ここに國際を入れたという意味は、ど
うもちょっと違和感が依然として残ると言わざ
を得ないというふうに私は思ひます。

次に入らせていただきますが、中小企業の一般
貸し付けとか個人の資金調達支援、教育資金貸し
付けなどは今回の統合に当たつて廃止縮減するも
のになつてはいるわけです。今後民間金融機関で対
応することになると思うんですけれども、民間金
融機関が対応する場合に、金利が高くなつたりあ
るは審査が厳しくなつたりするという、今言わ
れたその不安の部分ですが、これまでどおりの資
金調達の機会が奪われてしまうのではないかとい
う不安が広がつてゐるわけであります、この点
についてお伺いをいたします。

〔委員長退席、平井委員長代理着席〕

○林副大臣 御指摘のあつた中小企業の一般貸
付けや教育資金貸し付けの一部の部分につきまし
ては、今回、廃止縮減する、こういうことでござ
いますが、ここに至る経過で、民間金融機関と政
策金融機関の機能、役割分担ということで相当議
論をいたしまして、関係者からのヒアリングもい
たしたところでござります。

そういう検討の中で、この四機関の業務のう

ち廢止縮減される部分については民間でやつていただけだるうといふ判断をしたということでおざいまして、まずもつて民間金融機関にしつかりとやつていただくことが重要だ、こういうふうに考えておりますが、我々としましても、実際にそういうふうになるのか、融資の実績や、また融資の姿勢ですね、貸し出しのD-I等ございますけれども、こういふものもよく状況を注視してまいりまして、結局民間がやつてくれなくて、ぼんヒットになつたということにならないよう、きちっと見てまいりたい、こういふうに考えておるところでございます。

○佐々木(隆)委員 資料を配らせていただいたと

いうふうに思うんです。裏表の一枚の紙であります

が、一つは、昨年、日本商工会議所が政府に対

して要請をしたものであります。ローマ数字の三

番目に「中小企業金融機能の維持・強化と中小企

業の再生」ということで、このひし形の二番目と

三番目のところに「政府金融改革における中小企

業金融機能の維持・強化」と、かなり心配をされ

て、既にこのときにこういふ要請。それと、「金

融セーフティーネットの充実と資金調達手段の多

様化」。この二つ、いわゆる金融改革が始まつて

いたことに対し反応されたんだというふうに思

うんですが、この点、例えば商工会議所とか中小

企業の団体の皆さん方とどういう話し合いをされ

てきたのかというの一つ。

もう一枚、裏側にあると思うんですが、出典を

ちょっと書いていなかつたかもしませんが、こ

れは国民生活金融公庫総合研究所というところが

とつたものであります。毎年実施をされているよ

うであります。私はホームページから引つ張らせ

ていただきましたが、その七ページと書いてある

ところに、「世帯の年収別にみた在学費用の負担」

という右側の図十といふところの表であります

が、要するに、所得の低い階層ほど学費の割合と

いうのが、ウエートが非常に高くなつて、二百万

から四百万未満の方々にとつては学費が四九・

二%も占めるというような数字なわけであります

よつて、お手ごろな金利でやれるような商品を仕

す。これはちゃんとした機関がとつた数字であります。

要するに、今までこうした三つの公庫が果たしました。

テイネットという機能がなくならないといふことにしようといふことがあります。

教育についても、現行九百九十万ぐらいだった

と思いますが、そういうラインを少し引き下げよ

とか、あるいはとりわけ教育資金の貸し付けとか

時間に資金があることは渡辺大臣もさうから力説

されておられますのでそれは私も理解するんです

とか、あるものがもし民間によつて、民

といたのではありませんかといふうに私は思つて

ます。まさに國金自体がおやりになつていて、民

間にお金ということがありますのでそれは私も理解するんです

が、しかし、金利が上がれば結局それは使いづら

いお金ということになるわけであります。

局、借りづらい人がより借りづらくなるという現

象が起きてくるのではないか。いわゆるセーフ

ティーネットというものは非常に中心的な

機能である、こういふうに考えておりますの

で、先ほどの、団体とどういうお話をされたかと

いいましたが、やはり政策金融の果たすセーフ

ティーネットの役割といふものは非常に中心的な

機能である、こういふうに考えておりますの

で、お答えをいたさうたいと思います。

○林副大臣 大変大事なところを御指摘いただき

たというふうに思つております。

先ほどちょっと、ばんヒットという言葉を使

いましたが、やはり政策金融の果たすセーフ

ティーネットといふものは非常に中心的な

機能である、こういふうに考えておりますの

で、お答えをいたさうたいと思います。

○佐々木(隆)委員 これから作業部会や何かでい

るいろいろと着詰まついくんだと思うんですが、と

りわけ三つの公庫を利用されていた皆さん方に今

一番不安が広がつてゐるところは、一つはそこだ

と思うんですね。やはり政府としては、始まる前

にそこにきちつとこたえてあげる、あるいは説明

するということの必要があるんだというふうに思

います。

○佐々木(隆)委員 これからは少し意見が違つかもしませんが、

大臣はこの前、本会議での答弁の中では、戦後レ

ジームに安住しない、だから改革が必要なんだ、

ちょっと一部分だけ切り取つてお話をすればそ

ういうお話をされたんですね。

私は先ほど、この改革は必要だと言つたんです

が、改革をするときには、この六年間余りの改革の

中でやはり一番忘れられてきたのは、セーフ

ティーネットなしの改革をやつてきた、などと

言つてはちよつと言ひ過ぎかもしませんが、極

めて網目の大きい改革をやつてきたのではない

けれども、それに加えて、ここから先は民間で

やつて我々は知らないといふのではなくて、民間

の金融機関がきちつとそういうことをやつていて

改革をするために、政策金融は一歩退くんです

が、例え保証をするとか信用補完をするとか、

そういうことをやつていくことによつて、よりそ

ういう民間金融機関の方がやつていく。しかも、

そのような後ろに引いた補完機能を果たすこと

に、お手ごろな金利でやれるような商品を仕

たというふうに思つわけですね。

そのときに、戦後レジームに安住してはならな

いといふんですが、じや、戦後のどこがよくてど

組むのをお手伝いする、こういふことは積極的にやつていいこう。そういうことが相まってセーフティーネットという機能がなくならないといふことにしようといふことがあります。

教育についても、現行九百九十万ぐらいだったと思つますが、そういうラインを少し引き下げよ

うということになつておられますけれども、その場

合に、今まさに國金自体がおやりになつていて、民

間に資金があることは渡辺大臣もさうから力説

されておられますのでそれは私も理解するんです

が、しかし、金利が上がれば結局それは使いづら

いお金ということになるわけであります。

さておられたのではなくて、どこを壊さないやいけ

ないんだという話を聞いたことがないんですが、内閣の一員として、大臣。

○渡辺國務大臣 戰後の成功体験を検証してみれば明らかだと思つんですね。

教育についても、現行九百九十万ぐらいだったと思つますが、そういうラインを少し引き下げよ

うということになつておられますけれども、その場

合に、今まさに國金自体がおやりになつていて、民

間に資金があることは渡辺大臣もさうから力説

されておられますのでそれは私も理解するんです

が、しかし、金利が上がれば結局それは使いづら

いお金ということになるわけであります。

さておられたのではなくて、どこを壊さないやいけ

ないんだという話を聞いたことがないんですが、内閣の一員として、大臣。

○渡辺國務大臣 戰後の成功体験を検証してみれば明らかだと思つんですね。

教育についても、現行九百九十万ぐらいだったと思つますが、そういうラインを少し引き下げよ

うということになつておられますけれども、その場

合に、今まさに國金自体がおやりになつていて、民

間に資金があることは渡辺大臣もさうから力説

されておられますのでそれは私も理解するんです

が、しかし、金利が上がれば結局それは使いづら

いお金ということになるわけであります。

さておられたのではなくて、どこを壊さないやいけ

ないんだという話を聞いたことがないんですが、内閣の一員として、大臣。

○渡辺國務大臣 戰後の成功体験を検証してみれば明らかだと思つんですね。

教育についても、現行九百九十万ぐらいだったと思つますが、そういうラインを少し引き下げよ

うということになつておられますけれども、その場

合に、今まさに國金自体がおやりになつていて、民

間に資金があることは渡辺大臣もさうから力説

されておられますのでそれは私も理解するんです

が、しかし、金利が上がれば結局それは使いづら

いお金ということになるわけであります。

さておられたのではなくて、どこを壊さないやいけ

ないんだという話を聞いたことがないんですが、内閣の一員として、大臣。

○渡辺國務大臣 戰後の成功体験を検証してみれば明らかだと思つんですね。

教育についても、現行九百九十万ぐらいだったと思つますが、そういうラインを少し引き下げよ

うということになつておられますけれども、その場

合に、今まさに國金自体がおやりになつていて、民

間に資金があることは渡辺大臣もさうから力説

されておられますのでそれは私も理解するんです

が、しかし、金利が上がれば結局それは使いづら

いお金ということになるわけであります。

さておられたのではなくて、どこを壊さないやいけ

ないんだという話を聞いたことがないんですが、内閣の一員として、大臣。

○渡辺國務大臣 戰後の成功体験を検証してみれば明らかだと思つんですね。

教育についても、現行九百九十万ぐらいだったと思つますが、そういうラインを少し引き下げよ

うということになつておられますけれども、その場

合に、今まさに國金自体がおやりになつていて、民

間に資金があることは渡辺大臣もさうから力説

されておられますのでそれは私も理解するんです

が、しかし、金利が上がれば結局それは使いづら

いお金ということになるわけであります。

さておられたのではなくて、どこを壊さないやいけ

ないんだという話を聞いたことがないんですが、内閣の一員として、大臣。

○渡辺國務大臣 戰後の成功体験を検証してみれば明らかだと思つんですね。

教育についても、現行九百九十万ぐらいだったと思つますが、そういうラインを少し引き下げよ

うということになつておられますけれども、その場

合に、今まさに國金自体がおやりになつていて、民

間に資金があることは渡辺大臣もさうから力説

されておられますのでそれは私も理解するんです

が、しかし、金利が上がれば結局それは使いづら

いお金ということになるわけであります。

さておられたのではなくて、どこを壊さないやいけ

ないんだという話を聞いたことがないんですが、内閣の一員として、大臣。

○渡辺國務大臣 戰後の成功体験を検証してみれば明らかだと思つんですね。

教育についても、現行九百九十万ぐらいだったと思つますが、そういうラインを少し引き下げよ

うということになつておられますけれども、その場

合に、今まさに國金自体がおやりになつていて、民

間に資金があることは渡辺大臣もさうから力説

されておられますのでそれは私も理解するんです

が、しかし、金利が上がれば結局それは使いづら

いお金ということになるわけであります。

さておられたのではなくて、どこを壊さないやいけ

ないんだという話を聞いたことがないんですが、内閣の一員として、大臣。

○渡辺國務大臣 戰後の成功体験を検証してみれば明らかだと思つんですね。

教育についても、現行九百九十万ぐらいだったと思つますが、そういうラインを少し引き下げよ

うということになつておられますけれども、その場

合に、今まさに國金自体がおやりになつていて、民

間に資金があることは渡辺大臣もさうから力説

されておられますのでそれは私も理解するんです

が、しかし、金利が上がれば結局それは使いづら

いお金ということになるわけであります。

さておられたのではなくて、どこを壊さないやいけ

ないんだという話を聞いたことがないんですが、内閣の一員として、大臣。

○渡辺國務大臣 戰後の成功体験を検証してみれば明らかだと思つんですね。

教育についても、現行九百九十万ぐらいだったと思つますが、そういうラインを少し引き下げよ

うということになつておられますけれども、その場

合に、今まさに國金自体がおやりになつていて、民

間に資金があることは渡辺大臣もさうから力説

されておられますのでそれは私も理解するんです

が、しかし、金利が上がれば結局それは使いづら

いお金ということになるわけであります。

さておられたのではなくて、どこを壊さないやいけ

ないんだという話を聞いたことがないんですが、内閣の一員として、大臣。

○渡辺國務大臣 戰後の成功体験を検証してみれば明らかだと思つんですね。

教育についても、現行九百九十万ぐらいだったと思つますが、そういうラインを少し引き下げよ

うということになつておられますけれども、その場

合に、今まさに國金自体がおやりになつていて、民

間に資金があることは渡辺大臣もさうから力説

されておられますのでそれは私も理解するんです

が、しかし、金利が上がれば結局それは使いづら

いお金ということになるわけであります。

さておられたのではなくて、どこを壊さないやいけ

ないんだという話を聞いたことがないんですが、内閣の一員として、大臣。

○渡辺國務大臣 戰後の成功体験を検証してみれば明らかだと思つんですね。

教育についても、現行九百九十万ぐらいだったと思つますが、そういうラインを少し引き下げよ

うということになつておられますけれども、その場

合に、今まさに國金自体がおやりになつていて、民

間に資金があることは渡辺大臣もさうから力説

されておられますのでそれは私も理解するんです

が、しかし、金利が上がれば結局それは使いづら

いお金ということになるわけであります。

さておられたのではなくて、どこを壊さないやいけ

ないんだという話を聞いたことがないんですが、内閣の一員として、大臣。

○渡辺國務大臣 戰後の成功体験を検証してみれば明らかだと思つんですね。

教育についても、現行九百九十万ぐらいだったと思つますが、そういうラインを少し引き下げよ

うということになつておられますけれども、その場

合に、今まさに國金自体がおやりになつていて、民

間に資金があることは渡辺大臣もさうから力説

されておられますのでそれは私も理解するんです

が、しかし、金利が上がれば結局それは使いづら

いお金ということになるわけであります。

さておられたのではなくて、どこを壊さないやいけ

ないんだという話を聞いたことがないんですが、内閣の一員として、大臣。

○渡辺國務大臣 戰後の成功体験を検証してみれば明らかだと思つんですね。

教育についても、現行九百九十万ぐらいだったと思つますが、そういうラインを少し引き下げよ

うということになつておられますけれども、その場

合に、今まさに國金自体がおやりになつていて、民

<

は十億人そこそこだったのが、もう五十億人ぐらいいの人たちが資本主義経済の中に参入をしてきてしまいました。したがって、日本だけが先進国の中で唯一デフレ経済というんじゃない経済に見舞われてしまつたわけでございます。

なぜデフレになつたのかというのは、簡単なことなんですが、日本にじやぶじやぶ入つてきたお金が日本から出でいつちやつたわけですね。そうすると、小さな資本で大きな負債をレバレッジする日本型の資本主義というのがもろくも崩壊をしていったわけでございます。それが九〇年代からつい三、四年前まで続いた金融不安だったわけですね。

したがつて、こういう体験を我々はさせられてしまつたわけであつて、戦後レジームの成功体験に安住していると未来はないよな、そういう思いで我々は改革を進めているところでございます。
○佐々木(隆)委員 もう少ししゃべりたかったのかもしれません、私の審議時間に協力をいただきますてありがとうございます。

ただ、その中で、私がセーフティーネットと言つてきたのは、今言つた、例えは少額資金を借りなければならぬような人たちがかえつて借りづらくなつたり、結局、総中流と言われた日本の文化というのは、それはそれで私はすばらしい文化だつたと思うんですね。そこを何どんどんどんどん今ひょうたん形にしていつているんだとすれば、これがその手助けになつてはいけないというふうに私は思つてゐるわけです。

午前中の参考人の中小企業組合の人だつたと思ひます、違いますね、大学の先生でした、要するに、中小企業というのは、業と一緒になりわいとしてやつていて、その地域の中の一員でもあると。要するに、地域も同時につくってきたんだ、そういうのが大切にされないで、経済という論理の中で、大きな企業が地域の中に入つてきて壊れていくというようなことになつては困る、そういう意味でも中小企業の公庫の果たしてきた役割は大きいんだというお話をされていました。今の国

金だと、とりわけ中小企業の公庫だとかといふものはそういう役目を果たしてきたのではないかというふうに私は思つんでいます。

先ほど副大臣から答弁いたしましたが、なお不安が残るので、そこのところをはつきりと、このところを守るんだというところをきちっとお答えいただきたいというふうに思います。

(平井委員長代理退席、委員長着席)

○林副大臣 まさに、これは阪南大学流通学部教授の桜田先生が御指摘になつたところを今お引きになられたのでございました。收支差補給の点とか直接貸し出し云々、こういう御議論があつたようでございますが、そういう政策金融の機能そのものについてどう見るかという大変深い御示唆だ、こういうふうに思います。

そういう意味で、先ほど議論の経過を少し御説明したときに申し上げましたけれども、国民金融公庫が果たしている役割については、今のプロック別にいいますと全部残そう、こういうことでござります。先ほど来御議論がありますように、それを担保するためにガバナンスはきちつとやって、緩いことはいけませんけれども、一方で国が公庫が果たしている役割について、今のプロック別にいいますと全部残そう、こういうことでござります。先ほど来御議論がありますように、それを担保するためにガバナンスはきちつとやって、緩いことはいけませんけれども、一方で国が

公庫が果たしている役割について、今のプロック別にいいますと全部残そう、こういうことでござります。先ほど来御議論がありますように、それを担保するためにガバナンスはきちつとやって、緩いことはいけませんけれども、一方で国が

にどういう仕切りをするのかということは、やはり別に考えなければならないだろう、こういう議論がございまして、こういう危機対応制度というのを今度仕組ませていただいたところでございます。もとより、アジア通貨危機のときのような、外からあいうことが起ることか、昭和金融恐慌のようなことも当然議論の当初からあつたわけでござりますが、そういうたよな金融秩序の混乱とか大規模な災害、テロリズムや、今申し上げました感染症等による被害に対処する、こういつたようなケースは政策金融として迅速かつ円滑な対応を実施することが必要であろうということになりまして、この法案では、政策金融として承継する機能に関しては、新公庫みずから貸し付け等を実施するということにしておるほか、今御指摘のあった民間金融機関を活用した危機対応制度を盛り込んでおるところでございます。

具体的には、主務大臣が、今申し上げましたような内外の金融秩序の混乱または大規模な災害、テロリズムもしくは感染症等による被害に対処するという必要性を認定した場合におきまして、新公庫によるリスクの一部補完や長期固定資金の貸し付け、利子補給といった措置を前提としたしまして、指定金融機関がみずからリスク判断で危機時に必要な資金の貸し付け等の業務を行う、こういう仕組みにしたところでござります。

○佐々木(隆)委員 いわゆる民間からの申請に基づいて指定金融機関を指定するという方式なわけですが、まず一つは手を挙げてくれる人がいるのかということがある、今、利子補給するというお話をされました。それと、その指定金融機関をどういうふうにして指定するのかということについて定する側のテーマ。もう一つは、先ほど来小さな政府とか改革とか言っている中で、危機の範囲

と申上げましたように、内外の金融秩序の混乱云々ということの必要性を主務大臣が認定する、こういう格好になつておりますので、時々の主務大臣の判断、こういうことになつていくわけでございます。

何を危機とするかということは、先ほどちょっと申し上げましたように、内外の金融秩序の混乱云々ということの必要性を主務大臣が認定する、

こういう格好になつておりますので、時々の主務大臣の判断、こういうことになつていくわけでございます。

○佐々木(隆)委員 もう一点、この危機対応についてお伺いしたいんです。

今、商工中金のお話が出ましたが、商工中金が完全民営化されるということも、ある種、完全民営化されることによる不安というはあるわけですよね。狭まるのではないか、縮小されるのではないかということころへ今度こっちの方も縮小されるのではないかという、二重に狭められていくと不安、これが一つあると思うんです。もう一つは、今まで一応政府がかかわっていた、商工

○林副大臣 まず、民間の金融機関が手を挙げてくれるのかというところにつきましては、この制度の周知徹底を法案を成立させていただいた暁にはしていつて、適切に申請をしてもらうようにしていきたいと考えておるところでございます。もとより、特に地域の金融機関はその地域の方とずっとおつき合いがあるわけでございますので、そういうときには一緒になるべくやつていただきたい、こういう基本的な考え方を持つておりますので、そういう考え方で周知徹底を図つていきたいと思っております。

また、今回、商工中金と政投銀というのがいわゆる政策金融の外に出ますので、実は、この二つの完全民営化されることになつております機関を危機対応のときには活用いたしたいという観点で、この二つにつきましては自動的に指定をしたものとみなすという規定を置きました、危機対応機関としての指定を受けたものとみなす、こういうことになつておるところでございます。

また、今回、商工中金と政投銀というのがいわゆる政策金融の外に出ますので、実は、この二つの完全民営化されることになつております機関を危機対応のときには活用いたしたいという観点で、この二つにつきましては自動的に指定をしたわけではありませんので、予定どおり二十年十月一日に新体制ということになりますれば、その段階で指定金融機関としての指定を受けたものとみなす、こういうことになつておるところでございます。

何を危機とするかということは、先ほどちょっと申し上げましたように、内外の金融秩序の混乱云々ということの必要性を主務大臣が認定する、

こういう格好になつておりますので、時々の主務大臣の判断、こういうことになつていくわけでございます。

○佐々木(隆)委員 もう一点、この危機対応についてお伺いしたいんです。

今、商工中金のお話が出ましたが、商工中金が完全民営化されるということも、ある種、完全民営化されることによる不安というはあるわけですね。狭まるのではないか、縮小されるのではないかということころへ今度こっちの方も縮小されるのではないかという、二重に狭められていくと不安、これが一つあると思うんです。もう一つは、今まで一応政府がかかわっていた、商工

中金は外へ出た、そういう中で、これは危機管理ですかから速さが求められるわけで、その迅速さというのを一体大丈夫なのか。この二つがやはり不安の材料としてあるんだというふうに思うんです。

まさに政策金融ですから、そういうときに力を發揮しなければ政策金融の意味がないわけですかから、そこの点についてのお考えをお示しいただきたいと思います。

○大藏政府参考人 危機対応におきまして民間金融機関を活用するということで、いろいろな不安

ということであろうかと思いますけれども、今回創設する危機対応制度というのは、内外の金融秩序の混乱等の危機時におきまして、今お話をあり

ました、これまで商工中金でありますとか政策投資銀行が政策金融機関として担ってきた金融機能

であります、手形割引による資金融通でありますとかその他の短期資金でありますとか社会基盤整備に係る資金等について、民間の指定金融機関を

活用して供給していくというようなことが考えられるのだと思っております。

そういうことでございまして、これらの金融機能につきましては、新公庫というのは決済機能

とか顧客のネットワークというものがございません。そういうことから、むしろ民間金融機関、完全民営化する商工中金でありますとか政策投資銀行を含めまして、民間金融機関の決済機能でありますとか、地域的なネットワークとか、そういうようなものを活用して危機対応を行っていくと、この効果があろうというふうに考えているところでございます。

それから、迅速に対応できるのかということでおざいますけれども、これにつきましては、まさ

にそういうことで、あらかじめそういうときに対応していただけるという金融機関を指定してお

きまして、今回の新公庫と指定機関の間であらかじめ協定みたいなものを結んでおきまして、認定された場合に迅速に危機対応が発動できるよう

準備を進めておくということでございます。

○佐々木(隆)委員 終わらせていただきますが、

きょう論議をさせていただいた中で、やはりどう

もこの民業補完といいう新しい目標のもとに変換を

されるということに、非常に、片や政策金融とし

ての役割、そこのところの不安というのは私は必

ずしもまだ払拭されているというふうには思えな

いし、そこのところは私自身もまだ不安に思って

います。

それともう一つは、例の国際協力銀行が、どう

考へてもやはり違和感があつて、これがここに一

つになるということについての違和感、強いて言

えば、政策という名前が同じだけ中身は全く違

うものがくつついてしまったというような気がし

てならないのですが、その辺についてはまだこれ

から私自身が論議をさせていただきたいという気

持ちで、きょうは終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○河本委員長 次に、渡辺周君。

○渡辺(周)委員 民主党的渡辺でございます。

それでは、引き続きまして質問をさせていただ

きます。

もう我が党の委員から随分質問が重ねてされて

おりますので、どうしても質問の内容が重複する

ことがあります。

そこで、質問をさせていただきたいというふう

に思っています。

○渡辺国務大臣 先ほども申し上げたことでござ

りますが、戦後レジーム、特に金融の世界においては統制型の金融というのがずっと続いてまいりました。民間の金融機関も、金利の統制あるいは免許によるコントロールを通じて、護送船団方式

をさせていただきたいと思います。

○渡辺(周)委員 問題意識は一緒なんですが、な

ぜ今まで来たのか。これはもう慣例的なもので

あつたという中で、これがどう今後変わっていく

のだろうかというふうに思うわけなんですが、先

ほどから指摘されているように、実は役員の中で

も官庁出身の方が、総裁、副総裁以外の理事も官

庁から来ているわけあります。

ここでちょっとお尋ねしたいんですけども、

それぞれの機関の総裁、副総裁、理事というのは

どんな仕事をしているのか、それぞれお答えいた

だけますでしょうか。

○香川政府参考人 財務省関係の機関についてま

ずお答えいたします。

裁、こうした方々が、資料をいただくと皆さん

方、中央官庁の出身でございました。なぜ中央官

庁出身の方でなければいけなかつたのか、なぜ続

いてきたのか。まずはその点につきましての質問

をさせていただきたいと思います。

○香川政府参考人 財務省関係の機関についてま

ずお答えいたします。

國民生活金融公庫でございますが、これは、中

小企業の中でも信用力に乏しく経営基盤が脆弱な

小規模企業を主な融資対象として、小口の資金を

安定的に供給するという政策目的のとで業務を

行つております。

また、国際協力銀行ですが、これは、重要資源

の開発、輸入への支援、あるいは我が国企業の海

外投資や輸出への支援、それから通貨危機への対

応というような貸し付けを行うという政策目的が

ござります。

○近藤政府参考人 お答えを申し上げます。

私のところでは、中小企業関係のところで、中

小企業金融公庫について御説明をさせていただき

ます。

中小企業金融公庫は、国の中小企業金融政策の

実施機関いたしまして、融資、信用保険、証券

化支援等々さまざま、多様な業務を実施してい

るところでござります。

この一番気に入っているのは、この簡素で効率的な政

策認識でござります。

第一類第一号 内閣委員会議録第十一号 平成十九年四月十一日

中小企業金融公庫法におきまして、総裁は、公庫を代表し、業務を総理するということになつております。公庫の多様な業務の運営に係る重要な意思決定を行つておるところでございます。また、全国の融資先の経営者、信用保証協会の代表者、業界団体等との意見交換を積極的に行つた上で、地域や中小企業の実情を公庫の業務運営方針に反映させているという状況でございます。

それから、副総裁でございますけれども、副総裁は、公庫を代表し、総裁を補佐し業務を掌理するということになつております。また、公庫の重要な意思決定を行つておるところでございます。

最後に、理事でございますけれども、総裁が定めるところにより、総裁及び副総裁を補佐して公庫の業務を掌理する、こういうことになつております。そして、それぞれ、例えば総務、総合企画担当でございますとか、人事、審査、経営情報担当でございますとか、こういうように担当業務を割り当てて、それぞれの担当業務の重要な意思決定を行つておるところでございます。

○中尾政府参考人 農林漁業金融公庫についてでございますけれども、農林漁業金融公庫は、農業の担い手の育成、確保などの農政改革の推進や、地球温暖化防止のための森林整備の推進などの政策目的を実現するため、民間金融機関では対応できない長期、低利の融資を行つております。

それぞれの役員の仕事でございますけれども、総裁は、公庫を代表し、その業務全体を総括することとしております。

副総裁は、総裁の定めるところにより、公庫を代表し、総裁を補佐して公庫の業務を掌理し、総裁に事故あるときにはその職務を代理し、総裁が欠員のときにはその職務を行うこととされております。特命として、例えれば内部監査の適正な実施のため、検査部の指導監督を行うこととされておりま

○清水政府参考人 沖縄振興開発金融公庫についてございますが、公庫は、沖縄県におきまして本土公庫と見合いの業務と沖縄独自制度を一元的に実施する政策金融機関でございます。

役員の職務につきましては、沖縄振興開発金融公庫法第九条に定められてございますが、理事長は、公庫を代表いたしまして、その業務を総理する。

副理事長につきましては、公庫を代表し、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して公庫の業務を掌理する。

また、理事につきましては、理事長の定めるところにより、理事長及び副理事長を補佐して公庫の業務を掌理する。

○渡辺(周)委員 そうしますと、公庫を総理して総裁がその職責を果たされているということでございまして、それぞれの公庫の運営に対しても、副総裁は総裁を補佐し、そして理事がそれぞれの担当で運営に当たっているということでござります。

そうなりますと、今回の新しい政策公庫、日本政策金融公庫ができると、今の総裁、副総裁、そして理事、こういう方々は、新機関の政策公庫を当然総理し、そして運営をしていくわけでありますけれども、どういう形での役員構成になるのかなというところは関心を持つところなんですね。といいますのは、先ほど最初に申し上げましたとおり、行政改革でありますから、たくさんの中院にまたがって、主務官庁が多岐にわたっているとか、あるいは執行機関であります理事ですね、これはどういう形になるんでしょうか。その点については、大臣、お答えいただけますか。

○渡辺国務大臣 今回の法案では、新公庫の役員数について、この法案を成立させていただいた後であります。組織の具体的な姿を固めていく過程において決めていくことになります。

具体的には、設立委員が必要最小限の役員数を検討し、その上で、主務大臣が判断をし、役員数についても定款で定めることになります。その際、行政改革担当大臣としても、しっかりと見てまいります。

なお、新公庫設立時の役員の選任については、創立総会の決議を経た後に、主務大臣の認可を受けることによって効力を生じることになります。

なお、天下りの問題でございますが、今政府・与党の方で最終的な調整を行つております国家公務員法の改正案が、私どもの当初から考へている公務員法の改正案と、全く同じ内容であります。この公務員法の改正案では、各省のあつせんと各省のトップあるいはそれに準ずる人たちの固定的なポストという位置づけはなくなるものと考えております。

○渡辺(周)委員 公務員制度改革については後ほどちよつと聞こうと思っていますが、先に今お答えをいただきました、一言及されました。私がお尋ねをしたのには、新公庫の役員はこの法案が成立した後だと。

ただ、大臣、当然のことながら、新公庫の総裁は一人ですね。そして、主務大臣、いろいろ勘定別にいるわけですね。そうしますと、各省庁から今までの、総裁は一人であつても副総裁が、またがる役所の分だけ例えば複数いるととか、実際は国民生活金融公庫なんかは副総裁が二人いらつしやるわけでありますけれども、副総裁が、実は結構は足しただけと。それから、理事についても、理事の構成メンバーが膨大な数になる。

そうしますと、これは結果として、本当に足しあげじゃないかということになります。なぜなら、そうしますと、簡素で効率的な政府といううたい

文句の、行革の基本法の理念に果たして合致する
んだろうかというふうに私なんかは懸念を持つわ
けであります。

今回、その設立委員の方々がどのようにこれから設計されていくかということは今後でしようけれども、大臣として、こうあるべきだというお考えについてはいかがですか。先ほどは答弁用のペーパーを読まれたようですがれども、どういう形でいくのが望ましいのかということについては、行革担当大臣の御意見をぜひ承りたいと思います。

○渡辺国務大臣 正確さが必要でしたら政府委員の方から答弁させますが、今回の新公庫法の中でも、トップにふさわしい資質というものを規定しております。それは、各省の事務次官だから固定的に公庫の地位につけるということにはなっておりませんで、例えば金融についての識見を有するとか、そういう人を人事の際には配慮していくこうということになつているわけでございます。

したがつて、そういった新しい時代の政策金融にふさわしい人選をしていくことになろうかと思ひます。

○渡辺(周)委員 ふさわしい人選を設立委員がやるわけですね。設立委員を選ばれるのはどなたですか。

○鈴木政府参考人 設立委員を任命いたしますのは主務大臣でござります。ただ、私も行政改革推進本部といたしましても、このような重要な手続きについてはしっかりと見守つていただきたいと考えております。

○渡辺(周)委員 主務大臣が設立委員を選任する、そこに専門的な識見を持った人間が選ばれるという中で、結果的には、官の方が官の方を選んで、すべて選ばれた理由は専門的な知識あるいは識見、そして経験を持っているんだという話だと、それはもうそれ以上のことを我々も言えなくなるわけですね。

申し上げたいのは、役員、理事の規模も、結局は出身官庁から言われたとおりの足し算になつてあります。

て、結局一体どう効率的になつたのか、結果的に天下り先が確保されたではないかということを非常に懸念するわけでございます。その点については、これからまだ、今この法案が成立してからの話だということで、我々も注意深く見守つてかかわっていきたいと思います。

これ以上質問しても具体的な答弁はないでしょうけれども、現実問題として、今回、ちょっとと見方を変えると、例えば人件費も含めてどれぐらいのコスト削減になるのかということについては具体的な金額を出せますでしょうか。

○林副大臣 ちょっとと手前に戻らせていただいて恐縮ですが、主務大臣が決めた人がやるときに、官房長官がそれぞれ口頭了解なり協議なりをすることがあります。二重に新公庫の役員については歯どめがかかる、そこに行革担当大臣としてもきちんと見守つていただきたい、こういうことでございます。

人件費は、まさに先ほど来の御議論があるように、共通する業務、総務部門が多いと思いますけれども、こういうところの一元化や、支店の数の御議論が随分ありましたけれども、同一地域に重複する支店の統合等によって統合効果を上げていかなきやならない、こう思つております。

人件費でございますが、これは行革推進法に定められております総人件費改革によりまして、五年前で5%以上の人員の純減または人件費の削減を行つ、こういうふうに書いてございます。これに加えて、先ほど申し上げましたように間接部門の一元化等によりまして、業務が滞つてはいけませんので必要な職員は確保しますけれども、さらに、5%に加えて縮減の努力を行つていただきたいと思つております。

十八年度からの計画でございますので、国金、中小、農林漁業、国際協力銀行の方から既にそれぞれ5%に見合った数字を出していただいているところでございます。既に十八年度からそれぞれの公庫で目標を出していただいている、それが今度は統合することによって、先ほど最後の方で申

て、天下り先が確保されたではないかということを非常に懸念するわけでございます。その点については、これからまだ、今この法案が成立してからの話だということは、今はまだわからないというわざといきたいと思います。

○林副大臣 今これは、それぞれの公庫が出しておられるのは人数で5%ですから、おおむね人件費も5%ということになるかとは思いますが、どの年齢層のところをどれくらいやるのかとか、うところにつきまして、また、新しい公庫の新しい経営陣がどういうことになるかとは思いますが、どうぞそれの方の人事費の決まり方というのもあろうかと思ひます。数が5%減つていく、ここはもう既にそれぞれの公庫でやつておられますので、それに人件費は掛け算でございますから、単価と言うとちょっと恐縮でございますけれども、そういうものを掛け合わせて、おおむね5%に近い数字にならうか、こういうことでございま

○渡辺(周)委員 では、ちょっとと店舗のことも先ほど来触れていましたけれども、統合効果ですね。例えば、民間銀行のみずほグループですと、二〇〇六年度一年間で二割の店舗を減らした。それは新公庫で、今ある二百四十店舗ですか、一応私は二百四十と聞いていますが、これを統廃合して、当面一割ぐらい統廃合される。実際、予算計上もされまして、利用者の利便に資するようにするのだということであります。けれども、どれぐらいの期間で建物等も当然出てくると思いますが、それについてはどれぐらいの統合効果を金額的に見込んでいいんでしょうか。それについてお答えできますでしょうか。

○鈴木政府参考人 私どもも、これは一つの公庫になるわけでございますから、できるだけ早期にこのような六十地域の店舗につきましては統合することは望ましいということで、地元の経済界また利用者の方々とも調整を行つております。私ども、同一

し上げましたように、統合のメリットをさらに上積みしていく、こういうことにならうかと思つております。

○渡辺(周)委員 副大臣、それでは、これぐらいの額だということは、今はまだわからないことですか。

○渡辺(周)委員 今、不要になった資産売却はすと、新公庫で、今ある二百四十店舗ですか、一応私は二百四十と聞いていますが、これを統廃合して、当面一割ぐらい統廃合される。実際、予算計上もされまして、利用者の利便に資するようになるのだということでありますけれども、どれぐらいの期間で建物等も当然出てくると思いますが、それについてはどれぐらいの統合効果を金額的に見込んでいいんでしょうか。それについてお答えできますでしょうか。

○鈴木政府参考人 私どもも、これは一つの公庫になるわけでございますから、できるだけ早期にこのような六十地域の店舗につきましては統合することは望ましいということで、地元の経済界また利用者の方々とも調整を行つております。私ども、同一

地域にございます店舗につきましては、これはできるだけ統合するという方針で臨んでおりまして、今先生がお触れになられましたけれども、十九年度予算におきましても、二十四店舗を減少するための予算を計上させていただいたところでございます。

今先生の方から御指摘ございました、では、店舗を統合するとどの程度の効果が出るかということでおさいますけれども、私ども、不要な固定資産はできるだけ売却をするという方針で臨んでおりまして、例えば、十九年度の統合対象の店舗におりまして、一部店舗につきましては、店舗をおきましても、所有していたものを売却する限りで、まことに申しわけございませんけれども、これは不動産の価格でございますので、実際に売つてみませんとわからないところございまして、どの程度の統合効果になるか、また累計いたしましてどの程度の金額になるのかは、現時点では精査できていないところでございます。

○渡辺(周)委員 今、不要になった資産売却はすと、新公庫で、今ある二百四十店舗ですか、一応私は二百四十と聞いていますが、これを統廃合して、当面一割ぐらい統廃合される。実際、予算計上もされまして、利用者の利便に資するようになるのだということでありますけれども、どれぐらいの期間で建物等も当然出てくると思いますが、それについてはどれぐらいの統合効果を金額的に見込んでいいんでしょうか。それについてお答えできますでしょうか。

○鈴木政府参考人 私どもも、これは一つの公庫で、やはり検証を年度ごとにしていくべきじゃないか。そのことについては、もうこれまで質問が出ていますし、またこれからも機会があれば質問をさせていただきたいというふうに思います。

先ほど大臣から、いわゆる天下り規制についての言及がございました。いわゆる天下りについて、今政府と与党の中で調整が行われている。政府案に対して与党の実務者が昨日ボイコットされたときの新聞に出ていますけれども、実はこの政府系金融機関も、先ほどからお話ししているように、各省庁から事務次官経験者初め幹部が主な役員を務めているということでございまして、もし新人材バンクの法案となると、この新公庫に対する天下りも当然その対象になるというふうに考えてよろしいでしょうか。

再就職規制については、全体パッケージの中で、各府省等によるあつせんをなくして、機能する「新・人材バンク（仮称）」へ一元化していく方向で法案化を進めているところであるが、現在、これらの具体的な在り方等について検討しているところであり、お尋ねについてお答えすることは差し控えたい。」とも回答とは思えない答弁が参りました。まさに、このあたりの実態というのは、質問主意書を出しても、膨大な作業だといって答えが返ってこない。

い。そうすると、追跡と言つたら言葉は余りよくないですけれども、わたりがどこへどう行つていいかということを調べるのは大変なんです。中には、どこの公益法人の理事になつた方の経歴を調べますと、その前の、実は政府系金融機関の理事を務めていたという経歴を書いていなかつたりするんですよ。元何々省の何々局長だつたというところで終わつていまして、これは名前から一生懸命検索していくしかないわけなんです。ちょっとと長くなりましたが。今、総務大臣にわたりの実態をお願いして、今週中にはある程度わかります。

○渡辺(周)委員 残り時間が十五分足らずになつてしましました。

この大きな政治テーマ、天下りの問題は、國民も大変注視しているところでございまして、結果的にここが骨抜きになつてしまふと、結局、公務員制度改革とは一体何なのかと。

最終的には、今度の公庫の話もそうなんですか

で出してくれるかは、これは結果を見てみないと何ともわかりません。その結果を見て、また判断をさせていただきたいと思います。

○渡辺国務大臣 今現在、政府・与党で最終的な詰めを行っておりますので、私がそれに先走つてお答えをするのもなんでございますが、きょうは特別大サービスで申し上げますと、私どもの原案では、やはり営利企業に限らず、非営利企業についても対象とすべきであるということを申しております。公益法人のみならず、独法、政府系金融機関、当然こうした特殊会社もその中に含まれるべきであると考えております。

○渡辺(周)委員 例えばですけれども、今現存し

についている方のお名前から一生懸命検索をして、わかる限りで調べました。これは膨大な数なので、それこそ全部が全部まではできないんですけど、例えば、中小企業金融公庫理事の梅村美明さんとおっしゃるんでしょうか、十六年六月に退任して、七月から独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構の理事になられました。そして、農林漁業金融公庫の副総裁でありました尾原さんという方は、国家公務員共済組合連合会の理事長に御就任。そしてまた、同じく農林漁業金融公庫

るはずだということなので、この点についてはぜひわかるような形で公表していただきたいというふうに思っています。当然、独立行政法人にも運営費交付金が出されていまして、非常に複雑に絡み合った先のところまでいきますと、正直言つて我々も把握し切れません。

この点について、人材バンクの法案については、当初の主張と変わらない、非営利法人も含めてすべて通すんだというお話をありましたけれども、そうしないと、結果としてあちこちに抜けて道

れども、最初に申し上げたように、利用者の選択肢が狭まつて、我々が先ほど来一貫して申し上げているように、結局、官から民への民の市場原理やあるいは私企業の判断によつて、本来お金の融通をしてもらうはずの人たちがしわ寄せを受けた、実は天下り機関は、天下りの実態は結果としてボリュームが同じままということに決してならないように、ぜひリー・ダーシップを發揮していくべきだ。そうでなければ、きっと世論が許さないだろうと私たちちは思うわけであります。

○渡辺国務大臣 今週中に、私の方から皆総務大臣へ
てはいる政府系金融機関の総裁なり理事なりが、また独立行政法人でありますとか財団法人にも再就職しているということについては、行革大臣は実態を把握していらっしゃいますでしょうか。

の理事だつた小高良彦さんは財団法人日本特産農産物協会の理事長に就任をしてゐる。

今お話をありました非営利法人も含めて、これはやはり制約しなきやだめなんだということでいきますと、例えば、たとえ人材バンクができても

ができてしまって、そこ経由で行つてしまふ。ぜひ当初の大臣の主張どおりに貫いていっていただきたいと思うんです。

長い質問になりましたので、ちょっと別に視点を変えまして、JIBC、国際協力銀行の部分について一つだけ伺いたいと思います。

臣にお願いをした天下りの実態調査の第二弾、いわゆるわたりについての調査結果が報告をされるものと思います。それが全体像を網羅したものかどうかは全くわかりませんけれども、そうした実態があることは承知をいたしております。

○渡辺(周)委員 先日、私、十九年四月六日付で返事をいただいたんですが質問主意書を出させていただきました。「中央省庁退職者に対する再あつ旋に関する質問主意書」というのを出したんですけど、わたりについてどうなっているんですけれども、わたりについてどうなっているんだと聞いたら、「調査を行なうことは膨大な作業を要することだから、お答えすることは困難である。」の一言です。一行であります。そしてまた、

例外をつくつてしまいますが、この新公庫ができるまでも、新公庫の役員、理事を経験して、結果的にまた独法なり公益法人なりに天下つてしまつといふことが許されてしまうわけですね。しかも、この先はまだどうなるかわからない。中には、過去にはこうした団体以外に、銀行の頭取から会長になられた当時の大蔵省OBの方もいらっしゃいました。

それを考えますと、我々が資料を要求した、政
府系金融機関の現在の役員の中で、退職公務員は
この人たちですよ、前歴はこれですよというので
すけれども、ここから先の、今いるこの方々が次
にどこへ行くかについては、答えも返つてこな
ました。

けれども、サービスじゃなくて、政治家としての強いメッセージをぜひ発していただきたいなどいふふうに思います。

〔委員長退席、西村（康）委員長代理着席〕

○渡辺国務大臣 現在、政府・与党で協議継続中でござりますので、私が出過ぎた発言をいたしますと、この協議が壊れてしまったりすることもなきにしもあらずということで、答弁は慎重にさせたいただきたいと思いますけれども、いずれにしても、こうした人事の延長線として行われる再就職のあつせんがあるわけでございます。そうしたことが一体どれぐらいの規模で、どういうノウハウをもって行われているのかは、私としては大い

田の開発について、日本と中国側との境界線の部分をめぐって、実は中国が試掘に成功してこの油田から吸い上げているんではないかと。日本側にある、境界線がはつきりしない中で日本側の天然資源にまで中国側が侵食をして、地下でストローで吸い取られているんではないかということだが、今もそうですが、大変政治問題化しました。

その後、実は、このバイブルインが日本の融資によつて延伸をしていた。上海の環境改善に貢献するという名目で中国に援助をして、当時、既に中国による相当程度の開発が明らかになつていて

にもかかわらず、パイプラインの敷設に協力をしていた。

中国側からすると、後になつて何を言つていいるのか、だつて、これは日本の政府系金融機関の融資で我々はパイプラインを引いてるので、日本は了承していたんじゃないのかと。もちろん、そこまで言つていませんけれども、そういうお墨つきを与えたというふうに認識されても仕方のない事案がございました。

このときのことを委員会で追及しましたところ、政府参考人の方からは、当時は、所管している省庁以外の、財務省以外の、例えば経産省であるとか外務省であるとか、ほかの省庁とは全然協議もしていないかったということ、ある意味では、これは、我が国はみずから政府系金融機関、日本本の国の政府系金融機関によって我が国としての国益を損なったんだということを私は指摘させていただきました。

こういうことが、もつよめやないとは思いますが、けれども、先ほど我が党の佐々木委員も指摘したように、実はJ B I Cが個人融資、中小零細企業への融資と、ある意味では国策というべき大きな政府系金融と一緒になるということに関しては、まさに、マクロなのかミクロなのか、非常にわからりにくい統合ではあるんですけれども、その質問はさておきまして、こうした国益を損なうようなことがかつてあった。その点について、こういう融資ということについてはこの統合によつてどうなるのか、あるいは、今までこういう問題の指摘がなされたて、どのように変わってきたのかというふうにつきまして、簡潔にお答えいただけますでしょうか。

○玉木政府参考人 様 答えいたします。

御指摘の融資は、アジア開銀との協調融資の形で行われておりますし、御指摘のとおり、融資決定に当たつて当時の旧日本輸出入銀行は、旧大蔵省に対して一般的な協議を行いましたけれども、他の省庁とは調整していないというふうに前回もお答えしたかと思います。

現在は、旧日本輸出入銀行の業務を引き継ぎました
した国際協力銀行の同種の融資について、外務省、
経産省を含む関係省庁と密接に連絡調整をと
らせていただけております。

者の資金需要に配慮しつつ所得制限を引き下げる
こととしております。
新公庫法案におきましては、政令でこれを定め
ることとしておりますけれども、見直しによつて
民間金融幾箇からも新しハ公車からも昔り入れを

からということで、上限を九百九十万円以上、確かに九百九十万円といつたらかなりの高収入であると思いますけれども、実際、どこまで引き下げるかによつて、これまた、子供を抱えている、就学世代、学生を持つている家庭にとつてみると、非常にまた選択肢が減つてしまふのではないかとうふうに思うわけであります。これはいつごろまでにめどをつけ、どのような統計をもとにしてある程度の層として年収要件を決めていくのか、その辺につけてもう一度御答弁頂きます。

る省庁以外の、財務省以外の、例えば経産省であるとか外務省であるとか、ほかの省庁とは全然協議もしていなかつたということ、ある意味ではこれは、我が国はみずから政府系金融機関、日本本の国の政府系金融機関によつて我が国としての国益を損なつたんだということを私は指摘させていただきました。

○渡辺(周)委員 この点については、やはり通常の融資と違いまして非常に政治的な問題、外交的な問題。これはまさに私はそのときの委員会で指摘したんですけども、縦割り行政の本当の弊害が出て、こここの問題で、パイプラインを引こうと、いう中国の融資について、当然、なぜエネルギーや外交の所管官庁と協議をしていなかつたんだろうとかと、まさに驚愕したわけであります。

この点について、これはやはり新公庫になつてからも、非ODA部門は新公庫として受け継ぐということです。そこで、こういう政治的な問題について、これは当然のことながら國益を損ねることのないようにぜひ御判断をいただきたい、努めていただきたい。悔やんでも悔やみ切れない問題でありますけれども、そのことを強く申し入れておきたいと思います。

さて、残りの時間があと五、六分になります。

受けられない層が生じてしまうことのないよう、先ほども言いましたように、低所得者の資金需要に配慮しつつ、今後十分考慮していくことが重要だと考えております。

○渡辺(周)委員 そんなあつさりとした答弁いや資料でございまして、国民生活金融公庫の総合研究所が昨年十月五日に、家計における教育費負担の実態調査というレポートを出しています。約一万二千件を対象に調べたんですが、有効回答数が二千六百ですから二二%。余り正確とは言えませんが、実際、自分のうちの教育ローンについて事細かに答えるのはなかなか抵抗があるだらうなと思う中での回答であります。

この中で、世帯の年収が四百万円以上六百万円未満の方が二五・八%、六百万円以上八百万円未満の方が三一・七%、最も多い層が六百万円から八百万円の層でありまして、四百万円以上から八

非常にまた選択肢が減つてしまふのではないかと
いうふうに思うわけであります。これはいつごろ
までにめどをつけて、どのような統計をもとにし
てある程度の層として年収要件を決めていくの
か、その辺についてもう一度御答弁願えますで
しょうか。

○香川政府参考人 教育資金貸し付けでございま
すが、民間の金融機関も教育ローンというような
ものをしておる中で、民業補完という観点で所
得制限を引き下げるということになつてはいるわけ
でございます。

委員が今御指摘になつたよしないろいろな指標
も参考にしながら、九百九十万を下げるにして
も、どこまで下げるかというのは今後十分考慮し
ていきたいと思いますが、いつまでにどれくらい
のといふめどは、今の段階ではお答えすることは
できません。

○渡辺(周)委員 しかし、もう法案の中には、法
律でこの教育貸し付けを縮減するということです
から、ある程度具体的にめどをつけていかなければ
いけないんじゃないのかなというふうに思いま
す。

融資ということについてはこの統合によってどうなるのか、あるいは、今までこういう問題の指摘を踏まえてどのように変わってきたのかというところにつきまして、簡潔にお答えいただけますでしょうか。

か、今回ここを縮減する方向で変えていくといふことでございましたけれども、では、この部分についてどこまで、幾らの金額に引き下げるのかと、いうことについては、奨学金のいわゆる要件は今どのように協議されていますでしょうか。

○香川政府参考人 教育資金貸し付けにつきましては、行政改革推進法等に基づきまして、低所得

万円以上八百万円未満の方が二六・三%、足して割ると二九・一%。大体、この年収層の方々の三〇%に当たる額、三〇%が在学費用ということで、大変な負担を強いられていることが読み取れるわけでございます。

民間のローンやかつての育英会、今は学生支援機構でしようか、こうしたところでも補完できる

第一類第一号 内閣委員会議録第十一号 平成十九年四月十一日

まではないかとの御認識かと存じます。民間金融機関も昔に比べると相当努力をしておると思います。特に協同組織や地方銀行などにおいては、リレーションシップバンкиング、とにかく大銀行にはない地域密着型の金融を心がけているところが相当出ていますね。また、そうしないと生き残れないという実態があるのも事実だと思います。したがって、この金余り、資金余剰の中に銀行は相当出ていますね。また、そうしないと生き残れないという危機感を多くのところが持っているのも事実でございまして、そういう真っ当な競争の中で信頼回復は行われていくものだらうと考えております。

○松原委員 先ほどの参考人の質疑の中では、中小企業の民間金融機関に対する不信感は極めて強いという発言が中小企業の団体の代表者からありました。そういうことを踏まえて私は御質問させていただいたわけあります。

実際問題、利益が出るところに金を出す、そして取りっぱぐれがないところに金を出す。民間であれば当然の論理的な帰結だらうと思つております。

ちょっと経済産業省に、これは事前通告していないので、アバウトな数字でもあればと思うんですけど、今、例えば土地担保なしの融資というのは全体でどれくらいのペーセンテージがあるか、そういう数字は今出ますか。なければないでいいですが。

○近藤政府参考人 今御指摘の数字が手元にないのですが、ございますけれども、ちょっと全体の姿だけ簡単に申し上げますと、中小企業向けの貸し付けの全体の姿でござりますけれども、大体二百八十五兆円ほどございまして、民間金融機関から約二三百七十七兆円、政府系金融機関から二十三兆五千億というのが、現実問題として融資をされているところでございます。

この民間のところの金融機関の貸し出しの中に、政府の方で保証している保証債務の方も三十一

保にしないでもお金が借りられるようについて、今、売り掛け債権を担保にした融資制度に加えまして、在庫を担保とした金融ができるようになりますし、また、御指摘の土地等を担保としているところでございます。

○松原委員 この売り掛け債権担保というのは、経済産業委員会でもいろいろと議論したんですね。が、これはかなり拡大していますか。

○近藤政府参考人 これはちょっと、事前にデータを持ってきていないので、私の記憶で恐縮でございますが、三年ほど前にそういう制度をつくっていただきました。ただ、まだこれが、実際には恐らく累積で一兆円ほどだったと思います。なかなか実行しにくい。例えば、売り掛け債権を担保にお金を借りるとき、一つ一つを特定しなきゃいけないといったような手続的な問題もございます。

それは、今般私どもの方で、信用保険法の改正の中でも、在庫を担保にお金を貸すようにしようというものとあわせて、この売り掛け債権のところも運用を弾力化するようなことを御審議いただきたい、また実行していきたい、こんなふうに考えて、なかなか難しいのが現状でございます。

○松原委員 実態としては、やはり土地担保でほとんどしているんじゃないかというのが、私も、現地、現場、大田区、品川区を見る限り、土地あるの、土地担保ないので、あんたがないんだから奥さんの亲戚のマンションか何か一部屋いいないので、こういう話ですよ。大体そういう話なんですね。それがないと貸さない。

私は、やはりその部分というのは、例えば町場の飲み屋さんとかそういったところが新規で仕事をやろうというときには、民間の金融機関といふのはほとんど貸さないと思うんですよ。実態として、貸さない。貸すのは、最後のようところ、国金みたいな話でやつてきている。

もう一つ質問したいんだけど、農林水産業に対する補助金というのは日本の国では極めて大

きいわけでありまして、中小企業に対する補助金、農林水産業に対する補助金は、アバウト、ざくつとどんな数字なのか、教えてください。
○近藤政府参考人 お答えを申し上げます。
私どもの中小企業対策費、これは経済産業省だけではなくて財務省に計上したもの等々も含めてでございますけれども、十八年度千六百十六億円でございました。十九年度予算では千六百二十五億円ということでおやさせていただいているところでございます。
それから、農業関係の予算のところは私がお答えするのが適当かどうかわかりませんけれども、予算書の主要経費別の項目で農業対策という数字を単純に拾わせていただきますと、十八年度で兆一千三百三十九億円、十九年度で二兆四百三十一億円であろうかと存じ上げるところでございます。
○松原委員 この辺の数字を考えて、我々は、一つのトータルの国家運営の仕組みを考えなければいかぬ。
つまり、確かに、この改革をするというときの前提条件として、何か緩ふんでどんどん貸してしまって、するするで、それで随分赤字がたまつたじゃないか、けしからぬ、こういう議論は、それは理屈としてはあるんですよ。しかしながら、これを丸めて考えて、いわゆる農業の補助金は二兆円を超えて、中小企業は一千六百億。それは、農業の場合は食料安全保障という観点が当然必要になつてきますから。しかしながら、いわゆる雇用効果であるとか他の効果を考えたときに、まあ中小企業頑張ってきたなど。その中で一定の赤字が、でも、さつきの話だと、赤字も国金での十年、十五年で六千億とか言つていたな。ちょっと、さつきだれかの質疑のとき答えていたの、いよいよ、その人。何か年間四百億ぐらいだという話をだれか言つていたけれども。今数字がわかつたら、ちょっと教えてもらうとありがたい。
つまり、そのレベルで赤字が推移するようであ

るならば、それはもう、別に農業をかたきに言うわけじゃないけれども、農業で二兆だ、片つ方は千六百億だ。赤字分を入れて二千億とか、三三千億とか。クロスで見たら、日本の産業構造を考えれば、補助をしたところというのは大体だめになるんですよ。補助をした産業というのの大体厳しくなると言っている。私もそう認識しているけれども。補助しない方が頑張る。だから、補助金という形じゃないけれども、しかしながら二千六百は出して、それぞれの国金とかが年間で四百億ぐらい厳しくなる。この十年、十五年で、さつき累計でたしか六千億と言つていましたね。

とすると、理屈として我々が考えなければならないのは、これは国の政策として農業補助金を二兆円出しているんだつたら、こういう表現はなかなか、では緩ふんでどこまでいつてもいいのかといふ議論とは違うけれども、私は、従来のあり方が、特に民間がそれを出すかどうか非常に疑問を感じているがゆえに、やはりそういう発想でいくと、のめないような気はしないんだよね。のめるんじやないかという気がするだけれども、渡辺副大臣、どうですか。

○渡辺 博副大臣 できたら予算が確保できればそれが最高であります、現実的にはなかなか難しい、そのように思つております。

のめる、のめないというお話をありがとうございます。その中で九九・七%を占めている、そしてまた雇用の七割を占めている、この実態に私どもとしてはしっかりと光を当てていく必要があるというふうに思つております。予算的な観点からいつたときに、それが多ければ多いにこしたことはありませんけれども、現実的には今、難しい部分であります。そしてまた、資金需要についてしっかりとバックアップしていくことが中小企業の場合は特に必要だというふうに思つております。

○松原委員 渡辺副大臣はずばつと言いたいところを、渡辺大臣がおられるので遠慮しておつしやつたんだと思うんだよね。四百億の赤字で

しょう。十五年で六千億とさつき僕は聞いていたから。六千億、それぐらいあって、日本の中小企業が頑張っていますと言んだつたら、農業の二兆に比べたらはるかにそれは……。

ただ、確かに理屈としては、審査をはじめはやっていないのか、焼けつくとわかつておまえは貸しているのか、そういうふうな議論が一方にあるかもしれない。しかしながら、そうはいつても、十五年で六千億ということであるならば、さつき僕はそう聞いたので、間違つて聞いていたらまた答弁いただきたいだけれども、であるならば、僕は、その数字が仮にその十倍であつても、まあ十倍であつてもというのは言い過ぎかもしれないけれども、それでも、ある意味では許容できる、国の施策としては許容していいんじやないかというのをまず一点申し上げたいわけあります。

数字、何かしつかりしたのが出ましたか、今

○鈴木政府参考人 今の先生がおっしゃいました十五年間で六千億は、先ほど午前中の参考人の御質疑の中で、参考の方からか、一年間当たり大体四百億、トータルで六千億ということの御説明がございました。

私も、今、平成十年度以降の補給金、出資金、国民生活金融公庫でございますけれども、例えば平成十年度は、一年間に一千六十億ほど、出資金、補給金で出しております。それが十七年度実績ですと六十八億円。済みません、これはまだ全部集計しておりませんもので、あれでございますけれども、参考の方々がおっしゃられましたのは、十五年間で六千億という数字でござります。

○松原委員 そういう認識を持った上で、さらに議論を進めていかなければいけないと思つております。

いろいろな議論があるんですが、まず、今回の合併において、中小企業金融公庫、農林漁業金融公庫、国民生活金融公庫というのは、言つてみれ

ば民業補完を今までやつてきた。ここでしっかりと認識をしていただかなきやいけないのは、民業貸をやつてきたと思うのか、民業補完をやつてあるかも知れない。しかしながら、そうはいつても、十五年で六千億ということであるならば、さつき僕はそう聞いたので、間違つて聞いていた

圧迫をやつてきたのか、民業補完をやつてきたのか。渡辺副大臣、どう思いますか。

○渡辺(博)副大臣 今おっしゃった三つの機関、これについては民業補完ということで認識をしております。

○松原委員 渡辺大臣はどう御認識ですか。

○渡辺国務大臣 もともと、民業補完というものが、政府系金融機関の位置づけであつたろうと思います。昔はカウベル効果などといって、政策金融機関、今の政投銀などにおいて語られた理屈でございますが、牛を集めるとときにチャラチャラチャラとかねを鳴らします、政投銀がお金を出すから民間も一緒にきてくださいねなどという効果も言われたわけございます。

また、高度成長時代には、量的補完という理屈も非常に強く出されたものだと思います。民間の資金需要が非常にたくさんあつて、とても民間だけじゃ賄い切れない、政府の方としてもこの資金ニーズにこたえていくこうじゃないか、統制型の金融の世界の中でそうした政策金融が行われてきたわけございます。

一方、考えてみますと、民間に本当にできないんだろうか。一番最初にこういう問題に直面したのが住宅金融公庫だったのではないでしょうか。昔は、住宅金融公庫のお金を借りないと住宅が建てられない、極論するとそういう時代もあつたんですね。したがって、住金の融資の枠の中、例えば何平米以上は貸しませんよんということがありましたね。ですから、そういう金融が行われていますと、これはやはり民間に任せた方がいいんじゃないか、こういうことになるんですね。

したがつて、民業補完という領域をちょっとと超えてしまつて、いた分野があつたのではないかといいますと、これはやはり民間に任せた方がいいんじやないか、そういうことになるんですね。

民間はリスクをテークして、さつき女性の方が、翁さんが言つていたけれども、リスクをテークしてと。そういうことはあり得ないね。どこまで政府がそれをバックアップするかという議論もあるけれども、リスクをテークしてやつて、リスクが初めてからわかっていて、そこまで日本の金融機関は土地担保方式を脱却していないと思うね、

僕は。だから、僕は彼女は現実を知らないと思う。おっしゃっている意味で、例えば住宅の場合には、それはその効果が役立つた、建物が担保にもなるし。大臣、僕はそれは全然認識が違うと思うんだな。では、民業圧迫をしたという証拠というかそういったものを、大臣は、いや、松原、何言つていらっしゃるんだ、民業を圧迫している、おれはここにこういう首根っこを押さえているぞ。幾つかあるのか、そのベーバーがあるのかもしれないけれども、ちょっと教えてほしい。

○渡辺国務大臣 先ほどから私が申し上げているのは、民間にできるものは民間にやつてもらつたらいじやないかと言つているだけなんです。ですから、資金が足りない時代に統制型金融で政府がお金を探し続ける、そういうやり方が果たしていいのかどうかということをもう十年以上前から議論をしているわけですよ。そういう延長線の議論の中、必要最小限のセーフティーネットとしての政策金融は残すけれども、それを超えた政策金融はないだろう、民間の市場メカニズムを通した金融の世界に任せせる方が、国民の貯蓄を有効に経済活性化のために使うことになるのではないか、そういう議論だと思います。

○松原委員 民間ができるることは民間にやるといふのは、それは正論ですよ、おっしゃるとおり。民間にできないことを今までこういった金融公庫がやつてきたんです。彼らは民間にできることは

やつてこなかつた。民間は貸さない。少なくとも私は今まで大田区で東京都議会議員もやらせてもらいました、国会議員も今三期目に入つてますが、民間はそれは私が知る限りではほとんどやらない。

だから、そこで問題は、きのうの連合審査について、渡辺大臣が、貸付残高について新たな数値目標を設定するというニュアンスをおっしゃいました。この御決意についてちょっとお伺いしたい。

○渡辺国務大臣 これは、GDP目標で、半減をするという目標がございますけれども、これを達成した後どうするかという議論で申し上げているわけでございます。ですから、これは何度も繰り返しますが、そのときの民間金融機関の状況や経済状況、資金の過不足の状況等々、そういうことを総合的に勘案して、新たな数値目標を設定するかということについて検討しようということを言つておられます。

○松原委員 きのうの連合審査を聞く限りでは、極めてそういう意図を表明したというふうに私は見ていました。結論は、それをやられちゃ困るところ。

甘利大臣が、目標を設定して、それが目的になつちや困るというふうな答弁をしていましたが、はつきり言つて私はそれが正論だと思う。渡辺副大臣、この甘利さんの答弁をちょっと詳しく説明してもらえますか。

○渡辺(博)副大臣 昨日の連合審査で甘利大臣が答弁された内容でござりますけれども、融資残高を減らすということ自身が政策目的でなく、民間で十分に対応できない政策的に必要な分野について資金供給を行うことが政策目的であると考えておりますと、ということでお答えしています。

その背景、それはすなわち、政策目的をかんがみますと、新たな数値目標を設定するかどうかということについては、三点にわたつて前提があるというふうに思います。

その一つは、まずは行革推進法の附帯決議、こ

の中において、中小企業者等の資金需要に質、量ともに的確にこたえる旨定められている点。二番目として、経済は生き物でありますから、金融情勢の変化によって中小企業の資金ニーズは大きく変動する可能性がある、それに機動的に対応していく必要があること。第三点としまして、民間金融機関の中小企業向け貸し付けの動向。こういった点を踏まえまして、数値目標の設定に関しては慎重に議論する必要があるのでないかということとでございます。

○松原委員 極めて重要な部分の議論だと思いまが、この後、ちょっと前後しながら質問をいたします。

危機対応体制、危機対応の制度の発動がされる

というときに、今、敏速に対応ということです

が、これはどういう手順で危機対応の対応があ

のか、事務方にお伺いします。簡単にお願いしま

す。

○大蔵政府参考人 民間金融機関を活用した危機

対応制度におきましては、主務大臣が、一般の金

融機関が通常の条件により貸し付け等を行うこと

が困難であること、それから指定金融機関が危機

対応業務を行うことが必要であることを認定する

場合に発動することとされております。

主務大臣は、個々の危機に伴う被害の状況等を

勘案して指定金融機関による危機対応の必要性を

判断することとなるが、その際には、商工中金や

政投銀等の現行政策金融機関のこれまでの対応の

実績も参考にすることになると考えております。

○松原委員 渡辺大臣、これで危機対応ができ

ますか。

○渡辺(博)副大臣 危機対応の考え方であります

けれども、今言つたように、経済状況というの

常に動いていく。そういうときに、やはり経済

はないでしょうか。例えば、金融機関において、

その資本の健全性が相当危うい状況になつてしま

りますと、金融の非常時というのは、マーケッ

トの失敗が広範囲に広がつたときに起るもので

はないでしょうか。

渡辺大臣、バブルはここで言つ危機に入りますか。

○松原委員 まさに一般的には、金融

危機といふものは当然あります。

その金融危機の範囲でありますけれども、基本

的には、先ほど渡辺大臣のお話がありました金融

のシステムリスク、こういったことも当然大

中において、いかなければならぬ、そのように思つては対応をしつかりとしていかなければならぬ、そのように思つております。

大臣はだれですか。

○大蔵政府参考人 この場合の主務大臣は、財務

大臣、経産大臣、農水大臣でございます。

にこれを行う、こうしたことになるわけですね。

その危機の認識、危機というのは、今想定され

ている危機はどういうものがあるのか、具体的に

その危機の本身を教えてください。

○大蔵政府参考人 危機につきましてあらかじめ

想定することはなかなか困難なことでございます

けれども、危機におきましても、例え局地的で

あってもその被害が広範囲に拡大するような場

合、あるいは、危機のみならず被害も局地的であ

るけれども被害の程度が甚大である場合といった

ようなことについて、検討の対象になるものと考

えております。

○松原委員 バブル崩壊時の貸しはがし、貸し渋

りは危機になりますか。

○大蔵政府参考人 いわゆる大型の企業倒産とか

金融機関の破綻等の危機におきましても、今申し

上げましたような要件に当たると考えられる場合

には、対象になり得ると思います。

○松原委員 そういう答弁じゃないんだよ。バブ

ル崩壊後の貸し渋り、貸しはがしは危機となりま

すかと聞いているんです。渡辺大臣、いかがです

か。

○渡辺国務大臣 法律の解釈は政府委員に任せます

けれども、一般的に、金融危機というのは、システ

ミックリスクのような不安の連鎖反応が起こつて

いく場合を指すものと考えております。

○松原委員 要するに、バブルは危機だ、貸し渋

り、貸しはがしが起つたあの状況はここで言う

危機だ、こういった結論だと思います。

渡辺大臣、バブルはここで言つ危機に入りますか。

○松原委員 主務大臣は別で、副大臣でありますが、お

伺いしたい。

○渡辺(博)副大臣 危機の状況ということについ

ての概念でありますけれども、一般的には、金融

危機といふものは当然あります。

その金融危機の範囲でありますけれども、基本

的には、先ほど渡辺大臣のお話がありました金融

のシステムリスク、こういったことも当然大

前提だというふうに思つております。そういった

中で金融がやはり機能しなくなってしまう、こう

いったときには対応をしつかりとしていかなければ

ならない、そのように思つております。

○松原委員 バブルの崩壊のときの貸し渋り、貸

しはがしはすさまじいものがありました。自殺者

も、私が知つてゐる社長も何人か死にました。そ

れはもう完全に危機だと思います。

では、その場合、危機はどこまで危機かとい

うことです。この議論は極めて重要であります

日本企業の中で、例えば何兆円の大企業があ

る、下請が富士山のてっぺんからすそ野に広がる

ります。

今回、政府系金融機関の新公庫法に当たつて

は、そうした金融危機のみならず、災害、テロ、

大規模感染症、そういうことになるわけですね。

機対応を行ふものとしていると承知をいたしてお

ります。

○松原委員 歯切れがいい渡辺大臣ですから、も

う一回確認しますが、バブルの崩壊のときによく

まじい貸しはがし、貸し渋りがあつたことは御認

識をしてゐると思います。これはこの危機に入る

かどうか。入るなら入る、入らないなら入らな

い、お答えいただきたい。

○渡辺国務大臣 当時の状況が、先ほど私が申し

上げましたような要件に当たると考えられる場合

には、対象になり得ると思います。

○松原委員 上げたようなシステムリスク、これに当たる

ような場合から惹起されたものであれば、それは

当然危機に入るんだと思います。

○渡辺国務大臣 法律の解釈については政府委員に任せますけれども、一般的に、金融危機というのは、システム

リスクのような不安の連鎖反応が起こつて

いく場合を指すものと考えております。

○松原委員 ミックリスクのような不安の連鎖反応が起つて

いく場合を指すものと考えております。

○渡辺(博)副大臣 危機といふ概念でありますけれども、やはり大企業といつても、どういう規

模、そのときの状況をきちんと把握しなければな

らないというふうに思つております。その上で、

やはり社会的な影響といふものを考えていかなければ

ならないというふうに思いますし、即どの程

度の規模ということは、今の段階では仮定でござ

りますので、それ以上のことはちょっと述べられ

ないと思います。

○松原委員 今まで日本政府も、大きな企業が倒

産したとき助けることもありますから、当然それ

は危機ですね。渡辺大臣、いかがですか

か。

○渡辺国務大臣 地域における危機といふのを多

分あるんでしようね。今委員は企業のことをおつ

しゃられましたけれども、金融機関が例えば倒産

をしたというケースで、地域に相当なシェアを

持つてゐる金融機関が破綻をする、その場合に、

今のような破綻処理の法制度がなかつた時代がございました。

て、私の記憶でいきますと、平成九年でしたで
しょうか、山一証券、拓銀、どちらが先だったか
忘れましたけれども、こういう相次ぐ連鎖破綻か
ら起つたシステムクリスク、不安の連鎖反応

やつていた、今まで補完を逸脱したものは多少あつたとしても微々たるものだと。基本は、彼らは民間の金融機関がお金を貸せない人たちに貸してきた、そこにカウベル効果もあつたかも知れないと、これが実態だと私は思っています。私は現場を見てきて、これはもう信仰でも何でもなく、事実であります。

られる。その中で数値目標を設定するということは、その部分は民間の金融機関からお金が、さうも甘利さんは非常に心配していましたよね、その空白に果たして入るのかと。

では、逆に、経済産業副大臣の方に、こうやって数値目標を設定されたときに、その引き潮で引いてしまったこの間隙に、民間はお金を貸していくべきだ、あるいは、もう少し

し、貸し済りを設定することになる。したがつて、その目指す部分、つまり、ここは行革をするべきテーマではないんですよ。

私が冒頭の申し上げたように、参考人の表現は、四百億で十五年で累計六千億と。農業に対する補助金、二兆を超えていた。中小企業は一千五百億。五百億足したって二千億ですよ。その審査

そういうのはもうまさに危機であつたと思しますし、その後に長銀が破綻をしたのが翌年でございますが、このときも、あわや世界的なシステムクリスクを惹起しかねない、そういう危機の一步手前だつたのではなかろうかと思います。

○松原委員 要するに、危機をどうとらえるか。阪神大震災レベルのものだけを危機というのではなくて、当然ながら、バブル崩壊による貸しはがし、貸し渋りの横行も当然危機だし、もうちょっと局的なものも当然危機に計上され、考えられることがあり得るというふうな御認識をいただいだと私は思つておりますし、そうでなければ危機という意味がない。

先ほど話をいたしましたが、経済産業大臣甘利さんの御答弁が、渡辺副大臣からの御説明もありましたが、この数値目標は、私は設定するべきじゃない。これは、例えば効率化有識者会議ワーキングチームみたいなものをつくって、これは別に大臣が答弁しなくてもいいんですが、そういうことが議論になる可能性というのはあるのかない

○渡辺國務大臣　もう既にGDP比で半減目標というものが掲げられております。これを達成した後にどうするかという点につきましては、再三申し上げておりますように、民業補完が徹底されていくかどうか、また、その時々の民間金融機関の動向がどうなのが、資金需要に民間金融機関がきちんとこたえられている状況なのかどうか、そういうことも踏まえて不斷の見直しをやっていく必要があります。この考え方でござります。

○松原委員　先ほど渡辺副大臣が言つた中で、こういった国金、農金、中小企業金融公庫、補完を

○渡辺国務大臣　いすれにしても、数値目標の検討というものは、まず、行政減量・効率化有識者会議というのがもう既にございまして、こちらの方で積み上げてきた議論がございます。今回、この国会の議論なども踏まえ、法案が成立しましたら、ワーキングチームをつくりまして、そこで検討をしていただくと考えております。いずれにしても、適切に検討してまいります。

○松原委員　この数値目標を設定するというのは、そもそも論として、この政府系金融機関は民業圧迫はしていない、補完をほとんどしてきた。仮に民業圧迫があるとしたら、ごく一部だ。私は民業圧迫しているという事実を知りませんけれども、ごく一部だというのが私の認識です。

また、渡辺副大臣も似たような認識を持つてお

したがって、これは大変重大な政治的また政策的判断にかかる問題ではないか、そのように思つておりますので、せひともこれは慎重な対応をしていきたい、そのようにも思つてはいます。

○松原委員 要するに、冒頭言つてゐる様に、圧迫はなかつた、補完である、この認識をまず私は基本的に持つべきだと思う。

だから、この法案で何を意図しているのか。要するに、中小企業に甚大なるマイナス影響を与える、それぞの企業を崩壊させ、営業させまいとする意思をなぜ日本政府が持つ必要があるんだと、極端なことを言えども、必ずそうなる。それは、民間はそこをリスクテークしてやりませんよ。数値目標を設定するというのは、バブルとは別の意味において、中小企業に対し貸しはが

金も払ってきた。それに対して、バブルのときに首つりをした人間もたくさんいる、今度はもう一回やらせるのか。仮に数値目標を設定すれば、私は必ずそうなると思う。絶対、数値目標はもうこれ以上設定するべきじゃない。それは、理屈として、民業を圧迫していない、補完していたんだ、その補完を民間は容易にやらねだろう、こういうことがあります。

さらにお伺いしたいわけがありますが、新公庫の資金調達についてどういうふうな考え方を持っているのか、簡潔にお答えください。

○大蔵政府参考人 新公庫の担う業務は政策金融として国が責任を持って実施していく業務でございますので、業務の円滑な遂行に支障が生じないよう、これまでと同様に財政融資資金の借り入れ

は、その部分は民間の金融機関からお金が、まさに甘利さんは非常に心配していましたよね、それで改直目標を設定されたときこそ、その引き潮で日銀が

し、貸し済りを設定することになる。したがつて、その目標すら、つまり、ここは行革をするべきテーマではないんですよ。

私が冒頭の申し上げたように、参考人の表現は、四百億で十五年で累計六千億と。農業に対する補助金、二兆を留としている。中小企業は一千五

いしてしまったこの間隙に、民間はお金を貸していくことを渡辺副大臣は確信できますか、お伺い

百億。五百億足したって二千億ですよ。その審査が甘くて流れた。それは、極端なことを言えば、

○渡辺(博)副大臣 実際にこれが、数値目標を設定したときにすきになつてしまふところ、これが民間で本当に貸してもらえるかどうか、これに関しては、私はちよつとわかりません。

のり代の部分だと。それは日本の、まさに雇用でも七割とか大きな雇用をしている、そして日本經濟のまさに下支えをしている中小企業にとっては、この部分ののり代ぐらいは本当は政策的に見なきやいけない、ある種の補助金と思つて。私

たた 今回 数値目標というのは 行革法において
ける数値目標の半減と いうことが規定されている
ことは一つの事実であります。したがつて、その
後の問題につきましては、先ほど申し上げたとおり
り、政策目標というのは、あくまでも中小企業を
いかに支援していくか、これが大変重要な課題だ

は
そういうレベルのものだと、
渡辺大臣というか、今回のこの法律の骨子は、
そこは民衆を圧迫しているよと。いや、してない
ですけれどもね。だから、これは数値目標を設定
して引かせましょうと、引いたときに、そこにで
きたところは民間がリスクをテークして入る、あ

というふうに思っております。政策金融機関の大
きな目標はそこにあるというふうに私は思ってお
りまして、仮に設定するかどうかについて、これ
は中小企業に極めて大きな影響を及ぼすことは間
違いないと私は思っております。

り得ないです。だから、私は、この法律がこういった形で成立したら、おびただしい中小事業者のまさに怨嗟の声が渦巻くだろうというふうに思います。日本の経済に対してずっと貢献してきた、いいときに税

したがって、これは大変重大な政治的また政策的な判断にかかる問題ではないか、そのように思つておりますので、ぜひともこれは慎重な対応をしていきたい、そのように思つています。

○松原委員 要するに、冒頭言つているように、圧迫はなかつた、補完である、この認識をまず

金も払ってきた。それに対して、バブルのときに首つりをした人間もたくさんいる、今度はもう一回やらせるのか。仮に数値目標を設定すれば、私は必ずそうなると思う。絶対、数値目標はもうこれ以上設定するべきじゃない。それは、理屈として、民業を圧迫していない、補完していたんだ。

は基本的に持つべきだと思う。
だから、この法案で何を意図しているのか。要するに、中小企業に甚大なるマイナス影響を与える、それぞれの企業を崩壊させ、営業させまいとする意思をなぜ日本政府が持つ必要があるんだ?

その補完を民間は容易にやらぬだろう、こういうことがあります。
さらにお伺いしたいわけでありますが、新公庫の資金調達についてどういうふうな考え方を持つているのか、簡潔にお答えください。

と、極端なことを言えば、必ずそうなる。それは、民間はそこをリスクテークしてやりませんよ。数値目標を設定するというのは、バブルとは別の意味において、中小企業に対し貸しはが

○大蔵政府参考人 新公庫の担う業務は政策金融として国が責任を持って実施していく業務でござりますので、業務の円滑な遂行に支障が生じないよう、これまでと同様に財政融資資金の借り入れ

や政府保証債の発行が可能となるよう、新公庫法案において所要の規定を措置しております。

そういうことでございますので、新公庫においては、資産、負債の総合管理、ALMの観点を踏まえまして、資金調達コスト、期間、市場の状況等を勘案しつつ、財投機関債、政府保証債、財政融資資金の借り入れ等を適切に組み合わせ、予算、決算について国会での御審議をいたいただいた上で、できる限り効果的、効率的な資金調達を図っていくことが重要と考えております。

○松原委員 これは、時間がないので細かく議論しませんが、きっちりとそこの部分を担保していくかなければいけないというふうに思います。JBI Cのような部分とこの三つの金融公庫が一緒になると、論理矛盾も甚だしいわけですよ。何か知らぬけれども、本当にこれでもって行革が進んだというふうな認識は、それを言つちや一世一代の不覚になる。

私は、渡辺大臣におかれましては、お父様は中企業の味方で、旗を振つていた人でありますから、断固たる決意で数値目標の設定をしないで、本当に中小企業にとってたたえられる大臣としてこれからも頑張つていただきたいということをお願い申し上げまして、私の質疑を終了いたしました。

○河本委員長 次に、佐々木憲昭君。

○佐々木(憲)委員 日本共産党の佐々木憲昭でございます。

提案されている政策金融公庫法案は、大きく分けて二つの内容を含んでおりまして、これを一本化したことがいいかどうかという議論も先ほどもありました。第一は、国民一般、中小企業者、農林水産業者の資金調達を支援するための金融機能、第二は海外における資源開発を促す金融機能、この二つの内容を含んでおりますが、二点目については後日に回すとして、きょうは、第一点目の中小企業向け融資の問題をただしたいと思ひます。

前提として、まず、日本の中小企業の実態を確認しておきたいと思います。経産省にお聞きしますが、中小企業で働いている人の数、それから中企業が日本の生産に占める比率、まずこれを示す。企業に働く人の中の七一%というのを占めているところでございます。

まず、雇用の数字でございますけれども、中小企業で働く人の数が二千八百九万人でございます。企業に働く人の中の七一%というのを占めています。

○近藤政府参考人 お答えを申し上げます。

また、製造業に例をとりまして付加価値の数字をちょっと申し上げますと、製造業全体の付加価値が百二十兆円ございます。その中で中小企業は五十八兆円を占めています。役割

と五七%を占めているところでございます。

○佐々木(憲)委員 従業員の七一%、それから、製造業の中で中小企業が占める比率は付加価値の五七%ということでありました。これは基礎的なことですけれども、中小企業が日本経済に占める役割 大変大きなものがあるというふうに思いました。

さてそこで、この中小企業がふえていくのか減つているのかという問題です。もう一度経産省に確認したいんですが、二〇〇四年の中小企業の企業数、それから二年後、二〇〇六年の中小企業の企業数、どうなっていますか。

○近藤政府参考人 お答えを申し上げます。

まず、中小企業の数でございますが、二〇〇四年の調査がございまして、これでとりますと四百三十三万社でございます。この調査は、事業所、

企業統計調査という調査でございまして、全数の企業数、どうなっていますか。

○近藤政府参考人 お答えを申し上げます。

まず、中小企業の数でございますが、二〇〇四年の調査がございまして、これでとりますと四百万人といいます。

今、最新の数字はないのかという御指示でござりますが、実はこの最新の数字は、したがいまして二〇〇七年まで待たないと出てこないわけでございます。

ただ、ある程度動向を見るという点で申し上げますと、中小企業実態基本調査という調査がございまして、これは毎年やつております。ただ、こ

れは十万社のサンプルからの推計になりますので、四百三十三万社との数字の差を申し上げる上、やや誤解があろうかと思います。

ただ、いずれにしても、最近の数字は、年間約十万余件くらい企業数は減っている、こういう状況でございます。

○佐々木(憲)委員 その二〇〇六年の推計の数字を示してください。

○近藤政府参考人 今の中小企業実態基本調査の二〇〇四年からの三年間の数字を申し上げたいと思います。

二〇〇四年で三百九十九万社、二〇〇五年が三百八十四万社、二〇〇六年が三百七十二万社でございます。

○佐々木(憲)委員 二〇〇四年の中小企業の数が三百九十九万で、二年後、三百七十二万ですか

ら、二十七万の減少ということがあります。

同じ時期に、二〇〇四年の従業員と二〇〇六年の従業員、これは数はどうなっていますか。

○近藤政府参考人 お答えを申し上げます。

今、同じ中小企業実態基本調査でござりますが、二〇〇四年で三千百六十一万人、二〇〇五年で三千五十八万人、二〇〇六年で二千九百九十二万人といいます。

○佐々木(憲)委員 今示していただけのは、私がお配りした一枚目、二枚目の、皆さんのお手元の資料の一番上の数字がそれに当たると思うのですが、この二年間だけをとりまして、中小企業の企業数が二十七万社も減り、百七十万人の雇用機会が失われた、これは極めて重大な事態だと思います。仮に五年間で見ると倍以上に数字が膨らむ、こういうことになるわけですね。渡辺大臣、これは景気が悪いから減少しているというこ

とではないんです、景気がよくなつても減少しているんですから。

今、最新の数字はないのかという御指示でござりますが、実はこの最新の数字は、したがいまして二〇〇七年まで待たないと出てこないわけでございます。

つまり、供給サイドがかつての需要の水準にあるけれども、今の需要はちょっと別の方の需要が出てきてしまって、中小企業の供給サイドがその新たな需要についていけないという問題も背景にはあるのではないかと

いません。ただ、ある程度動向を見るという点で申し上げますと、中小企業実態基本調査という調査でござりますが、それは毎年やつております。ただ、こ

れは一九九九年から二〇〇一年までの数字、それから二〇〇一年から二〇〇四年までの数字を少し申し上げますが、九九年から二〇〇一年までの平均で廃業率が四・五%、開業率が三・一%でございます。二〇〇一年から二〇〇四年のデータを見ますと、開業率が三・五%、廃業率が六・一%といいます。

まず、雇用の数字では廃業が二・六%多いと企業で働く人の数が二千八百九万人でございます。企業に働く人の中の七一%というのを占めています。

○近藤政府参考人 お答えを申し上げます。

また、製造業に例をとりまして付加価値の数字をちょっと申し上げますと、製造業全体の付加価値が百二十兆円ございます。その中で中小企業は五十八兆円を占めています。役割

と五七%を占めているところでございます。

○佐々木(憲)委員 従業員の七一%、それから、

製造業の中で中小企業が占める比率は付加価値の五七%ということでありました。これは基礎的なことですけれども、中小企業が日本経済に占める役割 大変大きなものがあるというふうに思いました。

さてそこで、この中小企業がふえているのか減つているのかという問題です。もう一度経産省に確認したいんですが、二〇〇四年の中小企業の企業数、それから二年後、二〇〇六年の中小企業の企業数、どうなっていますか。

○近藤政府参考人 お答えを申し上げます。

同じ時期に、二〇〇四年の従業員と二〇〇六年の従業員、これは数はどうなっていますか。

○佐々木(憲)委員 お答えを申し上げます。

今、同じ中小企業実態基本調査でござりますが、二〇〇四年で三千百六十一万人、二〇〇五年で三千五十八万人、二〇〇六年で二千九百九十二万人といいます。

○佐々木(憲)委員 今示していただけのは、私がお配りした一枚目、二枚目の、皆さんのお手元の資料の一番上の数字がそれに当たると思うのですが、この二年間だけをとりまして、中小企業の企業数が二十七万社も減り、百七十万人の雇用機会が失われた、これは極めて重大な事態だと思います。仮に五年間で見ると倍以上に数字が膨らむ、こういうことになるわけですね。渡辺大臣、これは景気が悪いから減少しているというこ

とではないんです、景気がよくなつても減少しているんですから。

今、最新の数字はないのかという御指示でござりますが、実はこの最新の数字は、したがいまして二〇〇七年まで待たないと出てこないわけでございます。

つまり、供給サイドがかつての需要の水準にあるけれども、今の需要はちょっと別の方の需要が出てきてしまって、中小企業の供給サイドがその新たな需要についていけないという問題も背景にはあるのではないかと

いません。ただ、ある程度動向を見るという点で申し上げますと、中小企業実態基本調査という調査でござりますが、それは毎年やつております。ただ、こ

れは一九九九年から二〇〇一年までの数字、それから二〇〇一年から二〇〇四年までの数字を少し申

し上げますが、九九年から二〇〇一年までの平均

で廃業率が四・五%、開業率が三・一%でござ

ります。二〇〇一年から二〇〇四年のデータを見ま

すと、開業率が三・五%、廃業率が六・一%とい

うことで、最新の数字では廃業が二・六%多いと

いう実態がございます。

この事実関係だけ申し上げますと、恐らく、自営業者の年収の水準の低下でございますとか経営者の高齢化といったことで、なかなか廃業率が高い水準のまま動いている、こういう状況だろうと理解をしているところでございます。

○佐々木(憲)委員 つまり、開業するよりも廃業率の方が高いわけですね。なぜそういうことになっているのか、その認識をお聞きしたいと思います。大臣。

○渡辺国務大臣 今、答弁にあるように、中小企業は個人経営的なものが多いうわけでありますから、経営者、オーナーが高齢化をして、後継者がいないというのが一つあるかと思います。また、後継者がいない背景には、先ほどの答弁のように、年収が低いということもあるんだろうと思います。なぜもうからないのかと、恐らく、需要と供給のミスマッチが生じてしまっているのです。大臣。

○佐々木(憲)委員 つまり、開業するよりも廃業率の方が高いわけですね。なぜそういうことになっているのか、その認識をお聞きしたいと思います。

○渡辺国務大臣 つまり、開業するよりも廃業率の方が高いわけですね。なぜそういうことになっているのか、その認識をお聞きしたいと思います。

○佐々木(憲)委員 つまり、開業するよりも廃業率の方が高いわけですね。なぜそういうことになっているのか、その認識をお聞きしたいと思います。

状況になつておりますが、それなのに大型店がどんと郊外に次々とできるわけですよ。そうなると、従来の駅前商店街が寂れていく。これは日常的に我々が目にする実態でございますが、やはりそういう状況があるのではないかと思います。

それで、肝心の中小企業が成り立たない状況、前提が整わない、採算がとれない、したがつて将来的展望もないから後継者も育たない、息子が後を継がない、こういう悪循環に陥っているのではないかというふうに思つうんです。

したがつて、こういう中小企業に対して、これをお考へでしようか。

○渡辺国務大臣 先ほど申し上げたように、中小企業が、かつての需要とのミスマッチが生じているとすれば、やはり、今の需要あるいは埋もれた需要の掘り起こし、そういうことがうまくできるようになる必要があるんだろうと思います。

したがつて、一つには、新たに起業、業を起こす人を支援する、あるいは、事業に失敗をしてしまつたけれども再チャレンジしたいという人を支援する、それから中小企業の事業再生を支援する、こういう観点があらうかと思います。

第一の、創業支援という観点からは、平成十五年から、資本金が一円でも会社が設立できるようになっております。これは会社法の特例でござります。さらに、昨年五月から、これを一般原則とする会社法を施行したところであります。ただ、未来永劫、一円のままでやつていいといふことではないと思いますので、企業としての持続可能性を追求するのであれば、やはりいつかの時点で資本は強化していくといふ政策は当然必要にならうかと思います。

第二の、再チャレンジ支援でございますが、今度より国民公庫、中小公庫において再チャレンジ融資制度を設けております。事業に失敗した者が新たに挑戦する場合に、これを金融面で支援を

していくということでございます。

第三の、事業再生支援でございますが、中小企業再生支援協議会、これをバージョンアップする取り組みを行つていくことを経済産業省の方が中

心になつて考へておられます。

こうした総合的な観点から、新たに企業を起こす人たち、再チャレンジをする人たち、事業再生をする人たちを支援してまいりたいと考えております。

○佐々木(憲)委員 新しく企業を起こす場合の支援ということについては、もうちょっと後でまた、もう一度触れたいと思います。

雇用の問題、先ほども数字が出ましたけれども、二年間で百七十万人も中小企業が減ることによつて雇用機会を失つてしまつ、ゆゆしき事態であります。

そこで、この数年間をとりますと何百万という数になると思うんです。

○大蔵政府参考人 先生御指摘のとおり、中小企業の雇用創出率は、小規模事業所で高い水準となつていると承知しております。

具体的には、二〇〇二年版の中小企業白書によりますと、いわゆる従業員の数の分類におきまして一人から五人の事業所における雇用創出率が最も高くなつております。次いで六から二十人、二十一人から五十人の事業所と続いて、規模が小さくなるにつれまして雇用創出率が高くなつてゐると言えると分析されているものと承知しております。

○佐々木(憲)委員 私は別な資料でけれども、次の三枚目を見ていたいんだですが、これは

す率が高い。これは右側の事業所統計の創出率を見ましても、同じような傾向があるわけです。したがいまして、特に零細企業、これをどう支援するかというのが非常に大きな課題になるだろうと思います。

したがつて、私は、先ほど大臣が幾つかの中小企業支援策を触れましたけれども、やはり大事なことは、零細な企業の廃業や倒産をどう防ぐのかということ、それから、新しく会社を起こす企業を支援する。この両側面が大変大事だと思うわけです。そういうふうにやつて初めて、全体として中小企業者がふえていくというふうに思うんですね。

その際に大事なことは、金融の役割であります。そこで、前提として、民間の金融機関とそれから政府系金融機関がどういう役割をそれぞれ果たすかということですけれども、実態をまず確認したい。

民間銀行の中小企業向け貸出残高、これを一九九六年十二月末と二〇〇六年十二月末、この十年のそれぞれの数字を示していただきたい。それから、国民生活金融公庫、中小企業金融公庫、商工組合中央金庫、政府系三機関の貸出残高、同じ期間の数字、それを示していただきたいと思いま

す。

○大蔵政府参考人 民間金融機関の国内銀行の中の数字を示していただきたい。それから

百六十・八兆円、それに対しまして、二〇〇六年十二月末が二百五十六・九兆円となつております。二〇〇六年の数字は、一九九六年比で七

一二%という割合でございます。

これに対しまして、まず、商工中金は、一九九六年十二月末が十一・五兆円に対しまして、二〇〇六年十二月末が九・四兆円となつております。二〇〇六年比で七

一二%という割合でございます。

なつております。国民公庫につきましては、一九九六年比が九・一兆円、二〇〇六年比が七・五兆円でございまして、一九九六年比が八・四%になつております。

ちなみに、商工中金、中小公庫、国民公庫を合わせました合計でございますと、一九九六年比が二十八・〇兆円、二〇〇六年比が二十三・五兆円ということでございまして、一九九六年比では八四・二%という数字になつております。

○佐々木(憲)委員 この間の民間銀行の貸出残高の減少というのは、十年で約百兆円近いわけあります。これはもう大変な激減なんですね。

資料の四を見ていただきたいんですが、上方が民間銀行の中小企業向け貸出残高の減り方であります。それから、下の方に政府系金融機関の貸出残高、今の三機関の数字をグラフで示しております。政府系金融機関の方は必死になつてこれを下支えしている、こういう関係がこの数字を見るだけでも明らかであります。

貸し渋りや貸しはがしというものが民間銀行で横行したときに、政府系金融機関が中小業者に非常に重要な資金を供給してきたわけです。次のグラフ、五ページをあけていただきたいんですけど、例えば、この中小企業金融公庫の融資の伸びといふのは、民間金融機関と逆相関の関係にあります。景気が悪くなると、民間金融機関の方は金融引き締めだということで資金を貸さなくなる、貸しはがしあるいは引き揚げていく。ところが、政府系金融機関はそういうときに出でていっているわけです。中小企業の資金を必死になつて支えている。そういう逆相関の関係になつていていることは、このグラフを見ても非常に明確になつてゐるわけです。この役割こそ大事なわけあります。倒産の危機に瀕したときに手を差し伸べるという役割が求められていると思うんですね。

渡辺大臣にお聞きしますけれども、先ほどもちょっと議論がありましたが、民業を圧迫しているという議論が銀行の側からよく言われるんですね。けれども、実際は、これを見てもわかるように、

民業ができないこと、あるいは民業がやらないことを政局系金融機関が補完してきた、支えてきた、そういうことが言えるのではないかと思いま

すが、いかがでしょう。

○渡辺国務大臣 平成九年から十年にかけての金

融危機の際に貸し済り、貸しはがしが起つたといふのは、これは当時の金融機関の資本が相当傷んでしまつたという背景がございます。残念ながら、当時、銀行は、破綻前処理、破綻処理のセーフティーネットがなかつたという問題もございました。

そこで、大型破綻を受けて、預金保険法などの抜本的な改正を行いました。その結果、金融危機対応として、預金保険法百二条で、一号措置から三号措置まで、破綻前処理、破綻処理の枠組みが整つたわけでございます。地域金融機関においてもそういったセーフティーネット整備が行われてきているわけでございまして、あのときのようないふし渋り、貸しはがしというのが再来するという状況にはないものと考えております。

したがつて、そういつた非常時モードから平時モードへ大転換をしていく中で、民間金融機関はもつとリスクをとる金融を行つてほしいと念願してやみません。例えば、無担保無保証融資の世界であれば、スコアリングモデル融資というのが最近では非常に盛んになりつつございます。これは御案内のように中小企業向けで、大体五千萬ぐらいまででしょか、三百ぐらゐの審査で、保証人も要らない、担保も要らない、簡単審査でお金が借りられるという金融商品も誕生してきているわけですが、ざいまして、そういう民間がリスクをとつていくといふことが大事なことではなかろかと思つております。

○佐々木(憲)委員 民間がリスクをとるのは当然なんですね。これはもう、今までリスクをとらなすことによつていかに被害が中小企業に及んだかということを見れば明らかであります。問題は、政府系金融機関がどうなるのかということでございます。

ああいう危機は再来する状況にないと言いますけれども、一体これから何が起るかまだわかりません。そういうときに、政府系金融機関を市場

金、金融市场任せで果たしていいのかどうかと言われば、新しく会社を起こすというのが大事だと言われましたが、それを支える場合、なかなか民間銀行は貸さないんです、最初は、どういうと

きに貸すかと、例えば、政府系金融機関の

一つである国民生活金融公庫が最初融資をする、それを見て、ああ安心だというので民間銀行が貸し始めるわけです。最初の貸し出しは政府系金融機関がやるということになつていて、それが現実に。

それは、お配りした資料の六枚目に出ているわけですが、左下のところにグラフがあります。民間銀行は、国民生活金融公庫が融資をしている企業だということで貸し始めますが、最初は、開業時は、民間銀行の資金は一四・七%程度であります。次になりますと二一・八%、その後になりますと三五・四、さらに四〇・一、四二・六というように、民間銀行からの借り入れのある企業がふえていくわけですね。

そういう意味で、民間銀行の貸し出しをいわば誘導する、呼び水としての役割を果たしているわけですが、大臣、いかがでしょうか。

○渡辺国務大臣 今、佐々木委員、国民金融公庫

の例えを持ち出されましたけれども、民間金融機

関に、そういつた目つきのできる機能がかつては

ちょっと弱かったというのは事実だらうと思いま

す。かつて政府系金融機関がそいつた目つき、ノウハウを持っておつて、政府系金融機関から資金を借りて、今、公開企業になつたなどといふケースも幾つか私も存じ上げております。

民間金融機関がきちんとリスクをとり、リスク

管理を行い、こうした目つき機能を持つという

は当然のことなのであつて、今までそういうことが弱かつたなどと言わぬよう、今後は、こいつた積極的にリスクをとりに行く、なおかつ地域密着型の中小企業金融をやる、そういうことを期待したいと思います。

また、政府系金融機関においては、セーフティーネットとしての機能は残すわけですが、どこまで貸さないんす、最初は、どういうと

きに貸すかと、例えば、政府系金融機関の

一つである国民生活金融公庫が最初融資をする、それを見て、ああ安心だというので民間銀行が貸し始めるわけです。最初の貸し出しは政府系金融機関がやるということになつていて、それが現実に。

それは、お配りした資料の六枚目に出ているわけですが、左下のところにグラフがあります。民間銀行は、国民生活金融公庫が融資をしている企業だということで貸し始めますが、最初は、開業時は、民間銀行の資金は一四・七%程度であります。次になりますと二一・八%、その後になりますと三五・四、さらに四〇・一、四二・六というように、民間銀行からの借り入れのある企業がふえていくわけですね。

そういう意味で、民間銀行の貸し出しをいわば誘導する、呼び水としての役割を果たしているわけですが、大臣、いかがでしょうか。

○渡辺国務大臣 今、佐々木委員、国民金融公庫

の例えを持ち出されましたけれども、民間金融機

関に、そういつた目つきのできる機能がかつては

ちょっと弱かったというのは事実だらうと思いま

す。かつて政府系金融機関がそいつた目つき、ノウハウを持っておつて、政府系金融機関から資金を借りて、今、公開企業になつたなどといふ

ケースも幾つか私も存じ上げております。

民間金融機関がきちんとリスクをとり、リスク

管理を行い、こうした目つき機能を持つという

ある。信用できないと。要するに、雨の降つたときに傘を取り上げる、晴れたときには傘を出すと、いろいろな、よく言われることが実感としてここに書かれているわけです。

それから、右の方には、「民間金融機関は、全体的に損得勘定が優先される為、日先の取引に忙殺されがちだ。政府系金融機関は、やる気のある技術のある会社には育成する使命を持つて、るよう見受けられる。」二枚目にも同様のことが

テイーネットとしての機能は残すわけですが、そこまで貸さないんす、最初は、どういうと

きに貸すかと、例えば、政府系金融機関の

一つである国民生活金融公庫が最初融資をする、それを見て、ああ安心だというので民間銀行が貸し始めるわけです。最初の貸し出しは政府系金融機関がやるということになつていて、それが現実に。

それは、お配りした資料の六枚目に出ているわけですが、左下のところにグラフがあります。民間銀行は、国民生活金融公庫が融資をしている企業だということで貸し始めますが、最初は、開業時は、民間銀行の資金は一四・七%程度であります。次になりますと二一・八%、その後になりますと三五・四、さらに四〇・一、四二・六というように、民間銀行からの借り入れのある企業がふえていくわけですね。

そういう意味で、民間銀行の貸し出しをいわば誘導する、呼び水としての役割を果たしているわけですが、大臣、いかがでしょうか。

○渡辺国務大臣 今、佐々木委員、国民金融公庫

の例えを持ち出されましたけれども、民間金融機

関に、そういつた目つきのできる機能がかつては

ちょっと弱かったというのは事実だらうと思いま

す。かつて政府系金融機関がそいつた目つき、ノウハウを持っておつて、政府系金融機関から資金を借りて、今、公開企業になつたなどといふ

ケースも幾つか私も存じ上げております。

民間金融機関がきちんとリスクをとり、リスク

管理を行い、こうした目つき機能を持つという

ある。信用できないと。要するに、雨の降つたときに傘を取り上げる、晴れたときには傘を出すと、いろいろな、よく言われることが実感としてここに書かれているわけです。

それから、右の方には、「民間金融機関は、全

ての取引に忙殺されがちだ。政府系金融機関は、やる気のある技術のある会社には育成する使命を持つて、るよう見受けられる。」二枚目にも同様のことが

テイーネットとしての機能は残すわけですが、そこまで貸さないんす、最初は、どういうと

きに貸すかと、例えば、政府系金融機関の

一つである国民生活金融公庫が最初融資をする、それを見て、ああ安心だというので民間銀行が貸し始めるわけです。最初の貸し出しは政府系金融機関がやるということになつていて、それが現実に。

それは、お配りした資料の六枚目に出ているわけですが、左下のところにグラフがあります。民間銀行は、国民生活金融公庫が融資をしている企業だということで貸し始めますが、最初は、開業時は、民間銀行の資金は一四・七%程度であります。次になりますと二一・八%、その後になりますと三五・四、さらに四〇・一、四二・六というように、民間銀行からの借り入れのある企業がふえていくわけですね。

そういう意味で、民間銀行の貸し出しをいわば誘導する、呼び水としての役割を果たしているわけですが、大臣、いかがでしょうか。

○渡辺国務大臣 今、佐々木委員、国民金融公庫

の例えを持ち出されましたけれども、民間金融機

関に、そういつた目つきのできる機能がかつては

ちょっと弱かったというのは事実だらうと思いま

す。かつて政府系金融機関がそいつた目つき、ノウハウを持っておつて、政府系金融機関から資金を借りて、今、公開企業になつたなどといふ

ケースも幾つか私も存じ上げております。

民間金融機関がきちんとリスクをとり、リスク

管理を行い、こうした目つき機能を持つという

ああいう危機は再来する状況にないと言いますけれども、一体これから何が起るかまだわかりません。そういうときに、政府系金融機関を市場

金、金融市场任せで果たしていいのかどうかと言われば、新しく会社を起こすというのが大事だと

いふべきでございます。

また、政府系金融機関においては、セーフ

ティーネットとしての機能は残すわけですが、そこまで貸さないんす、最初は、どういうと

きに貸すかと、例えば、政府系金融機関の

一つである国民生活金融公庫が最初融資をする、それを見て、ああ安心だというので民間銀行が貸し始めるわけです。最初の貸し出しは政府系金融機関がやるということになつていて、それが現実に。

それは、お配りした資料の六枚目に出ているわけですが、左下のところにグラフがあります。民間銀行は、国民生活金融公庫が融資をしている企業だということで貸し始めますが、最初は、開業時は、民間銀行の資金は一四・七%程度であります。次になりますと二一・八%、その後になりますと三五・四、さらに四〇・一、四二・六というように、民間銀行からの借り入れのある企業がふえていくわけですね。

そういう意味で、民間銀行の貸し出しをいわば誘導する、呼び水としての役割を果たしているわけですが、大臣、いかがでしょうか。

○渡辺国務大臣 今、佐々木委員、国民金融公庫

の例えを持ち出されましたけれども、民間金融機

関に、そういつた目つきのできる機能がかつては

ちょっと弱かったというのは事実だらうと思いま

す。かつて政府系金融機関がそいつた目つき、ノウハウを持っておつて、政府系金融機関から資金を借りて、今、公開企業になつたなどといふ

ケースも幾つか私も存じ上げております。

民間金融機関がきちんとリスクをとり、リスク

管理を行い、こうした目つき機能を持つという

ある。信用できないと。要するに、雨の降つたときに傘を取り上げる、晴れたときには傘を出すと、いろいろな、よく言われることが実感としてここに書かれているわけです。

それから、右の方には、「民間金融機関は、全

ての取引に忙殺されがちだ。政府系金融機関は、やる気のある技術のある会社には育成する使命を持つて、るよう見受けられる。」二枚目にも同様のことが

テイーネットとしての機能は残すわけですが、そこまで貸さないんす、最初は、どういうと

きに貸すかと、例えば、政府系金融機関の

一つである国民生活金融公庫が最初融資をする、それを見て、ああ安心だというので民間銀行が貸し始めるわけです。最初の貸し出しは政府系金融機関がやるということになつていて、それが現実に。

それは、お配りした資料の六枚目に出ているわけですが、左下のところにグラフがあります。民間銀行は、国民生活金融公庫が融資をしている企業だということで貸し始めますが、最初は、開業時は、民間銀行の資金は一四・七%程度であります。次になりますと二一・八%、その後になりますと三五・四、さらに四〇・一、四二・六というように、民間銀行からの借り入れのある企業がふえていくわけですね。

そういう意味で、民間銀行の貸し出しをいわば誘導する、呼び水としての役割を果たしているわけですが、大臣、いかがでしょうか。

○渡辺国務大臣 今、佐々木委員、国民金融公庫

の例えを持ち出されましたけれども、民間金融機

関に、そういつた目つきのできる機能がかつては

ちょっと弱かったというのは事実だらうと思いま

す。かつて政府系金融機関がそいつた目つき、ノウハウを持っておつて、政府系金融機関から資金を借りて、今、公開企業になつたなどといふ

ケースも幾つか私も存じ上げております。

民間金融機関がきちんとリスクをとり、リスク

管理を行い、こうした目つき機能を持つという

ある。信用できないと。要するに、雨の降つたときに傘を取り上げる、晴れたときには傘を出すと、いろいろな、よく言われることが実感としてここに書かれているわけです。

それから、右の方には、「民間金融機関は、全

ての取引に忙殺されがちだ。政府系金融機関は、やる気のある技術のある会社には育成する使命を持つて、るよう見受けられる。」二枚目にも同様のことが

テイーネットとしての機能は残すわけですが、そこまで貸さないんす、最初は、どういうと

きに貸すかと、例えば、政府系金融機関の

一つである国民生活金融公庫が最初融資をする、それを見て、ああ安心だというので民間銀行が貸し始めるわけです。最初の貸し出しは政府系金融機関がやるということになつていて、それが現実に。

それは、お配りした資料の六枚目に出ているわけですが、左下のところにグラフがあります。民間銀行は、国民生活金融公庫が融資をしている企業だということで貸し始めますが、最初は、開業時は、民間銀行の資金は一四・七%程度であります。次になりますと二一・八%、その後になりますと三五・四、さらに四〇・一、四二・六というように、民間銀行からの借り入れのある企業がふえていくわけですね。

そういう意味で、民間銀行の貸し出しをいわば誘導する、呼び水としての役割を果たしているわけですが、大臣、いかがでしょうか。

○渡辺国務大臣 今、佐々木委員、国民金融公庫

の例えを持ち出されましたけれども、民間金融機

関に、そういつた目つきのできる機能がかつては

ちょっと弱かったというのは事実だらうと思いま

す。かつて政府系金融機関がそいつた目つき、ノウハウを持っておつて、政府系金融機関から資金を借りて、今、公開企業になつたなどといふ

ケースも幾つか私も存じ上げております。

民間金融機関がきちんとリスクをとり、リスク

管理を行い、こうした目つき機能を持つという

平成十九年四月二十四日印刷

平成十九年四月二十五日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

F